

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月30日
【計算期間】	第25期（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）
【ファンド名】	ノムラ外貨MMF (Nomura Multi Currency MMF)
【発行者名】	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役兼コンダクティング・オフィサー ジャンフランソワ・カプラス (Jean-François Caprasse, Director & Conducting Officer)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹野 康造
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 竹野 康造
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

(注1) 米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルおよびニュージーランドドル（以下「NZドル」といいます）の円貨換算は、平成29年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝111.29円、1豪ドル＝83.24円、1英ポンド＝143.56円、1カナダドル＝81.63円および1NZドル＝76.57円）によります。

(注2) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。

また、円貨への換算は、本書でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合があります。

(注3) 本書の中で、会計年度とは1月1日に始まり同年の12月31日に終わる1年を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① US マネー マーケット ファンド (US Money Market Fund)

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当り純資産価格を1米セントに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。

② 豪ドル マネー マーケット ファンド (Australian Dollar Money Market Fund)

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当り純資産価格を1豪セントに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。

③ 英ポンド マネー マーケット ファンド (G.B. Pound Money Market Fund)

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当り純資産価格を1英ペンスに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。

④ カナダドル マネー マーケット ファンド (Canadian Dollar Money Market Fund)

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当り純資産価格を1カナダセントに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。

⑤ NZドル マネー マーケット ファンド (New Zealand Dollar Money Market Fund)

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当り純資産価格を1NZセントに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。

各ファンドは、欧州のMMFの共通定義に関するCESR（欧州証券規制当局委員会）ガイドライン（10-049）（随時改正されます。）で定義される短期MMFとして運用されます。

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができます。

ノムラ外貨MMF（以下「トラスト」といいます。）は、5本の転換（スイッチング）可能なファンドをもつ、アンブレラ型ファンドです。

トラストはルクセンブルグの法律に基づいて設定された譲渡性のある有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型（契約型）投資信託です。

各ファンドは追加型で、各ファンドの受益証券は記名式無額面、各々の基準通貨建てです。

ファンドは信託期間中でも原則として換金（ファンド証券の買戻し）ができるタイプ（オープン・エンド型）です。

トラストは日本国内では税法上「公社債投資信託」に分類されます。

（２）【ファンドの沿革】

1991年 7 月 8 日 管理会社の設立

1991年 8 月 30 日 旧管理会社の設立
U S マネー マーケット ファンドのファンド約款締結

1991年 11 月 8 日 U S マネー マーケット ファンドの運用開始

1996年 9 月 26 日 U S マネー マーケット ファンドのファンド約款の変更

1999年 3 月 10 日 U S マネー マーケット ファンドのファンド約款の変更

1999年 4 月 1 日 管理会社をウェリントン・ルクセンブルグ・エス・シー・エイからグローバル・ファンズ・マネジ
メント・エス・エーに変更

1999年 5 月 10 日 アンブレラ・ファンドへの組織変更のための改正約款締結

1999年 6 月 1 日 アンブレラ・ファンドへの組織変更効力発生
保管受託銀行、支払・所在地・登録および名義書換事務代行会社をステート・ストリート・バン
ク・ルクセンブルグ・エス・エーからノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに変更

1999年 6 月 16 日 ユーロ マネー マーケット ファンドの運用開始

2000年 6 月 26 日 トラストの改正約款締結

2000年 7 月 17 日 豪ドル マネー マーケット ファンドおよび英ポンド マネー マーケット ファンドの運用開始

2001年 5 月 16 日 トラストの名称変更のための約款締結

2001年 6 月 2 日 コスモスMMFシリーズからノムラ外貨MMFに名称変更

2002年 9 月 5 日 トラストの変更済約款締結

2003年 5 月 23 日 トラストの変更済約款締結

2003年 8 月 21 日 トラストの変更済約款締結

2003年 9 月 29 日 カナダドル マネー マーケット ファンドの運用開始

2004年 5 月 21 日 トラストの変更済約款締結

2005年 8 月 10 日 トラストの変更済約款締結

2005年 9 月 27 日 N Z ドル マネー マーケット ファンドの運用開始

2007年 9 月 14 日 トラストの変更済約款締結

2007年 10 月 8 日 トラストの変更済約款締結

2007年 12 月 3 日 U S マネー マーケット ファンドの投資顧問会社をウェリントン・マネージメント・カンパニー・
エルエルピーからノムラ・アセット・マネジメント・U K ・リミテッドに変更

2011年 5 月 20 日 トラストの変更済約款締結

2012年 8 月 28 日 トラストの変更済約款締結

2014年 5 月 19 日 トラストの変更済約款締結

2015年 5 月 20 日 トラストの変更済約款締結

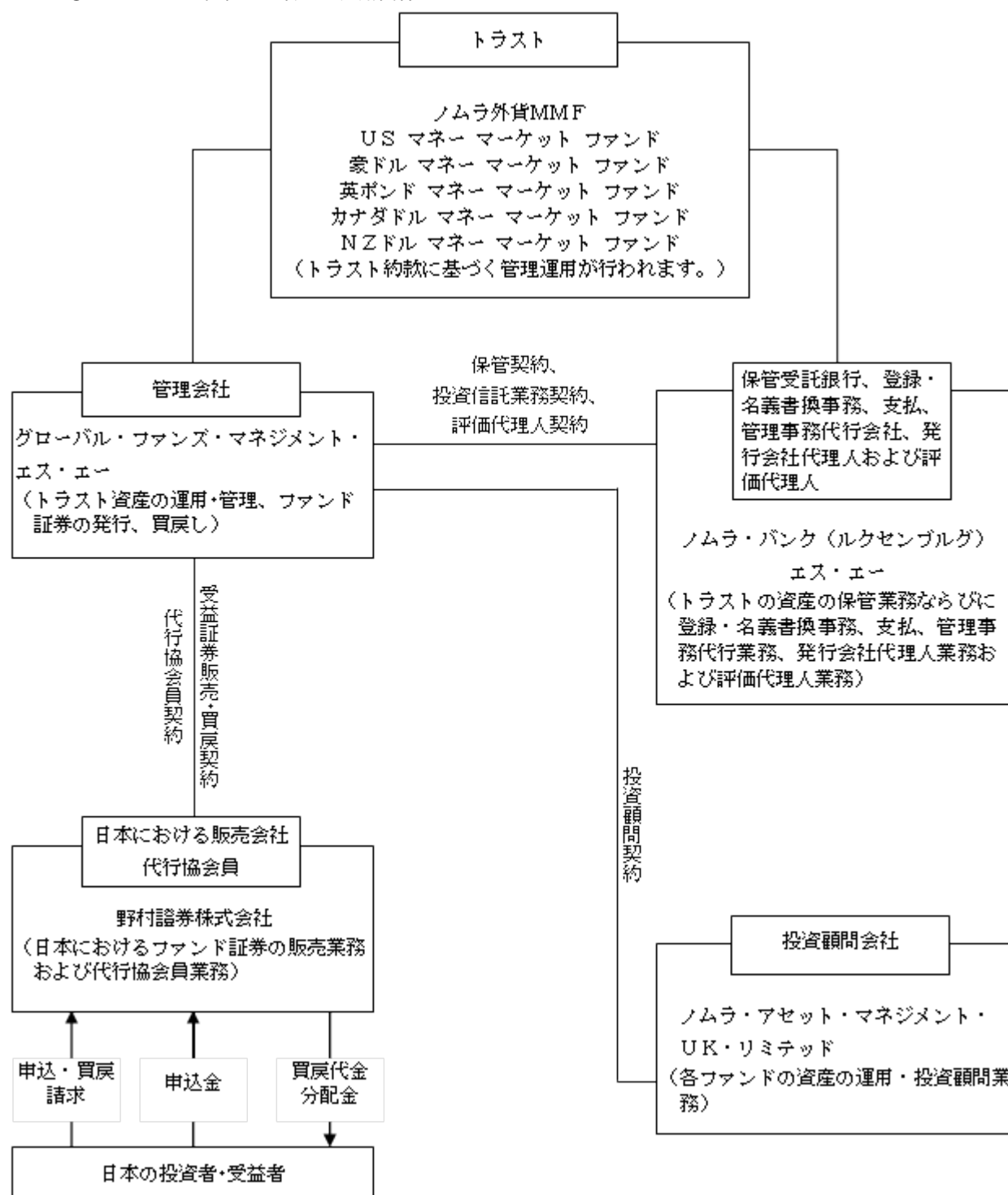
2016年 2 月 29 日 トラストの変更済約款締結

2016年 5 月 31 日 ユーロ マネー マーケット ファンドの信託期間終了

2016年 8 月 5 日 トラストの変更済約款締結

(3) 【トラストの仕組み】

① トラストの仕組み～管理・運用関係～



② 管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
①管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）	2016年8月5日付で締結され、2016年8月19日から効力を有するトラスト変更済約款。
②保管受託銀行、登録・名義書換事務、支払、管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）	管理会社と当会社との間で締結された2014年6月27日付保管契約（注1）に基づく、トラスト資産の保管業務。 管理会社と当会社との間で締結された2014年6月27日付投資信託業務契約（注2）に基づく、ファンド証券の発行、買戻し、登録、名義書換および純資産価格の計算業務ならびに記帳等の管理業務。 管理会社と当会社との間で締結された2014年4月30日付評価代理人契約（注3）に基づく、評価代理人業務。
③投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント・U.K.・リミテッド（Nomura Asset Management U.K. Limited）	管理会社と当会社との間で締結された2014年6月27日付修正・再録投資顧問契約（以下「投資顧問契約」（注4）といいます。）に基づく、ファンドに関する投資顧問業務。
④日本における代行協会会員	野村證券株式会社	管理会社と当会社との間で締結された代行協会会員契約（2015年5月20日付で締結された変更契約書により変更済）（注5）に基づく、日本における代行協会会員業務。
⑤日本における販売会社	野村證券株式会社	2017年2月6日付で管理会社と当会社との間で締結された修正・再録受益証券販売・買戻契約（以下「受益証券販売・買戻契約」（注6）といいます。）に基づく、日本におけるファンド証券の販売業務。

（注1）保管契約とは、ファンド約款の当該規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等トラスト資産の保管業務等を行うことを約する契約をいいます。

（注2）投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換事務、管理事務代行会社および発行会社代理人が、記録の維持、券面の処分、申込み、買戻しおよび転換の取扱い、純資産価格の計算等を行うことを約する契約をいいます。

（注3）評価代理人契約とは、管理会社によって任命された評価代理人が、トラストの資産および純資産額の評価を行うことを約する契約をいいます。

（注4）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約をいいます。

（注5）代行協会会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会会員がファンド証券に関する目論見書の配付、ファンド証券1口当りの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配付等を行うことを約する契約をいいます。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいいます。

③ 管理会社の概要

管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
設立準拠法	ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営等会社に関する基本的事項を規定しています。管理会社は、2010年12月17日の投資信託に関する法律（随時改正されます。以下「2010年法」といいます。）第16章のもとで、管理会社として2種類の認可を取得することができます。 ・オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）の範囲内におけるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）以外の投資ビークルの運用に責任を負うか、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）を任命しているAIFの管理会社として行為するか、または、一定の許容条件の範囲で一もしくは複数のAIFの管理に責任を負う管理会社。 ・外部のAIFMを任命することなくAIFMDの規定に基づくAIFの管理に責任を負う管理会社。 管理会社は、AIFMDに従うAIFMとして認可されています。
事業の目的	管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（随時改正されます。以下「2013年法」といいます。）第1条第46項に定義されるAIFMです。 管理会社の主な目的は、以下のとおりです。 ・ルクセンブルグ国内外において設立された、AIFMDで言うところのAIFに関し、2013年法第5条第2項及び同法別紙Iに基づき、AIFの資産に関する運用、管理、販売及びその他の業務を行うこと。 ・2010年法第125-2条に従い、ルクセンブルグで設立され、AIFMDで言うところのAIFとしての資格を有する契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する管理会社としての役割の遂行。
資本金の額	払込済資本金は、2017年4月末日現在、375,000ユーロ（約4,532万円）です。1株25,000ユーロ（約302万円）で記名式株式15株を発行済です。 （注）ユーロの円貨換算は、2017年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝120.85円）によります。以下、別段の表示がない場合、ユーロの金額表示はすべてこれによります。
沿革	1991年7月8日設立
大株主の状況	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番A棟のノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）が、15株すべてを所有しています。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

① ファンドの名称

ノムラ外貨MMF（Nomura Multi Currency MMF）

② ファンドの形態

トラストは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」といいます。）の民法および2010年法の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびファンド証券所持人（以下「受益者」といいます。）との間の契約関係を定める約款（以下「約款」といいます。）によって設定され、受益者の利益のために運用されるオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンド証券は需要に応じて、その時の純資産価格で販売され、また、取引日に、受益者の請求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっています。

トラストは、数種類のクラスの受益証券を発行し、発行手取金は、各クラスのために管理会社の取締役会が決定する投資目的および投資方針に従い、個別に投資されます。

受益者との関係では、トラストの各サブ・ファンドは、独立した主体と見做されます。

US マネー マーケット ファンド、豪ドル マネー マーケット ファンド、英ポンド マネー マーケット ファンド、カナダドル マネー マーケット ファンドおよびNZドル マネー マーケット ファンドは、アンブレラ・ファンドであるトラストのサブ・ファンドです。

③ 準拠法

ファンドの設立準拠法は、ルクセンブルクの民法です。

また、ファンドは2010年法パートII、大公国規則、およびルクセンブルクの金融監督委員会（Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「金融監督委員会」といいます。）の規則および通達に従っており、2013年法第1条第39項に定義されるAIFとしての資格を有しています。

④ 2010年法

(a) 2010年法は、パートIで譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）、パートIIで投資信託（「UCI」）を区分して取り扱っており、全体で以下の5つのパートにより構成されています。

パートI—UCITS（以下「パートI」といいます。）

パートII—その他のUCI（以下「パートII」といいます。）

パートIII—外国UCI

パートIV—管理会社

パートV—UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

(b) 2010年法のパートIに基づきUCITSとしての適格性を有するすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、簡易な通知手続きに従って、その株式または受益証券を自由に販売することができます。

(c) 2010年法第2条2項は、同法第3条を前提条件として、UCITSである投資信託を定義しています。

(i) 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および／または、2010年法の第41条(1)に記載される他の流動金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。

(ii) 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当すると見做されます。

⑤ 2013年法

(a) 2013年法は主にAIFMを規制しますがさらに、運用会社のみならず運用会社が運用する投資ビークル（AIF）に関連する多くの規定により構成されています。

2013年法は、AIFMDを施行し、主に(i) 2010年法、(ii) 特殊投資信託（SIF）に関するルクセンブルグ法および(iii) リスク・キャピタルに投資する投資法人（SICAR）に関するルクセンブルグ法を改訂するもので、AIFMDに関するこれらの法律における「商品」に関する要件を反映しています。

(b) 2013年法は、AIFを、以下の投資コンパートメントを含む投資信託として定義しています。

(i) 多数の投資家から資金を調達し、その投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

(ii) 欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達の2009/65/ECの要件（改正済）（以下「UCITS通達」といいます。）に基づく認可を必要としない投資信託（即ちUCITSとしての資格を有しない投資信託）。

(c) 2013年法はさらに、AIFの販売に関する規定を含みます。AIFMは2013年法に基づく認可を一度受ければ、当該AIFMは、規制当局間の簡易通知制度を利用することにより、AIFの株式または受益証券をEUの他の加盟国で販売することができます。

（５）【開示制度の概要】**① ルクセンブルグにおける開示****（a）金融監督委員会に対する開示**

ルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求されます。この場合、目論見書、年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出しなければなりません。

さらに、後記(6) 監督官庁の概要 ④「財務状況およびその他の情報に関する監督」に記載するように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人により監査され、金融監督委員会に提出されなければなりません。

トラストの公認監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

(PricewaterhouseCoopers Société coopérative) です。さらに、トラストは、金融監督委員会通達15/627に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されています。

（b）受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において、無料で受益者はこれを入手することができます。ファンドの運用履歴、日々の純資産価格、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったファンドまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において、公表されています。

最新の純資産価格、販売、買戻または転換価格および最新の宣言された分配金は管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において、公表されています。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲において、公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアション」（以下「RESA」といいます。）に公告されます。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとします。受益者の権利については、英文目論見書および約款に記載されています。

2013年法に従い、および英文目論見書に開示されない範囲について、以下の情報は、トラストの年次および半期報告書における開示により、または管理会社のウェブサイトにおいて、受益者に対し定期的に提供され、また、重要と判断される場合、受益者に対して通知がなされます。

- ・ファンド資産のうち、その非流動性により特別な指針の対象となる資産の比率
- ・ファンドの流動性の管理に係る新規の指針
- ・ファンドのリスク特性の変更および管理会社がそのリスクの管理に用いるリスク管理システムの変更
- ・(1) ファンドのために管理会社が使用することができるレバレッジの上限、(2) その上限の変更、(3) レバレッジ使用可能な条件およびレバレッジの使用制限、(4) 関連するリスクに対し使用できるレバレッジの種類
- ・担保を再利用する権利やレバレッジを組む場合に付与される保証
- ・各ファンドが用いるレバレッジの総額

② 日本における開示**（a）監督官庁に対する開示****（i）金融商品取引法上の開示**

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。ファンド証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、トラストの財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。なお、代行協会員は、日本証券業協会に有価証券届出書の写しおよび外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

（ii）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、トラストにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社は、トラストの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、トラストの資産について、トラ

ストの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、トラストの約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のトラストの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびトラストは金融監督委員会の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

① 登録の届出の受理

(a) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日のルクセンブルグ法の下でのリザーブド・オルタナティブ投資ファンドを除きます。）は、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければなりません。

(b) EU加盟国の監督官庁により認可されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）は、UCITS通達に適合しなければなりません。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づき金融監督委員会に所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができます。UCITS所在国の所轄官庁から金融監督委員会に対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となります。

トラストは、2010年法上のパートIIの投資信託として設定されており、EU加盟国では公衆に対する販売は行われません。2010年法第88-1条のもとで、トラストは、AIFMDおよびその施行規則（以下「AIFM規則」といいます。）ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定される、AIFとしての資格を有しています。

(c) 外国法に準拠して設立または運営されているオープン・エンド型の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその受益証券を販売するためには、当該投資信託が設立された国において、投資家の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければなりません。

(d) EUおよびEU以外のAIFのルクセンブルグの機関投資家への販売は、AIFM規則に規定される適用規則ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとします。

② 登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、金融監督委員会の通達を遵守しない場合、登録が拒絶または取消されることがあります。

また、投資信託の運用者または投資信託もしくは管理会社の取締役が金融監督委員会により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されることがあります。

登録が取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散および清算されることがあります。

③ 目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書および（必要とされる場合）その他特定の書類は、事前に金融監督委員会に提出しなければなりません。金融監督委員会は、目論見書およびその他特定の書類が適用ある法律、大公国規則および金融監督委員会の通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、査証を付してそれを証明します。

④ 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者および金融監督委員会に提出された情報の正確性を確保するため、投資信託は、公認監査人の監査を受けなければなりません。公認監査人は財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨を金融監督委員会に報告する義務を負います。公認監査人は、金融監督委員会が要求するすべての情報（投資信託の帳簿またはその他の記録を含みます。）を金融監督委員会に提出しなければなりません。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① US マネー マーケット ファンド

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当たり純資産価格を1米セントに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有する米ドル建ての短期金融商品に分散投資することにより、この投資目的の達成を図ります。

② 豪ドル マネー マーケット ファンド

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当たり純資産価格を1豪セントに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有する豪ドル建ての短期金融商品に分散投資することにより、この投資目的の達成を図ります。

③ 英ポンド マネー マーケット ファンド

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当たり純資産価格を1英ペンスに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有する英ポンド建ての短期金融商品に分散投資することにより、この投資目的の達成を図ります。

④ カナダドル マネー マーケット ファンド

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当たり純資産価格を1カナダセントに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有するカナダドル建ての短期金融商品に分散投資することにより、この投資目的の達成を図ります。

⑤ NZドル マネー マーケット ファンド

ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を得ることです。ファンドは、ファンド証券の1口当たり純資産価格を1NZセントに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有するNZドル建ての短期金融商品に分散投資することにより、この投資目的の達成を図ります。

投資目的および投資方針の変更

管理会社が、ファンドの投資目的および／または投資方針に関する重大な変更を行う場合、金融監督委員会の承認の受領後に、当該事項を英文目論見書に盛り込み、かつ、当該重大な変更の効力が発生する1ヶ月前までに、受益者に対し通知されるものとします。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該ファンド受益証券の買戻しを行うことができます。

（2）【投資対象】

① US マネー マーケット ファンド

ファンドが投資する短期金融商品の種類には、(i) 米国政府・その機関および下部機構、その他の国・その機関および下部機構、国際機関の証券、(ii) 米国内外の銀行の債務証券（銀行預金を含みます。）、(iii) 米国内外の民間企業および諸法人のコマーシャル・ペーパーおよびその他の短期債務証券、ならびに(iv) ファンドの投資目的に適合すると管理会社が判断するその他の投資対象も含まれます。

株式への投資または出資は行いません。

ファンドはまた、高い格付けを有する金融機関との間で信用度の高い証券により十分に担保された買戻し条件付契約（現先契約）を締結することができます。これらの取引においてファンドは主として買い手となり、相手方が証券の買戻しを実行するか買戻し期間が経過するより前に当該契約の対象である証券および債務証券を売却しません。

ファンドは、残存期間が397日以下の証券・金融商品に投資します。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。すべての投資対象の加重平均残存期間は60日以下とします。

投資対象は、S & P社の格付けでA-1以上、ムーディーズ社の格付けでP-1、または国際的に認知されている格付業者の1社からこれと同等の格付けを付与されたもの、または格付けを付与されていない場合は、投資時において管理会社がそれと同等の信用格付であると判断するものとします。

ファンドの投資対象および純資産価格は市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成され、ファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンド資産の50%超は、日本の金融商品取引法に基づく有価証券の定義に該当する証券（ただし第二条第二項に規定されるものを除きます。）に投資されますが、ファンド運用開始直後、大量の買戻しが予測される時、または管理会社のコントロールの及ばないその他の状況下においては例外とします。

② 豪ドル マネー マーケット ファンド

ファンドが投資する短期金融商品の種類には、(i) オーストラリア連邦政府・その機関および下部機構、その他の国・その機関および下部機構、国際機関の証券、(ii) オーストラリア内外の銀行の債務証券（銀行預金を含みます。）、(iii) オーストラリア内外の民間企業および諸法人のコマーシャル・ペーパーおよびその他の短期債務証券、ならびに(iv) ファンドの投資目的に適合すると管理会社が判断するその他の投資対象も含まれます。

株式への投資または出資は行いません。

ファンドはまた、高い格付けを有する金融機関との間で信用度の高い証券により十分に担保された買戻し条件付契約（現先契約）を締結することができます。これらの取引においてファンドは主として買い手となり、相手方が証券の買戻しを実行するか買戻し期間が経過するより前に当該契約の対象である証券および債務証券を売却しません。

ファンドは、残存期間が397日以下の証券・金融商品に投資します。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。すべての投資対象の加重平均残存期間は60日以下とします。

投資対象は、S & P社の格付けでA-1以上、ムーディーズ社の格付けでP-1、または国際的に認知されている格付業者の1社からこれと同等の格付けを付与されたもの、または格付けを付与されていない場合は、投資時において管理会社がそれと同等の信用格付であると判断するものとします。

ファンドの投資対象および純資産価格は市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成され、ファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンド資産の50%超は、日本の金融商品取引法に基づく有価証券の定義に該当する証券（ただし第二条第二項に規定されるものを除きます。）に投資されますが、ファンド運用開始直後、大量の買戻しが予測される時、または管理会社のコントロールの及ばないその他の状況下においては例外とします。

③ 英ポンド マネー マーケット ファンド

ファンドが投資する短期金融商品の種類には、(i) 英国政府・その機関および下部機構、その他の国・その機関および下部機構、国際機関の証券、(ii) 英国内外の銀行の債務証券（銀行預金を含みます。）、(iii) 英国内外の民間企業および諸法人のコマーシャル・ペーパーおよびその他の短期債務証券、ならびに(iv) ファンドの投資目的に適合すると管理会社が判断するその他の投資対象も含まれます。

株式への投資または出資は行いません。

ファンドはまた、高い格付けを有する金融機関との間で信用度の高い証券により十分に担保された買戻し条件付契約（現先契約）を締結することができます。これらの取引においてファンドは主として買い手となり、相手方が証券の買戻しを実行するか買戻し期間が経過するより前に当該契約の対象である証券および債務証券を売却しません。

ファンドは、残存期間が397日以下の証券・金融商品に投資します。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。すべての投資対象の加重平均残存期間は60日以下とします。

投資対象は、S & P社の格付けでA-1以上、ムーディーズ社の格付けでP-1、または国際的に認知されている格付業者の1社からこれと同等の格付けを付与されたもの、または格付けを付与されていない場合は、投資時において管理会社がそれと同等の信用格付であると判断するものとします。

ファンドの投資対象および純資産価格は市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成され、ファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンド資産の50%超は、日本の金融商品取引法に基づく有価証券の定義に該当する証券（ただし第二条第二項に規定されるものを除きます。）に投資されますが、ファンド運用開始直後、大量の買戻しが予測される時、または管理会社のコントロールの及ばないその他の状況下においては例外とします。

④ カナダドル マネー マーケット ファンド

ファンドが投資する短期金融商品の種類には、(i) カナダ政府・その機関および下部機構、その他の国・その機関および下部機構、国際機関の証券、(ii) カナダ内外の銀行の債務証券（銀行預金を含みます。）、(iii) カナダ内外の民間企業および諸法人のコマーシャル・ペーパーおよびその他の短期債務証券、ならびに(iv) ファンドの投資目的に適合すると管理会社が判断するその他の投資対象も含まれます。

株式への投資または出資は行いません。

ファンドはまた、高い格付けを有する金融機関との間で信用度の高い証券により十分に担保された買戻し条件付契約（現先契約）を締結することができます。これらの取引においてファンドは主として買い手となり、相手方が証券の買戻しを実行するか買戻し期間が経過するより前に当該契約の対象である証券および債務証券を売却しません。

ファンドは、残存期間が397日以下の証券・金融商品に投資します。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。すべての投資対象の加重平均残存期間は60日以下とします。

投資対象は、S & P社の格付けでA－1以上、ムーディーズ社の格付けでP－1、または国際的に認知されている格付業者の1社からこれと同等の格付けを付与されたもの、または格付けを付与されていない場合は、投資時において管理会社がそれと同等の信用格付であると判断するものとします。

ファンドの投資対象および純資産価格は市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成され、ファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンド資産の50%超は、日本の金融商品取引法に基づく有価証券の定義に該当する証券（ただし第二条第二項に規定されるものを除きます。）に投資されますが、ファンド運用開始直後、大量の買戻しが予測される時、または管理会社のコントロールの及ばないその他の状況下においては例外とします。

⑤ NZドル マネー マーケット ファンド

ファンドが投資する短期金融商品の種類には、(i) ニュージーランド政府・その機関および下部機構、その他の国・その機関および下部機構、国際機関の証券、(ii) ニュージーランド内外の銀行の債務証券（銀行預金を含みます。）、(iii) ニュージーランド内外の民間企業および諸法人のコマーシャル・ペーパーおよびその他の短期債務証券、ならびに(iv) ファンドの投資目的に適合すると管理会社が判断するその他の投資対象も含まれます。

株式への投資または出資は行いません。

ファンドはまた、高い格付けを有する金融機関との間で信用度の高い証券により十分に担保された買戻し条件付契約（現先契約）を締結することができます。これらの取引においてファンドは主として買い手となり、相手方が証券の買戻しを実行するか買戻し期間が経過するより前に当該契約の対象である証券および債務証券を売却しません。

ファンドは、残存期間が397日以下の証券・金融商品に投資します。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。すべての投資対象の加重平均残存期間は60日以下とします。

投資対象は、S & P社の格付けでA－1以上、ムーディーズ社の格付けでP－1、または国際的に認知されている格付業者の1社からこれと同等の格付けを付与されたもの、または格付けを付与されていない場合は、投資時において管理会社がそれと同等の信用格付であると判断するものとします。

ファンドの投資対象および純資産価格は市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成され、ファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンド資産の50%超は、日本の金融商品取引法に基づく有価証券の定義に該当する証券（ただし第二条第二項に規定されるものを除きます。）に投資されますが、ファンド運用開始直後、大量の買戻しが予測される時、または管理会社のコントロールの及ばないその他の状況下においては例外とします。

（3）【運用体制】

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのマネー・マーケット・ファンド・チームおよびクレジット・リサーチ・チームが中心となって、各ファンドの運用リスクを適切に管理し、これらファンドのポートフォリオを構築しています。

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのマネー・マーケット・ファンド・チームは、投資対象やファンドタイプによって分かれている同社のインベスト部門のチームのひとつで、ポートフォリオ・マネジャー3名で構成されています。また、クレジット・リサーチ・チームも同社インベスト部門のチームのひとつです。

各ファンドの運用は、ファンドの純資産総額、経済ファンダメンタルズ、金利リスクおよびクレジット・リスクなどの分析を通して、ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドにおいて毎月開かれるフィックス・インカム・インベストメント委員会で決定される投資方針を基に実行されます。

各ファンドの運用を中心的に行っているノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのチームの人員構成は以下のとおりです。

マネー・マーケット・ファンド・チーム

ポートフォリオ・マネジャー 3名

クレジット・リサーチ・チーム

信用分析アナリスト 6名（うち2名はポートフォリオ・マネジャーを兼任）

なお、この情報は2017年4月末日現在のものであり、随時変更されます。

管理会社は、ファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、ファンドの運用をノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドに委託しており、ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドはその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。投資顧問契約は、管理会社が投資顧問会社に対して、もしくは投資顧

間会社が管理会社に対して契約の終了日の3ヶ月以上前に書面による通知を行った場合、または投資顧問契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了します。また、ファンドの管理および保管に関するその他の委任事務は、関係する契約書に定められた条項に基づき、管理会社の取締役会が管理権限を有し、最終的な責任を負います。

（４）【分配方針】

管理会社は、各ファンドのファンド証券の1口当り純資産価格をそれぞれ1米セント、1豪セント、1英ペンス、1カナダセント、1NZセントに維持するために必要な額の分配を日々行う予定です。

ファンド証券については、当該ファンド証券の買付注文の受渡日当日から買戻請求の受渡日の前日までの期間について、分配が行われます。

毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグ、日本およびその他の関係国の分配金についての源泉税およびその他の税金を控除後）は当該再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

各ファンドの1口当り純資産価額が再投資日の直前の取引日に1米セント、1豪セント、1英ペンス、1カナダセント、1NZセントを下回る場合、再投資は、前取引日の1口当り純資産価格が1米セント、1豪セント、1英ペンス、1カナダセント、1NZセントである取引日（「繰延再投資日」）まで繰り延べられ、本来の再投資日の前日（当日を含みます。）までに宣言されたすべての分配金は繰延再投資日に再投資されます。再投資日以降繰延再投資日までに生じた分配金は、翌再投資日に再投資されます。

分配の結果、トラストの純資産総額が2010年法に規定されている最低額（125万ユーロ）を下回る場合は、分配を行うことができません。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、トラストに帰属します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

ファンド約款（第6条）に従い、ファンド資産の運用にあたり、管理会社またはその代理人は以下の制限を遵守します。

1. 管理会社は、ファンドのために、同一発行体の証券へのファンドの投資総額が、ファンドの純資産総額の10%を超える場合は、当該発行体の発行する証券にファンド資産を投資することはできません。かかる制限は、経済協力開発機構（「OECD」）加盟国もしくはその地方公共団体または（地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関が発行または保証する証券または当該証券を担保とする買戻し条件付契約には適用されません。
2. 管理会社は、ファンドのために、当該投資の結果、トラストの保有が同一発行体の発行する発行済有価証券の10%を超えることとなるような投資をしません。
3. 管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式または出資に対する投資も行いません。
4. 管理会社は、ファンドのために、当該投資の結果、オープン・エンド型の投資信託の受益証券へのファンドの投資総額が、ファンドの純資産総額の10%を超える場合は、かかる投資信託証券にファンド資産を投資しません。ファンドは、かかる投資信託の投資目的および投資方針が、ファンドの投資目的および投資方針と類似する場合以外は、かかる投資信託証券に投資しません。さらに、トラストと同一のプロモーターを有する投資信託に投資が行われる場合、ファンドのかかる投資資産に対し、発行手数料またはその他の取得費用および管理または顧問報酬は負担させません。

ただし、管理会社の取締役会は、ファンドが2010年法第174条第2項に従い、マネー・マーケット証券への投資のみを目的とする投資信託に適用される減額税率の適用資格を有する限り、管理会社は他の投資信託の受益証券に投資しません。管理会社は、ファンドのために、会社型投資信託の投資証券を取得しません。

5. 管理会社は、ファンドのために、不動産を購入または販売しません。ただし、管理会社は、ファンドのために、不動産もしくは不動産上の権利を担保としている証券、または不動産もしくは不動産上の権利に投資している会社が発行する証券に投資することができます。
6. 管理会社は、ファンドのために、商品、商品契約または商品もしくは商品についての権利を表章する証券に関する契約を締結してはならず、本制限上、かかる商品には貴金属およびこれらを表章する証券も含まれます。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資または商品を取引する会社の証券の売買を行うことができます。ただし、この制限は適用法令および約款の定める範囲内で管理会社が金融証書、株価指数および外国為替についての金融先物取引および先物予約（ならびにこれらに関するオプション）の売買を行うことを妨げるものではありません。
7. 管理会社は、ファンドのために、証券を信用で購入しません（ただし、下記14. および15. 記載の金融先物取引および為替契約の取得に関連して必要と見做される場合は、この限りではなく、また管理会社は、ファンドのために、

組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができます。）。また、管理会社は、証券の空売りをしません。

8. 管理会社は、ファンドのために、金銭その他の貸付けをしません。ただし、本制限において、適格な組入証券の取得は、金銭その他の貸付けとは見做しません。さらに、本制限は、管理会社がファンドの組入証券の貸付けを行うことを妨げません。
9. 管理会社は、ファンドのために、ファンドの純資産総額の10%を超えて借入れをしません。また、借入れをする場合は、ファンド証券の買戻し等の臨時または緊急の目的のための一時的措置として銀行からのみ行います。管理会社は、ファンドのために、既になされた約束を実行する場合または引受権を行使する場合を除いては、ファンドに借入れがある限りは証券を購入しません。
10. 管理会社は、ファンドのために、上記9. 記載の借入れおよび下記14. および15. 記載の金融先物取引および為替契約に関連して必要な場合を除いては、ファンドが所有もしくは保有する証券に抵当権もしくは質権等の担保権を設定せず、いかなる方法であれ当該証券を負担の担保として譲渡しません。
11. 管理会社は、ファンドのために、非上場・非登録の証券（※）や市場性のない証券または法制的もしくは契約上の制限により容易に販売できない証券または市場性のない証券には、当該取引の直後および取引の結果、ファンドの純資産総額の10%を超えることとなるような投資はしません。
（※公認の証券取引所またその他の規制市場で取引されていない証券をいいます。）
12. 管理会社は、ファンドのために、他の発行体の証券を引受けません。
13. 管理会社は、ファンドのために、法令または行政慣行に定められた条件および制限範囲内で、譲渡性のある証券に関して種々の投資技術または手段を用いることができます。ただし、かかる投資技術または手段は、組入証券を有効に運用する目的で用いるものとします。オプションに関して、
 - a) 管理会社は、ファンドのために、証券のプット・オプションまたはコール・オプションに投資しません。ただし（i）当該オプションが証券取引所に上場されまたは規制ある市場において取引されているもので、かつ（ii）当該オプションの取得価格（プレミアム）がファンドの純資産総額の15%を超えない場合を除きます。
 - b) 管理会社は、ファンドのために、証券のコール・オプションを売却することができません。ただし、管理会社は、ファンドのために、アンカバード・コール・オプションの行使価格の総額が、ファンドの純資産の25%を超えない場合アンカバード・コール・オプションを売却することができます（ただし、管理会社は、当該オプション販売の結果のポジションのカバーを常に確保し得る状況でなければなりません。）。
 - c) 管理会社は、ファンドのために、発行済のプット・オプションの権利行使価格総額をカバーする十分な流動資産を保有する場合にのみ、証券のプット・オプションを発行することができます。
14. 管理会社は、ファンドのために、外国為替に関する契約を行ってはなりません。ただし、管理会社は、ファンドのために、為替リスクのヘッジを目的として、以下に従い、為替先渡契約を行い、為替についてのコール・オプションを発行し、プット・オプションを買付けることができます。
 - a) これらの取引は、（公認で公開された）経常的に営業される規制ある市場で取引されている契約のみを対象として行うものとします。ただし、管理会社は、ファンドのために、これらの取引に習熟している格付けの高い金融機関と個別の契約により通貨または外国通貨の先渡売買を行うことができます。
 - b) 一通貨に関する取引は、原則として当該通貨建の総資産の評価額または当該資産の存続期間を超えてはなりません。ただし、管理会社は、ファンドのために、当該取引コストがファンドにとり有利である場合（同一の取引相手方との契約により）クロス取引を通じ関係通貨を買付けることができます。
15. 管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行いません。ただし、以下の場合はこの限りではありません。
 - a) 管理会社は、ファンドのために、ファンド資産の価格変動のリスクをヘッジする目的で、ファンド資産の対応部分の資産価格変動のリスクに対応する範囲内で金融先物契約に関する契約残高を保有することができます。
 - b) 管理会社は、ファンドのために、効率的なポートフォリオの運用を目的として、金融先物買付契約を締結することができます。ただし、当該先物ポジションに見合った額の十分な現金、短期債券もしくは証書（上記制限13. c) に従い、ファンドが保有しなければならないかもしれない流動資産は除きます。）または事前に決められている価格で売却可能な証券を保有する場合に限ります。
16. 管理会社は、ファンドのために、インデックス・オプション取引を行いません。

ファンドは、上記15. 記載の取引を行う場合、これらの取引が定期的に行われ、公認かつ公開の規制ある市場で取引される契約に限られます。

ファンドの資産の価格の後発的変動により、上記の1.、2.、4. および11. 記載の制限に抵触する事態が生じた場合は、投資有価証券の売却に際して、受益者の利益に留意しつつ、当該事態を是正することを特に優先します。

ファンドは、(a) 管理会社、(b) その関係会社、(c) 管理会社もしくはその関係会社の取締役、または(d) それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニエー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者

との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付けまたは金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ、国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、(i) 公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または(ii) 適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

ルクセンブルグの適用法令（2010年法、2013年法、および現行もしくは今後の関係ルクセンブルグ法、または施行令、通達、金融監督委員会の解釈、並びに具体的には、投資信託が利用する譲渡性証券や短期金融商品に関する手法および商品に適用される金融監督委員会通達08/356の規定（これらの法令が随時改正または代替される新法令））により許容される最大限の範囲およびそれらに定められる限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出す目的またはコストもしくはリスクを軽減する目的で、証券貸付取引および買戻し権付の売買取引、レポ契約・逆レポ契約の取引を行うことができます。

これらの取引に関連してファンドのために管理会社が受領する現金担保を、場合に応じ、上記の金融監督委員会通達のセクション I. C. a) に記載される規定に従い、(a) 日々純資産価額を計算し、かつ A A A またはそれと同等に格付けされるマネー・マーケット・ファンドにより発行される株式または受益証券、(b) 短期性銀行預金、(c) 2002年12月20日の投資信託に関する法律の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則で定義される短期金融商品、(d) E U加盟国、スイス、カナダ、日本、もしくは米国、またはそれらの地方自治体、または地域的もしくは世界的規模の E Uに関わる国際機関が発行または保証する短期債券、(e) 十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券、および(f) 逆レポ契約取引に対し、ファンドの投資目的および投資方針と相容れる方法で再投資することができます。

管理会社は、ファンド証券が販売される諸国の法令に従うために受益者の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時規定することができます。

3【投資リスク】

①リスク要因

管理会社は、リスク管理システムを用いており、また、トラストおよび各ファンドのリスクを監視する様々なリスク管理プロセスも有しています。

ファンドは、債券や短期金融商品など値動きのある証券に投資します。これらの投資対象には、主に以下のような性質があり、ファンド証券の1口当り純資産価格および日々の分配金額を変動させる要因となります。従って、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、ファンド証券1口当り純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの信託財産に生じた損益は全て受益者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

(i) 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇すると、債券価格は下落し、ファンド証券の1口当り純資産価格が下落する要因となります。また、金利が低下すると短期金融商品からの収益が減少する要因となります。

(ii) 信用リスク

信用リスクとは、ファンドが投資する債券および短期金融商品の発行体が財政上の困難、経営不振その他の理由により、元利金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行リスク）をいいます。一般に債務不履行が発生する場合、またはそのおそれがある場合には、債券および短期金融商品の価格は下落し、1口当り純資産価格が下落する要因となります。

また、発行体の信用格付の変更に伴い、債券および短期金融商品の価格が下落するリスクもあります。

(iii) 為替リスク

US マネー マーケット ファンドは米ドル、豪ドル マネー マーケット ファンドは豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドは英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドはカナダドル、NZドル マネー マーケット ファンドはNZドルを基準通貨としています。従って、日本円で投資する投資家は、外国為替市場の変動を反映して、その保有する価値が、円貨換算することにより、当初投資した金額を下回ることがありますのでご留意下さい。

(iv) 純資産価格が一定のファンド（constant Net Asset Value fund）のリスク

ファンドは、受益者が受益証券を換金もしくは購入する際の純資産価格を一定（各ファンドについてそれぞれ1米セント、1豪セント、1英ペンス、1カナダセント、1NZセント）に保つことをめざすファンドです。ただし、ファンドの保有資産の純資産額は変動し、市場価格は、換金時または購入時の受益証券の1口当り純資産価格（各ファンドについてそれぞれ1米セント、1豪セント、1英ペンス、1カナダセント、1NZセント）から乖離することがあります。受益証券の1口当り純資産価格を一定に維持するために、ファンドは償却原価法により資産を評価します。償却原価法によって決定した評価額と市場価格に基づく評価額の差が規定の範囲を超えた場合には、管理会社またはその指定する代理人は、その差を縮小するための措置（純資産価格を一定に保つために、各受益者の保有口数を減少させるなどの措置）をとる必要があります。また、受益者から想定外の大量の換金があった場合、ファンドは、元本を割り込むような、購入時よりも低い価格で資産を売却せざるを得なくなり、その結果、純資産価格を一定に維持できない可能性があります。

(v) 証券貸付、買戻取引権の売買およびレポ・逆レポ契約の取引に関連した特定のリスク

これらの手法や商品の利用は一定のリスクを伴っており、かかるリスクの一部については本項の各文節に挙げられていますが、その利用により得ることを追求する目的が達成されとの確約はできません。

ファンドが買付人として行為する逆レポ取引や買戻権の売買取引に関しては、証券の買付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、または当該証券の取引市場の非流動性によるかを問わず、当初支払われた資金を下回ることになるというリスク、(B) (i) 過剰な規模もしくは期間の取引における資金の焦付き、(ii) 満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券買付、もしくはより一般的には再投資に対応する能力を制限することがあるというリスクが存在することを受益者は特に承知していなければなりません。

ファンドが売付人として行為するレポ取引や買戻権の売買に関しては、証券の売付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 取引相手に売付けられた証券の価格が、当該証券の価格の市場での値上がりまたはその発行体の信用格付の向上によるかを問わず、当初の受取資金を上回ることになるというリスク、(B) (i) 過剰な規模もしくは期間の取引における投資持分の焦付き、(ii) 売付け証券の満期時の回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限することがあるというリスクが存在することを受益者は特に承知していなければなりません。

証券貸付取引に関しては、(A) ファンドにより貸し付けられる証券の借り手が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保物件が、当該担保物件の不適正な価格付け、当該担保物件の価格の不利な市場動向、当該担

保物件の発行体の信用格付の悪化、または当該担保物件の取引市場の非流動性によるかを問わず、貸し出された証券の価格を下回る価格で換金されることになりうるというリスク、(B) 現金担保の再投資の場合は、かかる再投資は、(i) 相応のリスクを伴ったレバレッジおよび損失リスクやボラティリティ・リスクを生み出すことがあり、(ii) ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことがあり、または(iii) 回収額が担保物件の金額を下回るというリスク、また(C) 貸付証券の返還の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限するというリスクが存在することを受益者は特に承知していなければなりません。

※純資産価格の変動要因は上記に限定されるものではありません。

ファンドのリスク特性

・US マネー マーケット ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。ファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にする事で（加重平均残存期間は60日以下）軽減されます。

ファンドは、主に、米ドル建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券は、S & P社の格付けでA-1以上、ムーディーズ社の格付けでP-1と質が高い（信用度が高い）ため、ファンドの信用リスクは限定的です。

ファンドは、流動性が限定的な商品（短期債券等）に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う場合があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

・豪ドル マネー マーケット ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。ファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にする事で（加重平均残存期間は60日以下）軽減されます。

ファンドは、主に、豪ドル建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券は、S & P社の格付けでA-1以上、ムーディーズ社の格付けでP-1と質が高い（信用度が高い）ため、ファンドの信用リスクは限定的です。

ファンドは、流動性が限定的な商品（短期債券等）に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う場合があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

・英ポンド マネー マーケット ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。ファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にする事で（加重平均残存期間は60日以下）軽減されます。

ファンドは、主に、英ポンド建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券は、S & P社の格付けでA-1以上、ムーディーズ社の格付けでP-1と質が高い（信用度が高い）ため、ファンドの信用リスクは限定的です。

ファンドは、流動性が限定的な商品（短期債券等）に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う場合があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

・カナダドル マネー マーケット ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。ファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にする事で（加重平均残存期間は60日以下）軽減されます。

ファンドは、主に、カナダドル建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券は、S & P社の格付けでA-1以上、ムーディーズ社の格付けでP-1と質が高い（信用度が高い）ため、ファンドの信用リスクは限定的です。

ファンドは、流動性が限定的な商品（短期債券等）に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う場合があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

・NZドル マネー マーケット ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。ファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にする事で（加重平均残存期間は60日以下）軽減されます。

ファンドは、主に、NZドル建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券は、S & P社の格付けでA－1以上、ムーディーズ社の格付けでP－1と質が高い（信用度が高い）ため、ファンドの信用リスクは限定的です。

ファンドは、流動性が限定的な商品（短期債券等）に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う場合があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

利益相反

投資顧問会社および／または保管受託銀行および管理事務代行会社（各々の取締役、役員、従業員を含む）に利益相反が生じることがあります。つまり、投資顧問会社、保管受託銀行、および管理事務代行会社は、トラストのためにのみ、その役務を行うのではなく、トラストの受益者と相反する利害を有するその他第三者のためにも行うことがあります。かかる場合、投資顧問会社は、とりわけ投資目的、投資戦略、投資制限、および各関係者の投資に充当可能な資金を勘案して合理的かつ公正であるとみなす方法で、彼らが助言または運用を行う各関係者間に投資の機会を配分します。

利益相反は、トラストが(i) 投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社と関係のある会社が運用、助言、または支配する企業に関係する投資を行うことがあるという事実、または(ii) 投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社によって運用、助言、または支配される第三者に対しトラストの保有資産を売却することがあるという事実によっても発生することがあります。かかる場合、各々は、トラストに関連してその当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常時配慮します。特に、利益相反が生じ得る取引または投資を行う際には、受益者にとって可能な限り最善の利益を求めるという義務を限定することなく、各々は、かかる利益相反が通常の商取引ベースで公正に解決されるように努めます。

投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、トラストの投資行動に関連して利益相反の発生をもたらす、彼ら自身またはその関連会社が関わる取引行動についてトラストに通知します。

投資顧問会社は、そのすべての時間または大半の時間をトラストの業務に費やすことを要求されるのではなく、投資顧問契約に基づくその義務の遂行に関連して適正に努力することのみを要求されます。

諸規制やトラストの投資方針により、投資顧問会社により運用される他の運用口座または投資ビークルに提供される投資の機会への参加を、トラストが禁じられることがあります。

さらに、利益相反は、保管受託銀行と評価代理人が同一の事業体であることによって発生することがあります。しかし、保管受託銀行の業務は、評価代理人の業務とは機能的かつ階層的に分離されています。潜在的利益相反の特定、管理および監視は、管理会社の方針および手法に基づき実施されます。保管受託銀行および評価代理人の業務を行うにあたっては、2013年法の規定を遵守し、また、当該利益相反の公正かつ対等な立場での解決を目指します。

管理会社は、特定された利益相反を、自社の利益相反方針に従い管理および監視し、要求される範囲において2013年法に従い受益者に開示します。

デリバティブ取引

トラストは日本証券業協会の規則に定められたデリバティブ取引を行っておりません。

レバレッジ

委員会委任規則（EU）第231／13号（以下「委員会委任規則」といいます。）および2013年法に従い、「レバレッジ」は、現金もしくは証券の借入れを通じて、もしくはデリバティブ・ポジションの使用によるもの、またはその他の方法によるかを問わず、AIFMの管理するAIFのエクスポージャーを増加させる手法として定義されます。

委員会委任規則は、委員会委任規則第7条に定める「グロス法」および委員会委任規則第8条に定める「コミットメント法」の2種類の計算方法に基づいてAIFMがレバレッジを監視することを要求しています。どちらの方法においても、レバレッジは、ファンドのポジションの市場価格の絶対値の合計として計算され、AIFの純資産総額に対するエクスポージャーの比率として表示されます。個々の金融デリバティブ商品の市場価格は、同等の対象ポジションの個々の市場価格（絶対値で表示）により転換されるものとします。金融デリバティブ商品の転換規則は、委員会委任規則別紙IIに定める既定の算式に基づいています。

コミットメント法では、AIFのエクスポージャーを計算する際、以下の条件のすべてを満たす場合には、ヘッジ取引が考慮されるものとします。

- a) ヘッジ取引に関するポジションがリターンを生み出すことを目的とせず、かつ、一般的リスクおよび特定のリスクが相殺されていること。
- b) AIFのレベルにおいて市場リスクの検証可能な軽減があること。

c) デリバティブ商品に関連する一般的リスクおよび特定のリスク（もしあれば）が相殺されていること。

d) 同一の資産クラスに関連するヘッジ取引であること。

e) ヘッジ取引がストレスのかかった市場状況において有効であること。

前項に従い、為替ヘッジの目的で用いられ、増分エクスポージャー、レバレッジまたはその他のリスクを追加しないデリバティブ商品は、計算に含まれないものとします。

委員会委任規則の意味する範囲では、トラストおよびファンドは、大幅なレバレッジをかけられていないと考えられています。したがって、AIFMがファンドのために用いることができるレバレッジの予想最大レベルは、通常の市場状況において、かつ、受益証券の発行および買戻しにより要求される場合を除き、「コミットメント」法を用いた場合は純資産総額の100%を超えないものとし、「グロス」法を用いた場合は純資産総額の100%を超えないものとします。

ファンドのレバレッジを計算する目的において、

ーコミットメント法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションのエクスポージャーを考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従って各デリバティブ商品のポジションを当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、ネットティングおよびヘッジ取引を適用し、借入れ（委員会委任規則別紙Ⅰの(3) および(10) から(13) に基づいて計算されるその他の取引を含み、エクスポージャーを増加させるもの）の再投資により生じるエクスポージャーを計算します（以下「コミットメント法」といいます。）。

ーグロス法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションの価値を考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従ってデリバティブ商品を当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、現金借入れの再投資により生じるエクスポージャー（換金された投資証券の市場価格または委員会委任規則別紙Ⅰの(1) および(2) に記載の現金借入総額のうちいずれか高いほうで表示されます。）を含み、委員会委任規則別紙Ⅰの(3) および(10) から(13) のレポ契約または逆レポ契約および証券貸付取引もしくは証券借入取引またはその他の取引におけるポジションを含みますが、(i) ファンドの基準通貨で保有される極めて流動性の高い投資対象である現金および現金等価物（既知の金額の現金に容易に換金することができ、価値の変動リスクがわずかであり、かつリターンが3か月物の質の高い国債の利率を超えないもの）の価値は除外し、(ii) (i) に記載の現金または現金等価物としての借入であり、かつその支払金額が判明しているものについても除外します（以下「グロス法」といいます。）。

グロス法は、ファンドの純資産総額（NAV）と比較したファンド資産の全体的なエクスポージャーを強調するのに対し、コミットメント法は、投資顧問会社を用いるヘッジおよびネットティングの技法の見方を提供します。受益者は、レバレッジがファンドに対する特有のリスク指標であると考えてはなりません。高いレバレッジが必ずしも高いリスクを意味するものではなく、逆に、低いレバレッジが必ずしも低いリスクを意味するものではありません。レバレッジに関する情報は、投資家がファンドに投資する前に完全なリスク／リターン分析を行うことに利用できるものではありません。

疑義を避けるために付言すると、上記のレバレッジ計算方法および関連する制限は、AIFMD、委員会委任規則およびルクセンブルグの適用法に基づいており、約款に定められた投資制限とは無関係です。したがって、ファンドは、引き続き約款に定められた投資制限を遵守して管理されます。

②リスクに対する管理体制

各ファンドのリスク管理体制については、「運用体制」をご参照下さい。

参考情報

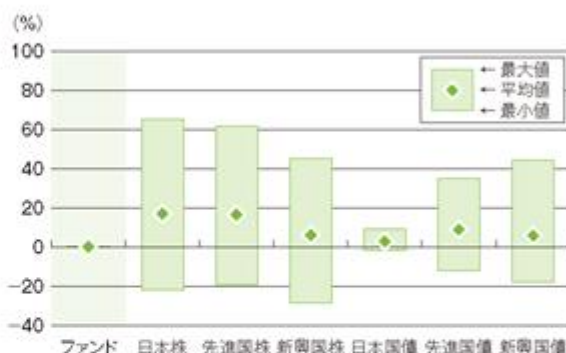
ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

US マネー マーケット ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2012年5月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2012年5月～2017年4月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	0.47	65.0	61.8	45.3	9.1	34.9	44.1
最小値(%)	0.12	-22.0	-19.2	-28.6	-1.8	-12.3	-18.1
平均値(%)	0.21	16.9	16.5	6.1	2.8	8.9	5.8

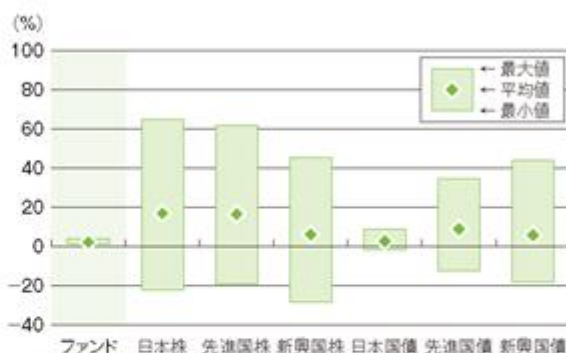
出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2012年5月～2017年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

豪ドル マネー マーケット ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2012年5月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2012年5月～2017年4月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	4.11	65.0	61.8	45.3	9.1	34.9	44.1
最小値(%)	1.36	-22.0	-19.2	-28.6	-1.8	-12.3	-18.1
平均値(%)	2.27	16.9	16.5	6.1	2.8	8.9	5.8

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2012年5月～2017年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

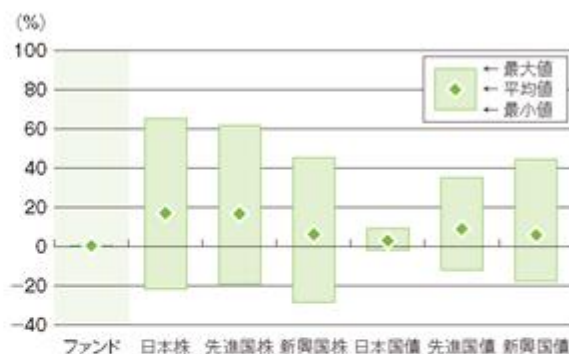
ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

英ポンド マネー マーケット ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2012年5月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2012年5月～2017年4月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である英ポンド建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	0.39	65.0	61.8	45.3	9.1	34.9	44.1
最小値(%)	0.17	-22.0	-19.2	-28.6	-1.8	-12.3	-18.1
平均値(%)	0.24	16.9	16.5	6.1	2.8	8.9	5.8

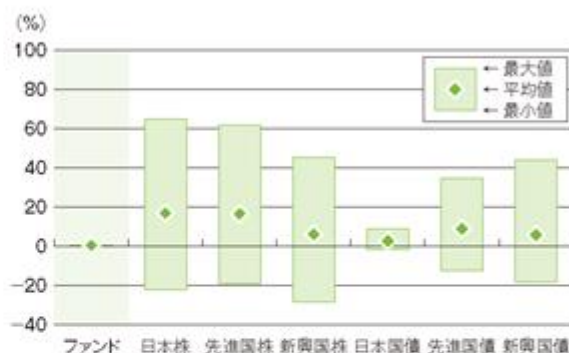
出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2012年5月～2017年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

カナダドル マネー マーケット ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2012年5月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2012年5月～2017年4月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨であるカナダドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	0.51	65.0	61.8	45.3	9.1	34.9	44.1
最小値(%)	0.27	-22.0	-19.2	-28.6	-1.8	-12.3	-18.1
平均値(%)	0.42	16.9	16.5	6.1	2.8	8.9	5.8

出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2012年5月～2017年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

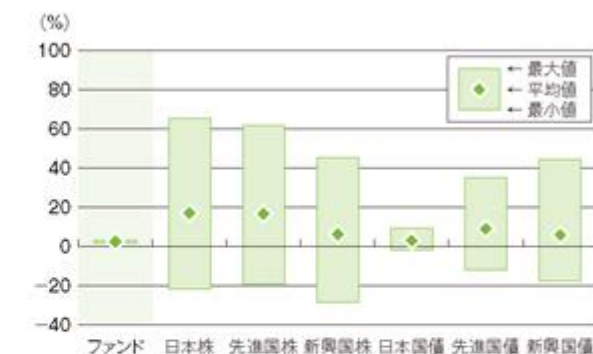
ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

NZドル マネー マーケット ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2012年5月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2012年5月～2017年4月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨であるNZドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	3.04	65.0	61.8	45.3	9.1	34.9	44.1
最小値(%)	1.68	-22.0	-19.2	-28.6	-1.8	-12.3	-18.1
平均値(%)	2.29	16.9	16.5	6.1	2.8	8.9	5.8

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2012年5月～2017年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(ご注意)

- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日本株・・・TOPIX(配当込み)
先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス
新興国株・・・S&P新興国総合指数
日本国債・・・ブルームバーグ/ EFFAS債券・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)
先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)
(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)およびシティ新興国市場国債インデックス(円ベース)はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 日本国内における申込手数料
日本国内において購入時には申込手数料は徴収されません。
- ② 海外における申込手数料
海外において申込手数料は徴収されません。

（２）【買戻し手数料】

- ① 日本国内における買戻し手数料
日本国内において買戻し手数料は徴収されません。
- ② 海外における買戻し手数料
海外において買戻し手数料は徴収されません。

（３）【管理報酬等】

① 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、トラスト資産から年間15,000米ドルのトラスト管理報酬を受領します。

管理報酬とは、(i)ファンドの投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに(ii)ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務の対価として管理会社へ支払われるものです。

投資顧問会社は、ファンド資産から四半期末毎に、以下の料率の報酬を受領します。

(i) US マネー マーケット ファンド

純資産総額	年率
2億5,000万米ドルまでの部分	0.150%
2億5,000万米ドル超5億米ドルまでの部分	0.125%
5億米ドル超20億米ドルまでの部分	0.100%
20億米ドル超の部分	0.075%

(ii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

純資産総額	年率
4億豪ドルまでの部分	0.150%
4億豪ドル超8億豪ドルまでの部分	0.125%
8億豪ドル超32億豪ドルまでの部分	0.100%
32億豪ドル超の部分	0.075%

(iii) 英ポンド マネー マーケット ファンド

純資産総額	年率
1億5,000万英ポンドまでの部分	0.150%
1億5,000万英ポンド超3億英ポンドまでの部分	0.125%
3億英ポンド超12億英ポンドまでの部分	0.100%
12億英ポンド超の部分	0.075%

(iv) カナダドル マネー マーケット ファンド

純資産総額	年率
4億カナダドルまでの部分	0.150%
4億カナダドル超8億カナダドルまでの部分	0.125%
8億カナダドル超32億カナダドルまでの部分	0.100%
32億カナダドル超の部分	0.075%

(v) NZドル マネー マーケット ファンド

純資産総額	年率
4億NZドルまでの部分	0.150%
4億NZドル超8億NZドルまでの部分	0.125%
8億NZドル超32億NZドルまでの部分	0.100%
32億NZドル超の部分	0.075%

投資顧問報酬とは、ファンドに関する投資判断等、目論見書に記載される投資目的および投資方針の達成をめざし、約款および適用される法令に従って行うファンド資産の投資および再投資業務の対価として投資顧問会社へ支払われるものです。

2016年12月31日に終了した会計年度にトラストが支払った管理報酬および投資顧問報酬は、US マネー マーケット ファンドにつき2,241,277米ドル、豪ドル マネー マーケット ファンドにつき3,335,558豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドにつき35,470英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドにつき81,827カナダドル、NZドル マネー マーケット ファンドにつき965,808NZドルでした。

② 保管報酬および管理事務代行報酬

保管受託銀行は、ファンド資産から、関連するファンドの日々の純資産総額の平均額の合計で年率0.04%以下の保管報酬および管理事務代行報酬を各四半期末毎に受領する権利を有します（管理報酬相当額（年間15,000米ドル）は当該報酬から差引かれます。）。かかる報酬はファンドの純資産総額に応じたものであり、四半期毎に支払われます。

保管報酬とは、(i)ファンド資産である金融商品およびその他資産の保管業務、(ii)キャッシュ・フローの監視業務、ならびに(iii)選定された監督・監視業務の実施への対価として保管受託銀行へ支払われるものです。

管理事務代行報酬とは、(i)ファンドの純資産価格の計算業務、(ii)ファンドの会計書類作成業務、(iii)法務およびファンド会計管理業務、(iv)マネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与防止業務、(v)法令遵守に関するモニタリング、(vi)受益者名簿の管理、(vii)収益分配業務、(viii)ファンドの購入・換金等受付け業務、ならびに(ix)記録管理業務への対価として管理事務代行会社へ支払われるものです。

また、電話、テレックス、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費ならびにトラスト資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の通常の保管料は、トラスト負担です。

2016年12月31日に終了した会計年度にトラストが支払った保管報酬および管理事務代行報酬は、US マネー マーケット ファンドにつき975,045米ドル、豪ドル マネー マーケット ファンドにつき1,220,421豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドにつき15,743英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドにつき35,758カナダドル、NZドル マネー マーケット ファンドにつき278,926NZドルでした。

③ 代行協会員報酬

代行協会員は、毎月、当該月中のトラストの日々の純資産総額の平均額の年率0.1%以下の報酬を受領する権利を有します。

代行協会員報酬とは、ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書、運用報告書等の販売会社または販売取扱会社への送付義務、ならびにこれらに付随する業務の対価として代行協会員へ支払われるものです。

2016年12月31日に終了した会計年度にトラストが支払った代行協会員報酬は、US マネー マーケット ファンドにつき2,362,524米ドル、豪ドル マネー マーケット ファンドにつき3,037,930豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドにつき37,425英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドにつき86,273カナダドル、NZドル マネー マーケット ファンドにつき692,646NZドルでした。

④ 販売会社報酬

日本における販売会社は、毎月末毎に、当該月中の各ファンド（当該販売会社が販売し買戻されていない分）の日々の純資産総額の平均額の年率0.4%以下の報酬を受領する権利を有します。

販売会社報酬とは、ファンドの販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等の業務に関する対価として販売会社へ支払われるものです。

2016年12月31日に終了した会計年度にトラストが支払った販売会社報酬は、U S マネー マーケット ファンドにつき5,938,516米ドル、豪ドル マネー マーケット ファンドにつき12,151,725豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドにつき94,397英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドにつき217,011カナダドル、N Z ドル マネー マーケット ファンドにつき2,770,588N Z ドルでした。

⑤ 評価代理人報酬

評価代理人はその役割についていかなる報酬も受領しません。

なお、一部の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。

2017年4月末現在の報酬率は以下の通りです。

ただし、今後の金利水準に応じて、変動する可能性があります。

投資顧問報酬	<U S マネー マーケット ファンド> 2 億5,000万米ドルまでの部分 2 億5,000万米ドル超 5 億米ドルまでの部分 5 億米ドル超20億米ドルまでの部分 20億米ドル超の部分 <豪ドル マネー マーケット ファンド> 4 億豪ドルまでの部分 4 億豪ドル超 8 億豪ドルまでの部分 8 億豪ドル超32億豪ドルまでの部分 32億豪ドル超の部分 <英ポンド マネー マーケット ファンド> <カナダドル マネー マーケット ファンド> <N Z ドル マネー マーケット ファンド> 4 億N Z ドルまでの部分 4 億N Z ドル超 8 億N Z ドルまでの部分 8 億N Z ドル超32億N Z ドルまでの部分 32億N Z ドル超の部分	年率0.150% 年率0.125% 年率0.100% 年率0.075% 年率0.150% 年率0.125% 年率0.100% 年率0.075% 年率0.035% 年率0.075% 年率0.150% 年率0.125% 年率0.100% 年率0.075%
保管報酬および管理事務代行報酬	U S マネー マーケット ファンド 豪ドル マネー マーケット ファンド 英ポンド マネー マーケット ファンド カナダドル マネー マーケット ファンド N Z ドル マネー マーケット ファンド	年率0.040% 年率0.040% 年率0.016% 年率0.032% 年率0.040%
代行協会員報酬	U S マネー マーケット ファンド 豪ドル マネー マーケット ファンド 英ポンド マネー マーケット ファンド カナダドル マネー マーケット ファンド N Z ドル マネー マーケット ファンド	年率0.100% 年率0.100% 年率0.037% 年率0.079% 年率0.100%
販売会社報酬	U S マネー マーケット ファンド 豪ドル マネー マーケット ファンド 英ポンド マネー マーケット ファンド カナダドル マネー マーケット ファンド N Z ドル マネー マーケット ファンド	年率0.350% 年率0.400% 年率0.094% 年率0.198% 年率0.400%

（４）【その他の手数料等】

トラストはその他以下の費用も負担することができます。

（a）トラスト資産および収益に課せられる一切の税金

トラストが負担する税金は、トラストの純資産総額に対し四半期毎に課せられる年率0.01%の年次税およびトラストの投資証券の収益支払の際に当該支払国において徴収される源泉徴収税等です。

（b）トラストの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料**（c）登録・名義書換事務、支払、管理事務代行会社、発行代理人に対する合理的な額の実費****（d）代行協会員が負担したすべての合理的な実費および費用****（e）受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った法的費用****（f）その他、次の費用を含む管理費用**

- ・ 券面印刷費
- ・ 約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含むトラストに関するその他の書類を作成、印刷し、既存および将来の投資者に配付し、ファンド証券の販売またはトラストに関し管轄権を有する一切の監督当局（その他の証券業協会を含みます。）に提出する費用
- ・ 法律または上記監督当局の所管する諸規則のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質的な保有者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成かつ配付する費用
- ・ 会計、記帳および日々の純資産価額計算に要する費用
- ・ 受益者への通知公告の作成、配付費用
- ・ 弁護士の報酬（ファンドに関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価）および監査人の報酬（ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価）。
- ・ ファンド証券が上場される証券取引所の上場許可および上場維持のための諸費用
（注）現在、ファンド証券は上場されていません。
- ・ 以上に類似するすべての管理費用

ただし、一切の広告宣伝費およびファンド証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除きます（ただし、管理会社がこれと異なる決定をする場合は除きます。）。

2016年12月31日に終了した会計年度にトラストが支払ったその他の費用は、U S マネー マーケット ファンドにつき487,667米ドル、豪ドル マネー マーケット ファンドにつき757,064豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドにつき13,437英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドにつき28,448カナダドル、N Zドル マネー マーケット ファンドにつき166,063N Zドルでした。

すべての経常費用は、まずインカム・ゲインから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除されます。その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができます。

トラストの設定費用は全額償却されました。新たなサブ・ファンドの設定費用は、5年間で償却されます。

（５）【課税上の取扱い】

トラストは、日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- ① 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- ② ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- ③ 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

	2016年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- ④ 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。)
- ⑤ 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

	2016年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- ⑥ 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、⑤と同様の取扱いとなります。
- ⑦ 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（い）US マネー マーケット ファンド

（2017年4月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	日本	318,854,604	9.52
	フランス	228,581,484	6.82
	ベルギー	180,765,868	5.40
	ドイツ	177,944,881	5.31
	ニュージーランド	137,795,985	4.11
	カナダ	136,861,923	4.09
	オーストラリア	90,802,901	2.71
	オランダ	68,906,714	2.06
	イギリス	45,981,590	1.37
	フィンランド	45,859,128	1.37
	小計	1,432,355,076	42.75
譲渡性預金	アメリカ合衆国	476,500,000	14.22
	イギリス	370,477,485	11.06
	オーストラリア	322,389,114	9.62
	ベルギー	22,976,172	0.69
	小計	1,192,342,771	35.59
変動利付債	オーストラリア	181,998,454	5.43
	オランダ	91,000,000	2.72
	小計	272,998,454	8.15
小計		2,897,696,301	86.49
現金・その他の資産（負債控除後）		452,551,320	13.51
合計（純資産総額）		3,350,247,621 (約372,849百万円)	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(ii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

(2017年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（豪ドル）	投資比率（％）
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	270,911,238	10.14
	オーストラリア	217,094,735	8.13
	ドイツ	134,578,182	5.04
	フィンランド	98,712,747	3.70
	ニュージーランド	75,726,732	2.84
	カナダ	47,853,647	1.79
	小計	844,877,280	31.63
譲渡性預金	オーストラリア	679,294,238	25.43
	イギリス	149,627,467	5.60
	小計	828,921,705	31.04
変動利付債	オーストラリア	381,982,445	14.30
	オランダ	96,000,000	3.59
	小計	477,982,445	17.90
小計		2,151,781,431	80.57
現金・その他の資産（負債控除後）		518,928,504	19.43
合計（純資産総額）		2,670,709,935 (約222,310百万円)	100.00

(iii) 英ポンド マネー マーケット ファンド

(2017年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（英ポンド）	投資比率（％）
譲渡性預金	イギリス	20,491,910	37.84
	フランス	2,997,341	5.53
	小計	23,489,251	43.38
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	5,495,399	10.15
	ベルギー	4,498,102	8.31
	イギリス	3,999,507	7.39
	ルクセンブルグ	3,997,620	7.38
	オランダ	3,498,424	6.46
	小計	21,489,052	39.68
小計		44,978,304	83.06
現金・その他の資産（負債控除後）		9,175,482	16.94
合計（純資産総額）		54,153,785 (約7,774百万円)	100.00

(iv) カナダドル マネー マーケット ファンド

(2017年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（カナダドル）	投資比率（％）
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	35,966,026	31.51
	ルクセンブルグ	8,490,797	7.44
	イギリス	8,490,402	7.44
	フィンランド	8,484,479	7.43
	カナダ	7,992,143	7.00
	オランダ	7,987,231	7.00
	小計	77,411,079	67.81
固定利付債	カナダ	10,262,307	8.99
	小計	10,262,307	8.99
譲渡性預金	イギリス	8,496,702	7.44
	小計	8,496,702	7.44
小計		96,170,088	84.25
現金・その他の資産（負債控除後）		17,983,729	15.75
合計（純資産総額）		114,153,817 (約9,318百万円)	100.00

(v) NZドル マネー マーケット ファンド

(2017年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (NZドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	145,389,450	23.44
	ドイツ	60,757,995	9.80
	オーストラリア	59,678,209	9.62
	シンガポール	36,982,247	5.96
	カナダ	26,980,078	4.35
	フィンランド	14,990,268	2.42
	オランダ	14,932,840	2.41
	小計	359,711,087	57.99
譲渡性預金	オーストラリア	62,867,838	10.14
	イギリス	29,921,823	4.82
	フランス	14,976,403	2.41
	小計	107,766,064	17.37
変動利付債	オーストラリア	28,000,000	4.51
	イギリス	23,000,000	3.71
	小計	51,000,000	8.22
小計		518,477,151	83.59
現金・その他の資産（負債控除後）		101,781,215	16.41
合計（純資産総額）		620,258,366 (約47,493百万円)	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(i) US マネー マーケット ファンド

(2017年4月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量／額面	取得価額 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	SHOKO CHUKIN BANK LTD/NEW YORK CD 1.14% 15/05/17	アメリカ 合衆国	譲渡性預金	1.14	2017年5月15日	93,500,000	100.00	93,500,000	100.00	93,500,000	2.79
2	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE CP 13/06/17	フランス	ユーロ・コ マーシャル ・ペー パー	—	2017年6月13日	92,500,000	99.81	92,321,921	99.86	92,367,877	2.76
3	UNITED OVERSEAS BANK AUSTRALIA LTD CD 0% 10/07/17	オースト ラリア	譲渡性預金	0.00	2017年7月10日	92,500,000	99.71	92,234,212	99.77	92,286,785	2.75
4	BANK OF MONTREAL/LONDON CP 12/06/17	カナダ	ユーロ・コ マーシャル ・ペー パー	—	2017年6月12日	92,000,000	99.82	91,832,355	99.87	91,878,322	2.74
5	JAPAN POST BANK CO LTD CP 12/06/17	日本	ユーロ・コ マーシャル ・ペー パー	—	2017年6月12日	91,500,000	99.70	91,223,289	99.85	91,363,165	2.73
6	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA FRN 08/02/18	オースト ラリア	変動利付債	1.32844	2018年2月8日	91,000,000	100.00	91,000,000	100.00	91,000,000	2.72
7	COOPERATIEVE RABOBANK UA FRN 18/10/17	オランダ	変動利付債	1.57844	2017年10月18日	91,000,000	100.00	91,000,000	100.00	91,000,000	2.72
8	SHOKO CHUKIN BANK LTD/NEW YORK CD 1.23% 07/07/17	アメリカ 合衆国	譲渡性預金	1.23	2017年7月7日	91,000,000	100.00	91,000,000	100.00	91,000,000	2.72
9	CHIBA BANK LTD/NEW YORK CD 1.25% 21/06/17	アメリカ 合衆国	譲渡性預金	1.25	2017年6月21日	91,000,000	100.00	91,000,000	100.00	91,000,000	2.72
10	NATIONAL AUSTRALIA BANK FRN 29/06/17	オースト ラリア	変動利付債	1.51189	2017年6月29日	91,000,000	99.99	90,990,900	100.00	90,998,454	2.72
11	JAPAN POST BANK CP 30/05/17	日本	ユーロ・コ マーシャル ・ペー パー	—	2017年5月30日	91,000,000	99.71	90,736,235	99.90	90,907,247	2.71
12	OVERSEAS CHINESE BK SYD CP 05/07/17	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャル ・ペー パー	—	2017年7月5日	91,000,000	99.71	90,736,235	99.78	90,802,901	2.71
13	CHUGOKU BANK LTD CP 20/07/17	日本	ユーロ・コ マーシャル ・ペー パー	—	2017年7月20日	91,000,000	99.67	90,701,943	99.70	90,728,146	2.71
14	BELGIUM KINGDOM CP 18/05/17	ベルギー	ユーロ・コ マーシャル ・ペー パー	—	2017年5月18日	90,500,000	99.91	90,422,387	99.94	90,448,258	2.70
15	DEKABANK DEUTSCHE GIRO CP 19/05/17	ドイツ	ユーロ・コ マーシャル ・ペー パー	—	2017年5月19日	90,500,000	99.91	90,421,258	99.94	90,444,881	2.70
16	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 22/06/17	オースト ラリア	譲渡性預金	0.00	2017年6月22日	90,500,000	99.70	90,225,614	99.82	90,335,965	2.70

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量／額面	取得価額 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
17	AGENCE CENT ORGANISMES CP 26/06/17	フランス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年6月26日	90,500,000	99.70	90,225,002	99.81	90,329,212	2.70
18	SUMIT MITS TST BK LN CD 0% 26/06/17	イギリス	譲渡性預金	0.00	2017年6月26日	90,500,000	99.69	90,222,016	99.81	90,325,521	2.70
19	SUMITOMO MIT BKG BRUS CP 30/06/17	ベルギー	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年6月30日	90,500,000	99.71	90,236,547	99.80	90,317,609	2.70
20	UOB AUSTRALIA LTD CD 0% 27/06/17	オースト ラリア	譲渡性預金	0.00	2017年6月27日	90,000,000	99.70	89,730,062	99.81	89,829,513	2.68
21	CHIBA BANK LTD NY CD 1.24% 11/07/17	アメリカ 合衆国	譲渡性預金	1.24	2017年7月11日	84,000,000	100.00	84,000,000	100.00	84,000,000	2.51
22	SUMIT MITS TST BK LN CD 0% 22/06/17	イギリス	譲渡性預金	0.00	2017年6月22日	81,000,000	99.70	80,753,835	99.82	80,854,419	2.41
23	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 02/05/17	イギリス	譲渡性預金	0.00	2017年5月2日	78,000,000	99.72	77,783,244	99.99	77,990,147	2.33
24	SUMIT MITS TST BK LN CD 0% 06/07/17	イギリス	譲渡性預金	0.00	2017年7月6日	75,500,000	99.70	75,275,470	99.77	75,329,752	2.25
25	SHIZUOKA BK NY CD 1.25% 27/07/17	アメリカ 合衆国	譲渡性預金	1.25	2017年7月27日	72,000,000	100.00	72,000,000	100.00	72,000,000	2.15
26	NEDERLANDSE WATERSCHAP CP 13/06/17	オランダ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年6月13日	69,000,000	99.82	68,874,266	99.86	68,906,714	2.06
27	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 07/06/17	オースト ラリア	譲渡性預金	0.00	2017年6月7日	50,000,000	99.71	49,854,756	99.87	49,936,851	1.49
28	MITSUBISHI CORP FIN CP 12/05/17	イギリス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年5月12日	46,000,000	99.91	45,960,551	99.96	45,981,590	1.37
29	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 15/05/17	イギリス	譲渡性預金	0.00	2017年5月15日	46,000,000	99.91	45,957,923	99.95	45,977,647	1.37
30	AGENCE CENT ORGANISMES CP 12/07/17	フランス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年7月12日	46,000,000	99.70	45,859,733	99.75	45,884,395	1.37

(ii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

(2017年4月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量／額面	取得価額 (豪ドル)		時価 (豪ドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	COOPERATIEVE RABOBANK UA FRN 19/10/17	オランダ	変動利付債	2.21	2017年10月19日	96,000,000	100.00	96,000,000	100.00	96,000,000	3.59
2	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD FRN 24/01/18	オーストラリア	変動利付債	2.145	2018年1月24日	96,000,000	100.00	96,000,000	100.00	96,000,000	3.59
3	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA FRN 01/03/18	オーストラリア	変動利付債	2.17	2018年3月1日	96,000,000	99.98	95,980,800	99.98	95,983,851	3.59
4	WESTPAC BANKING CORP FRN 14/06/17	オーストラリア	変動利付債	2.195	2017年6月14日	95,000,000	100.00	95,000,000	100.00	95,000,000	3.56
5	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA FRN 21/06/17	オーストラリア	変動利付債	2.245	2017年6月21日	95,000,000	99.99	94,990,500	100.00	94,998,595	3.56
6	BANK OF TOKYO- MITSUBISHI UFJ AUSTRALIA CD 0% 07/06/17	オーストラリア	譲渡性預金	0.00	2017年6月7日	87,000,000	99.51	86,572,835	99.79	86,816,273	3.25
7	UNITED OVERSEAS BANK AUSTRALIA LTD CD 0% 17/05/17	オーストラリア	譲渡性預金	0.00	2017年5月17日	76,000,000	99.02	75,254,624	99.90	75,921,756	2.84
8	BANK OF TOKYO- MITSUBISHI UFJ AUSTRALIA CD 0% 06/06/17	オーストラリア	譲渡性預金	0.00	2017年6月6日	76,000,000	99.50	75,618,860	99.79	75,843,532	2.84
9	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE CP 26/07/17	フランス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年7月26日	72,000,000	99.53	71,662,163	99.54	71,669,588	2.68
10	CREDIT AGRICOLE CORPORATE AND INVESTMENT BANK/LONDON CD 0% 10/05/17	イギリス	譲渡性預金	0.00	2017年5月10日	68,000,000	99.52	67,673,270	99.94	67,956,915	2.54
11	FMS WERTMANAGEMENT CP 15/05/17	ドイツ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年5月15日	68,000,000	99.53	67,682,634	99.91	67,940,712	2.54
12	TOYOTA FINANCE AUST CP 08/05/17	オーストラリア	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年5月8日	67,000,000	99.17	66,445,384	99.95	66,963,270	2.51
13	SUMITOMO MITSUI SYD CD 0% 28/06/17	オーストラリア	譲渡性預金	0.00	2017年6月28日	67,000,000	99.51	66,669,320	99.68	66,783,102	2.50
14	DZ BANK AG CP 02/08/17	ドイツ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年8月2日	67,000,000	98.98	66,316,480	99.46	66,637,470	2.50
15	SUMITOMO MITSUI SYD CD 0% 19/06/17	オーストラリア	譲渡性預金	0.00	2017年6月19日	61,000,000	99.34	60,595,458	99.72	60,827,572	2.28
16	SUMITOMO MITSUI SYD CD 0% 31/05/17	オーストラリア	譲渡性預金	0.00	2017年5月31日	58,000,000	99.51	57,718,271	99.83	57,898,945	2.17
17	OP CORPORATE BANK PLC CP 06/07/17	フィンランド	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年7月6日	58,000,000	98.91	57,368,327	99.58	57,759,196	2.16

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量／額面	取得価額 (豪ドル)		時価 (豪ドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
18	UOB AUSTRALIA LTD CD 0% 08/08/17	オーストラリア	譲渡性預金	0.00	2017年8月8日	58,000,000	98.96	57,398,937	99.42	57,664,982	2.16
19	RABOBANK NED AUST CP 03/10/17	オーストラリア	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年10月3日	57,000,000	98.94	56,398,386	99.08	56,477,720	2.11
20	AGENCE CENT ORGANISMES CP 02/06/17	フランス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年6月2日	56,000,000	99.53	55,734,364	99.82	55,898,943	2.09
21	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 08/06/17	オーストラリア	譲渡性預金	0.00	2017年6月8日	56,000,000	99.52	55,733,640	99.79	55,882,572	2.09
22	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 16/06/17	オーストラリア	譲渡性預金	0.00	2017年6月16日	55,000,000	99.52	54,736,308	99.75	54,862,543	2.05
23	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 08/05/17	フランス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年5月8日	49,000,000	98.86	48,443,605	99.94	48,969,925	1.83
24	UOB AUSTRALIA LTD CD 0% 30/05/17	オーストラリア	譲渡性預金	0.00	2017年5月30日	49,000,000	98.99	48,504,406	99.82	48,913,339	1.83
25	TORONTO DOM BK CP 30/06/17	カナダ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年6月30日	48,000,000	99.56	47,788,602	99.70	47,853,647	1.79
26	CREDIT AGRICOLE SA CD 0% 21/07/17	イギリス	譲渡性預金	0.00	2017年7月21日	48,000,000	99.53	47,776,578	99.57	47,793,764	1.79
27	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 25/08/17	フランス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年8月25日	48,000,000	99.37	47,698,703	99.38	47,701,214	1.79
28	ING BANK NV SYDNEY CP 29/06/17	オーストラリア	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年6月29日	47,000,000	99.54	46,782,410	99.69	46,853,363	1.75
29	TOYOTA FINANCE AUST CP 18/07/17	オーストラリア	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年7月18日	47,000,000	99.35	46,694,411	99.58	46,800,381	1.75
30	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 24/08/17	フランス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年8月24日	47,000,000	98.93	46,496,220	99.30	46,671,569	1.75

(iii) 英ポンド マネー マーケット ファンド

(2017年4月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率(%)	償還日	数量/額面	取得価額 (英ポンド)		時価 (英ポンド)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	CHIBA BANK/ LONDON CD 0% 22/05/17	イギリス	譲渡性預金	0.00	2017年5月22日	4,500,000	99.92	4,496,231	99.98	4,498,995	8.31
2	CREDIT AGRICOLE CORPORATE AND INVESTMENT BANK/LONDON CD 0% 01/06/17	イギリス	譲渡性預金	0.00	2017年6月1日	4,500,000	99.92	4,496,260	99.97	4,498,618	8.31
3	SUMITOMO MITSUI BANKING CORP/BRUSSELS CP 13/06/17	ベルギー	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年6月13日	4,500,000	99.92	4,496,203	99.96	4,498,102	8.31
4	NATIXIS SA CP 25/07/17	フランス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年7月25日	4,500,000	99.91	4,495,743	99.91	4,496,098	8.30
5	MITSUBISHI UFJ TRUST & BANKING CORP/LONDON CD 0% 02/05/17	イギリス	譲渡性預金	0.00	2017年5月2日	4,000,000	99.91	3,996,575	100.00	3,999,851	7.39
6	MITSUBISHI CORP FINANCE LTD CP 10/05/17	イギリス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年5月10日	4,000,000	99.91	3,996,264	99.99	3,999,507	7.39
7	BGL BNP PARIBAS SA CP 06/07/17	ルクセン ブルグ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年7月6日	4,000,000	99.92	3,996,861	99.94	3,997,620	7.38
8	ING BANK NV CP 14/06/17	オランダ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年6月14日	3,500,000	99.91	3,496,949	99.95	3,498,424	6.46
9	SUMITOMO MITSUI TRUST BANK LIMITED LONDON CD 0% 21/07/17	イギリス	譲渡性預金	0.00	2017年7月21日	3,500,000	99.87	3,495,327	99.91	3,496,782	6.46
10	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL SA CD 0% 18/07/17	フランス	譲渡性預金	0.00	2017年7月18日	3,000,000	99.85	2,995,437	99.91	2,997,341	5.53
11	NORINCHUKIN BK LDN CD 0% 12/06/17	イギリス	譲渡性預金	0.00	2017年6月12日	2,000,000	99.91	1,998,276	99.96	1,999,175	3.69
12	NORINCHUKIN BK LDN CD 0% 26/07/17	イギリス	譲渡性預金	0.00	2017年7月26日	2,000,000	99.92	1,998,472	99.92	1,998,489	3.69
13	AGENCE CENT ORGANISMES CP 25/07/17	フランス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年7月25日	1,000,000	99.93	999,293	99.93	999,301	1.85

(注) 以上のほか、投資有価証券はありません。

(iv) カナダドル マネー マーケット ファンド

(2017年4月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量／額面	取得価額 (カナダドル)		時価 (カナダドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE CP 15/05/17	フランス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年5月15日	11,000,000	99.81	10,979,185	99.96	10,996,112	9.63
2	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE 3.95% 14/07/17	カナダ	固定利付債	3.95	2017年7月14日	9,000,000	101.03	9,092,979	100.64	9,057,908	7.93
3	CAISSE DES DEPOTS ET CONSIGNATIONS CP 13/07/17	フランス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年7月13日	9,000,000	99.85	8,986,938	99.88	8,989,091	7.87
4	CREDIT AGRICOLE CORPORATE AND INVESTMENT BANK/LONDON CD 0% 18/05/17	イギリス	譲渡性預金	0.00	2017年5月18日	8,500,000	99.77	8,480,213	99.96	8,496,702	7.44
5	THE TORONTO DOMINION BANK/ LONDON CP 06/07/17	イギリス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年7月6日	8,500,000	99.85	8,487,342	99.89	8,490,402	7.44
6	OP CORPORATE BANK PLC CP 26/07/17	フィンラ ンド	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年7月26日	8,500,000	99.81	8,484,130	99.82	8,484,479	7.43
7	NATIXIS SA CP 02/06/17	フランス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年6月2日	8,000,000	99.84	7,986,919	99.93	7,994,797	7.00
8	BANK OF MONTREAL/LONDON CP 26/06/17	カナダ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年6月26日	8,000,000	99.88	7,990,145	99.90	7,992,143	7.00
9	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL SA CP 21/07/17	フランス	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年7月21日	8,000,000	99.81	7,984,862	99.83	7,986,026	7.00
10	COOPERATIEVE RABOBANK UA CP 12/06/17	オランダ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年6月12日	5,000,000	99.67	4,983,623	99.92	4,995,951	4.38
11	BGL BNP PARIBAS CP 05/07/17	ルクセン ブルグ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年7月5日	4,500,000	99.81	4,491,298	99.86	4,493,637	3.94
12	BGL BNP PARIBAS CP 26/05/17	ルクセン ブルグ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年5月26日	4,000,000	99.76	3,990,466	99.93	3,997,160	3.50
13	RABOBANK NEDERLAND CP 25/09/17	オランダ	ユーロ・コ マーシャル・ペー パー	—	2017年9月25日	3,000,000	99.65	2,989,537	99.71	2,991,281	2.62
14	BANK OF NOVA SCOT 4.1% 8/06/17	カナダ	固定利付債	4.1	2017年6月8日	1,200,000	100.59	1,207,080	100.37	1,204,398	1.06

(注) 以上のほか、投資有価証券はありません。

(v) NZドル マネー マーケット ファンド

(2017年4月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量／額面	取得価額 (NZドル)		時価 (NZドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	NATIONAL AUSTRALIA BANK FRN 28/06/17	オースト ラリア	変動利付債	2.38	2017年6月28日	28,000,000	100.00	28,000,000	100.00	28,000,000	4.51
2	THE TORONTO DOMINION BANK/LONDON CP 10/05/17	カナダ	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年5月10日	27,000,000	99.26	26,800,781	99.93	26,980,078	4.35
3	LANDESKREDITBANK BADEN-WURTEMBERG FORDERBANK CP 29/06/17	ドイツ	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年6月29日	24,000,000	99.52	23,883,865	99.67	23,919,996	3.86
4	COOPERATIEVE RABOBANK UA FRN 01/03/18	イギリス	変動利付債	2.45	2018年3月1日	23,000,000	100.00	23,000,000	100.00	23,000,000	3.71
5	BANK OF TOKYO- MITSUBISHI UFJ AUSTRALIA CD 0% 11/05/17	オースト ラリア	譲渡性預金	0.00	2017年5月11日	23,000,000	99.46	22,875,481	99.92	22,982,405	3.71
6	BANK OF TOKYO- MITSUBISHI UFJ AUSTRALIA CD 0% 06/06/17	オースト ラリア	譲渡性預金	0.00	2017年6月6日	23,000,000	99.46	22,876,063	99.77	22,947,461	3.70
7	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP /SYDNEY CP 27/07/17	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年7月27日	23,000,000	99.50	22,884,307	99.50	22,885,578	3.69
8	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE CP 24/07/17	フランス	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年7月24日	23,000,000	99.46	22,875,821	99.48	22,881,279	3.69
9	NATIXIS/SINGAPORE CP 28/04/17	シンガ ポール	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年4月28日	19,000,000	99.44	18,893,775	100.00	19,000,000	3.06
10	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL S.A. CP 30/05/17	フランス	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年5月30日	19,000,000	99.42	18,889,455	99.80	18,961,549	3.06
11	DZ BANK AG CP 06/07/17	ドイツ	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年7月6日	19,000,000	98.84	18,779,998	99.56	18,916,132	3.05
12	DBS BANK LTD CP 15/05/17	シンガ ポール	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年5月15日	18,000,000	99.45	17,901,838	99.90	17,982,247	2.90
13	AGENCE CENT ORGANISMES CP 24/05/17	フランス	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年5月24日	18,000,000	99.46	17,903,510	99.84	17,971,812	2.90
14	NATIXIS CP 10/07/17	フランス	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年7月10日	18,000,000	99.48	17,907,206	99.59	17,925,561	2.89
15	DZ BANK AG CP 14/07/17	ドイツ	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年7月14日	18,000,000	99.48	17,906,647	99.57	17,921,867	2.89
16	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 21/07/17	フランス	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年7月21日	18,000,000	99.50	17,909,683	99.54	17,916,630	2.89

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量／額面	取得価額 (NZドル)		時価 (NZドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
17	OP CORPORATE BANK PLC CP 08/05/17	フィンラ ンド	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年5月8日	15,000,000	99.39	14,908,520	99.94	14,990,268	2.42
18	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 17/05/17	イギリス	譲渡性預金	0.00	2017年5月17日	15,000,000	99.45	14,917,914	99.89	14,983,230	2.42
19	CREDIT AGRICOLE SA CD 0% 24/05/17	フランス	譲渡性預金	0.00	2017年5月24日	15,000,000	99.46	14,919,225	99.84	14,976,403	2.41
20	CREDIT AGRICOLE SA CD 0% 03/07/17	イギリス	譲渡性預金	0.00	2017年7月3日	15,000,000	99.24	14,886,491	99.59	14,938,593	2.41
21	RABOBANK NEDERLAND CP 18/07/17	オランダ	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年7月18日	15,000,000	99.50	14,924,548	99.55	14,932,840	2.41
22	TOYOTA FINANCE AUST CP 13/09/17	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年9月13日	15,000,000	99.08	14,861,675	99.17	14,875,236	2.40
23	TOYOTA FINANCE AUST CP 19/06/17	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年6月19日	14,000,000	99.09	13,872,313	99.69	13,956,318	2.25
24	NATIXIS CP 30/06/17	フランス	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年6月30日	10,000,000	99.49	9,949,198	99.65	9,964,830	1.61
25	UOB AUSTRALIA LTD CD 0% 05/07/17	オースト ラリア	譲渡性預金	0.00	2017年7月5日	10,000,000	99.48	9,948,264	99.62	9,961,760	1.61
26	AGENCE CENT ORGANISMES CP 06/07/17	フランス	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年7月6日	10,000,000	99.47	9,947,447	99.60	9,960,152	1.61
27	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 07/07/17	フランス	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年7月7日	10,000,000	99.46	9,946,197	99.59	9,958,613	1.61
28	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 12/07/17	フランス	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年7月12日	10,000,000	98.75	9,874,885	99.48	9,948,157	1.60
29	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 04/10/17	フランス	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年10月4日	10,000,000	98.88	9,887,774	99.01	9,900,867	1.60
30	TOYOTA FINANCE AUST CP 21/07/17	オースト ラリア	ユーロ・コ マーシャ ル・ペー パー	—	2017年7月21日	8,000,000	99.29	7,943,469	99.51	7,961,077	1.28

②【投資不動産物件】

該当ありません

③【その他投資資産の主要なもの】

該当ありません

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2016年５月から2017年４月における各月末ならびに下記の各会計年度末の純資産の推移は次のとおりです。

（い）ＵＳ マネー マーケット ファンド

	純資産総額		１口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米セント	円
第16会計年度末 (2007年12月31日)	3,130,452	348,388	1	1.11
第17会計年度末 (2008年12月31日)	3,545,357	394,563	1	1.11
第18会計年度末 (2009年12月31日)	3,721,389	414,153	1	1.11
第19会計年度末 (2010年12月31日)	4,034,747	449,027	1	1.11
第20会計年度末 (2011年12月31日)	4,090,482	455,230	1	1.11
第21会計年度末 (2012年12月31日)	4,270,733	475,290	1	1.11
第22会計年度末 (2013年12月31日)	4,438,019	493,907	1	1.11
第23会計年度末 (2014年12月31日)	4,283,947	476,760	1	1.11
第24会計年度末 (2015年12月31日)	3,788,234	421,593	1	1.11
第25会計年度末 (2016年12月31日)	3,369,896	375,036	1	1.11
2016年５月末日	3,679,100	409,447	1	1.11
６月末日	3,788,875	421,664	1	1.11
７月末日	3,821,151	425,256	1	1.11
８月末日	3,931,600	437,548	1	1.11
９月末日	3,936,999	438,149	1	1.11
10月末日	3,881,985	432,026	1	1.11
11月末日	3,495,517	389,016	1	1.11
12月末日	3,369,896	375,036	1	1.11
2017年１月末日	3,346,466	372,428	1	1.11
２月末日	3,327,304	370,296	1	1.11
３月末日	3,368,726	374,906	1	1.11
４月末日	3,350,248	372,849	1	1.11

(ii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪セント	円
第8会計年度末 (2007年12月31日)	1,713,355	142,620	1	0.83
第9会計年度末 (2008年12月31日)	2,825,211	235,171	1	0.83
第10会計年度末 (2009年12月31日)	2,634,671	219,310	1	0.83
第11会計年度末 (2010年12月31日)	3,287,457	273,648	1	0.83
第12会計年度末 (2011年12月31日)	3,605,195	300,096	1	0.83
第13会計年度末 (2012年12月31日)	3,346,546	278,566	1	0.83
第14会計年度末 (2013年12月31日)	3,089,340	257,157	1	0.83
第15会計年度末 (2014年12月31日)	2,961,015	246,475	1	0.83
第16会計年度末 (2015年12月31日)	3,102,887	258,284	1	0.83
第17会計年度末 (2016年12月31日)	2,707,667	225,386	1	0.83
2016年5月末日	3,070,542	255,592	1	0.83
6月末日	3,136,831	261,110	1	0.83
7月末日	3,090,351	257,241	1	0.83
8月末日	3,231,937	269,026	1	0.83
9月末日	3,262,523	271,572	1	0.83
10月末日	3,257,259	271,134	1	0.83
11月末日	2,775,316	231,017	1	0.83
12月末日	2,707,667	225,386	1	0.83
2017年1月末日	2,619,287	218,029	1	0.83
2月末日	2,611,071	217,346	1	0.83
3月末日	2,595,210	216,025	1	0.83
4月末日	2,670,710	222,310	1	0.83

(iii) 英ポンド マネー マーケット ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千英ポンド	百万円	英ペンス	円
第8会計年度末 (2007年12月31日)	166,442	23,894	1	1.44
第9会計年度末 (2008年12月31日)	123,795	17,772	1	1.44
第10会計年度末 (2009年12月31日)	110,940	15,927	1	1.44
第11会計年度末 (2010年12月31日)	98,996	14,212	1	1.44
第12会計年度末 (2011年12月31日)	93,739	13,457	1	1.44
第13会計年度末 (2012年12月31日)	86,718	12,449	1	1.44
第14会計年度末 (2013年12月31日)	73,196	10,508	1	1.44
第15会計年度末 (2014年12月31日)	66,918	9,607	1	1.44
第16会計年度末 (2015年12月31日)	69,572	9,988	1	1.44
第17会計年度末 (2016年12月31日)	55,170	7,920	1	1.44
2016年5月末日	69,131	9,924	1	1.44
6月末日	91,465	13,131	1	1.44
7月末日	76,824	11,029	1	1.44
8月末日	77,127	11,072	1	1.44
9月末日	78,496	11,269	1	1.44
10月末日	78,845	11,319	1	1.44
11月末日	55,255	7,932	1	1.44
12月末日	55,170	7,920	1	1.44
2017年1月末日	54,941	7,887	1	1.44
2月末日	54,845	7,874	1	1.44
3月末日	54,407	7,811	1	1.44
4月末日	54,154	7,774	1	1.44

(iv) カナダドル マネー マーケット ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千カナダドル	百万円	カナダセント	円
第5会計年度末 (2007年12月31日)	141,252	11,530	1	0.82
第6会計年度末 (2008年12月31日)	154,397	12,603	1	0.82
第7会計年度末 (2009年12月31日)	113,069	9,230	1	0.82
第8会計年度末 (2010年12月31日)	101,990	8,325	1	0.82
第9会計年度末 (2011年12月31日)	131,861	10,764	1	0.82
第10会計年度末 (2012年12月31日)	132,227	10,794	1	0.82
第11会計年度末 (2013年12月31日)	129,064	10,535	1	0.82
第12会計年度末 (2014年12月31日)	122,384	9,990	1	0.82
第13会計年度末 (2015年12月31日)	168,994	13,795	1	0.82
第14会計年度末 (2016年12月31日)	120,640	9,848	1	0.82
2016年5月末日	110,858	9,049	1	0.82
6月末日	125,982	10,284	1	0.82
7月末日	125,887	10,276	1	0.82
8月末日	126,586	10,333	1	0.82
9月末日	128,064	10,454	1	0.82
10月末日	169,346	13,824	1	0.82
11月末日	124,247	10,142	1	0.82
12月末日	120,640	9,848	1	0.82
2017年1月末日	117,340	9,578	1	0.82
2月末日	114,491	9,346	1	0.82
3月末日	113,868	9,295	1	0.82
4月末日	114,154	9,318	1	0.82

(v) NZドル マネー マーケット ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千NZドル	百万円	NZセント	円
第3会計年度末 (2007年12月31日)	700,651	53,649	1	0.77
第4会計年度末 (2008年12月31日)	1,047,984	80,244	1	0.77
第5会計年度末 (2009年12月31日)	993,090	76,041	1	0.77
第6会計年度末 (2010年12月31日)	994,170	76,124	1	0.77
第7会計年度末 (2011年12月31日)	941,209	72,068	1	0.77
第8会計年度末 (2012年12月31日)	910,102	69,687	1	0.77
第9会計年度末 (2013年12月31日)	769,182	58,896	1	0.77
第10会計年度末 (2014年12月31日)	676,071	51,767	1	0.77
第11会計年度末 (2015年12月31日)	727,446	55,701	1	0.77
第12会計年度末 (2016年12月31日)	582,618	44,611	1	0.77
2016年5月末日	707,209	54,151	1	0.77
6月末日	719,933	55,125	1	0.77
7月末日	712,369	54,546	1	0.77
8月末日	715,010	54,748	1	0.77
9月末日	710,325	54,390	1	0.77
10月末日	732,242	56,068	1	0.77
11月末日	599,297	45,888	1	0.77
12月末日	582,618	44,611	1	0.77
2017年1月末日	580,809	44,473	1	0.77
2月末日	581,061	44,492	1	0.77
3月末日	613,438	46,971	1	0.77
4月末日	620,258	47,493	1	0.77

②【分配の推移】

(i) US マネー マーケット ファンド

ファンド証券の1口当り純資産価格を1米セントに維持するために必要な額の分配が日々行われています。毎月の最終取引日（再投資日）に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグおよびその他の受益者の所在国の分配金についての源泉税およびその他の税金がある場合は控除後）は自動的に、当該再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

	1口当り分配金	
	米ドル	円
第16会計年度 (2007年1月1日～2007年12月31日)	0.000453470	0.05046668
第17会計年度 (2008年1月1日～2008年12月31日)	0.000207338	0.02307465
第18会計年度 (2009年1月1日～2009年12月31日)	0.000023369	0.00260074
第19会計年度 (2010年1月1日～2010年12月31日)	0.000018889	0.00210216
第20会計年度 (2011年1月1日～2011年12月31日)	0.000019101	0.00212575
第21会計年度 (2012年1月1日～2012年12月31日)	0.000020853	0.00232073
第22会計年度 (2013年1月1日～2013年12月31日)	0.000015491	0.00172399
第23会計年度 (2014年1月1日～2014年12月31日)	0.000012373	0.00137699
第24会計年度 (2015年1月1日～2015年12月31日)	0.000018549	0.00206432
第25会計年度 (2016年1月1日～2016年12月31日)	0.000041275	0.00459349

(ii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

ファンド証券の1口当り純資産価格を1豪セントに維持するために必要な額の分配が日々行われています。毎月の最終取引日（再投資日）に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグおよびその他の受益者の所在国の分配金についての源泉税およびその他の税金がある場合は控除後）は自動的に、当該再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

	1口当り分配金	
	豪ドル	円
第8会計年度 (2007年1月1日～2007年12月31日)	0.000571318	0.04755651
第9会計年度 (2008年1月1日～2008年12月31日)	0.000615996	0.05127551
第10会計年度 (2009年1月1日～2009年12月31日)	0.000273856	0.02279577
第11会計年度 (2010年1月1日～2010年12月31日)	0.000383816	0.03194884
第12会計年度 (2011年1月1日～2011年12月31日)	0.000422265	0.03514934
第13会計年度 (2012年1月1日～2012年12月31日)	0.000332633	0.02768837
第14会計年度 (2013年1月1日～2013年12月31日)	0.000221619	0.01844757
第15会計年度 (2014年1月1日～2014年12月31日)	0.000203408	0.01693168
第16会計年度 (2015年1月1日～2015年12月31日)	0.000174292	0.01450807
第17会計年度 (2016年1月1日～2016年12月31日)	0.000148878	0.01239260

(iii) 英ポンド マネー マーケット ファンド

ファンド証券の１口当たり純資産価格を１英ペンスに維持するために必要な額の分配が日々行われています。毎月の最終取引日（再投資日）に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグおよびその他の受益者の所在国の分配金についての源泉税およびその他の税金がある場合は控除後）は自動的に、当該再投資日の直前の取引日に決定される１口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

	１口当たり分配金	
	英ポンド	円
第８会計年度 (2007年１月１日～2007年12月31日)	0.000494273	0.07095783
第９会計年度 (2008年１月１日～2008年12月31日)	0.000419676	0.06024869
第10会計年度 (2009年１月１日～2009年12月31日)	0.000040503	0.00581461
第11会計年度 (2010年１月１日～2010年12月31日)	0.000021702	0.00311554
第12会計年度 (2011年１月１日～2011年12月31日)	0.000039160	0.00562181
第13会計年度 (2012年１月１日～2012年12月31日)	0.000029399	0.00422052
第14会計年度 (2013年１月１日～2013年12月31日)	0.000018787	0.00269706
第15会計年度 (2014年１月１日～2014年12月31日)	0.000023987	0.00344357
第16会計年度 (2015年１月１日～2015年12月31日)	0.000024964	0.00358383
第17会計年度 (2016年１月１日～2016年12月31日)	0.000020208	0.00290106

(iv) カナダドル マネー マーケット ファンド

ファンド証券の１口当たり純資産価格を１カナダセントに維持するために必要な額の分配が日々行われています。毎月の最終取引日（再投資日）に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグおよびその他の受益者の所在国の分配金についての源泉税およびその他の税金がある場合は控除後）は自動的に、当該再投資日の直前の取引日に決定される１口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

	１口当たり分配金	
	カナダドル	円
第５会計年度 (2007年１月１日～2007年12月31日)	0.000370270	0.03022514
第６会計年度 (2008年１月１日～2008年12月31日)	0.000246225	0.02009935
第７会計年度 (2009年１月１日～2009年12月31日)	0.000024039	0.00196230
第８会計年度 (2010年１月１日～2010年12月31日)	0.000041823	0.00341401
第９会計年度 (2011年１月１日～2011年12月31日)	0.000050918	0.00415644
第10会計年度 (2012年１月１日～2012年12月31日)	0.000048700	0.00397538
第11会計年度 (2013年１月１日～2013年12月31日)	0.000046218	0.00377278
第12会計年度 (2014年１月１日～2014年12月31日)	0.000046031	0.00375751
第13会計年度 (2015年１月１日～2015年12月31日)	0.000033404	0.00272677
第14会計年度 (2016年１月１日～2016年12月31日)	0.000032187	0.00262742

(v) NZドル マネー マーケット ファンド

ファンド証券の1口当り純資産価格を1NZセントに維持するために必要な額の分配が日々行われています。毎月の最終取引日（再投資日）に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグおよびその他の受益者の所在国の分配金についての源泉税およびその他の税金がある場合は控除後）は自動的に、当該再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

	1口当り分配金	
	NZドル	円
第3会計年度 (2007年1月1日～2007年12月31日)	0.000733220	0.05614266
第4会計年度 (2008年1月1日～2008年12月31日)	0.000738067	0.05651379
第5会計年度 (2009年1月1日～2009年12月31日)	0.000249805	0.01912757
第6会計年度 (2010年1月1日～2010年12月31日)	0.000233997	0.01791715
第7会計年度 (2011年1月1日～2011年12月31日)	0.000223684	0.01712748
第8会計年度 (2012年1月1日～2012年12月31日)	0.000208733	0.01598269
第9会計年度 (2013年1月1日～2013年12月31日)	0.000201237	0.01540872
第10会計年度 (2014年1月1日～2014年12月31日)	0.000261736	0.02004113
第11会計年度 (2015年1月1日～2015年12月31日)	0.000272509	0.02086601
第12会計年度 (2016年1月1日～2016年12月31日)	0.000186191	0.01425664

③【収益率の推移】

(i) US マネー マーケット ファンド

	収益率（注）
第16会計年度 (2007年1月1日～2007年12月31日)	4.53%
第17会計年度 (2008年1月1日～2008年12月31日)	2.07%
第18会計年度 (2009年1月1日～2009年12月31日)	0.23%
第19会計年度 (2010年1月1日～2010年12月31日)	0.19%
第20会計年度 (2011年1月1日～2011年12月31日)	0.19%
第21会計年度 (2012年1月1日～2012年12月31日)	0.21%
第22会計年度 (2013年1月1日～2013年12月31日)	0.15%
第23会計年度 (2014年1月1日～2014年12月31日)	0.12%
第24会計年度 (2015年1月1日～2015年12月31日)	0.19%
第25会計年度 (2016年1月1日～2016年12月31日)	0.41%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格

(ii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

	収益率（注）
第8会計年度 (2007年1月1日～2007年12月31日)	5.71%
第9会計年度 (2008年1月1日～2008年12月31日)	6.16%
第10会計年度 (2009年1月1日～2009年12月31日)	2.74%
第11会計年度 (2010年1月1日～2010年12月31日)	3.84%
第12会計年度 (2011年1月1日～2011年12月31日)	4.22%
第13会計年度 (2012年1月1日～2012年12月31日)	3.33%
第14会計年度 (2013年1月1日～2013年12月31日)	2.22%
第15会計年度 (2014年1月1日～2014年12月31日)	2.03%
第16会計年度 (2015年1月1日～2015年12月31日)	1.74%
第17会計年度 (2016年1月1日～2016年12月31日)	1.49%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格

(iii) 英ポンド マネー マーケット ファンド

	収益率（注）
第8会計年度 (2007年1月1日～2007年12月31日)	4.94%
第9会計年度 (2008年1月1日～2008年12月31日)	4.20%
第10会計年度 (2009年1月1日～2009年12月31日)	0.41%
第11会計年度 (2010年1月1日～2010年12月31日)	0.22%
第12会計年度 (2011年1月1日～2011年12月31日)	0.39%
第13会計年度 (2012年1月1日～2012年12月31日)	0.29%
第14会計年度 (2013年1月1日～2013年12月31日)	0.19%
第15会計年度 (2014年1月1日～2014年12月31日)	0.24%
第16会計年度 (2015年1月1日～2015年12月31日)	0.25%
第17会計年度 (2016年1月1日～2016年12月31日)	0.20%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格

(iv) カナダドル マネー マーケット ファンド

	収益率（注）
第5会計年度 (2007年1月1日～2007年12月31日)	3.70%
第6会計年度 (2008年1月1日～2008年12月31日)	2.46%
第7会計年度 (2009年1月1日～2009年12月31日)	0.24%
第8会計年度 (2010年1月1日～2010年12月31日)	0.42%
第9会計年度 (2011年1月1日～2011年12月31日)	0.51%
第10会計年度 (2012年1月1日～2012年12月31日)	0.49%
第11会計年度 (2013年1月1日～2013年12月31日)	0.46%
第12会計年度 (2014年1月1日～2014年12月31日)	0.46%
第13会計年度 (2015年1月1日～2015年12月31日)	0.33%
第14会計年度 (2016年1月1日～2016年12月31日)	0.32%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格

(v) NZドル マネー マーケット ファンド

	収益率（注）
第3会計年度 (2007年1月1日～2007年12月31日)	7.33%
第4会計年度 (2008年1月1日～2008年12月31日)	7.38%
第5会計年度 (2009年1月1日～2009年12月31日)	2.50%
第6会計年度 (2010年1月1日～2010年12月31日)	2.34%
第7会計年度 (2011年1月1日～2011年12月31日)	2.24%
第8会計年度 (2012年1月1日～2012年12月31日)	2.09%
第9会計年度 (2013年1月1日～2013年12月31日)	2.01%
第10会計年度 (2014年1月1日～2014年12月31日)	2.62%
第11会計年度 (2015年1月1日～2015年12月31日)	2.73%
第12会計年度 (2016年1月1日～2016年12月31日)	1.86%

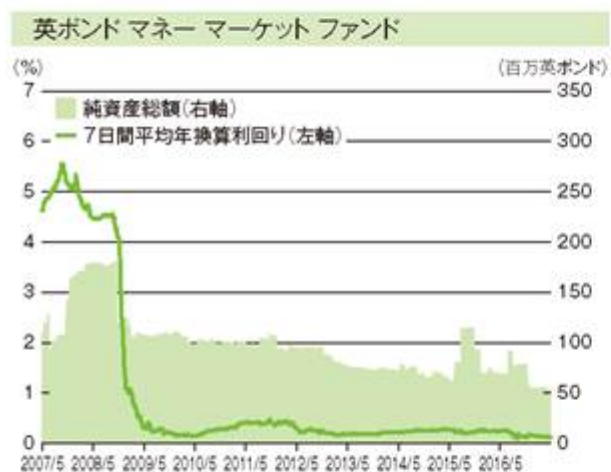
(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格

<参考情報>

純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移（2017年4月末日現在）



※ 7日間平均年換算利回りは課税前です。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

（ｉ）ＵＳ マネー マーケット ファンド

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	323,301,127,865 (323,301,127,865)	276,278,438,431 (276,278,438,431)	313,045,203,285 (313,045,203,285)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	341,392,550,132 (341,392,550,132)	299,902,039,866 (299,902,039,866)	354,535,713,551 (354,535,713,551)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	302,865,604,226 (302,865,604,226)	285,262,425,395 (285,262,425,395)	372,138,892,382 (372,138,892,382)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	421,500,715,976 (421,500,715,976)	390,164,862,744 (390,164,862,744)	403,474,745,614 (403,474,745,614)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	405,193,104,467 (405,193,104,467)	399,619,674,877 (399,619,674,877)	409,048,175,204 (409,048,175,204)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	257,685,396,347 (257,685,396,347)	239,660,315,685 (239,660,315,685)	427,073,255,866 (427,073,255,866)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	439,397,600,217 (439,397,600,217)	422,668,992,411 (422,668,992,411)	443,801,863,672 (443,801,863,672)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	494,679,270,728 (494,679,270,728)	510,086,394,701 (510,086,394,701)	428,394,739,699 (428,394,739,699)
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	554,069,427,420 (554,069,427,420)	603,640,733,395 (603,640,733,395)	378,823,433,724 (378,823,433,724)
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	339,020,413,969 (339,020,413,969)	380,854,267,753 (380,854,267,753)	336,989,579,940 (336,989,579,940)

（注）（ ）の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

(ii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第8会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	304,722,643,191 (304,722,643,191)	294,332,409,690 (294,332,409,690)	171,335,467,732 (171,335,467,732)
第9会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	464,506,292,555 (464,506,292,555)	353,320,648,684 (353,320,648,684)	282,521,111,603 (282,521,111,603)
第10会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	461,659,690,625 (461,659,690,625)	480,713,674,816 (480,713,674,816)	263,467,127,412 (263,467,127,412)
第11会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	711,905,387,876 (711,905,387,876)	646,626,858,505 (646,626,858,505)	328,745,656,783 (328,745,656,783)
第12会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	476,721,761,354 (476,721,761,354)	444,947,907,894 (444,947,907,894)	360,519,510,243 (360,519,510,243)
第13会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	304,543,551,226 (304,543,551,226)	330,408,485,338 (330,408,485,338)	334,654,576,131 (334,654,576,131)
第14会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	244,771,658,844 (244,771,658,844)	270,492,282,437 (270,492,282,437)	308,933,952,538 (308,933,952,538)
第15会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	286,499,136,256 (286,499,136,256)	299,331,632,011 (299,331,632,011)	296,101,456,783 (296,101,456,783)
第16会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	207,080,813,601 (207,080,813,601)	192,893,553,399 (192,893,553,399)	310,288,716,985 (310,288,716,985)
第17会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	200,455,464,439 (200,455,464,439)	239,977,510,946 (239,977,510,946)	270,766,670,478 (270,766,670,478)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

(iii) 英ポンド マネー マーケット ファンド

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第8会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	19,010,664,976 (19,010,664,976)	10,699,560,106 (10,699,560,106)	16,644,211,032 (16,644,211,032)
第9会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	5,542,908,007 (5,542,908,007)	9,807,668,255 (9,807,668,255)	12,379,450,784 (12,379,450,784)
第10会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	4,517,942,000 (4,517,942,000)	5,803,421,260 (5,803,421,260)	11,093,971,524 (11,093,971,524)
第11会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	3,461,192,296 (3,461,192,296)	4,655,604,979 (4,655,604,979)	9,899,558,841 (9,899,558,841)
第12会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	4,817,767,213 (4,817,767,213)	5,343,460,403 (5,343,460,403)	9,373,865,651 (9,373,865,651)
第13会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	2,666,197,290 (2,666,197,290)	3,368,281,541 (3,368,281,541)	8,671,781,400 (8,671,781,400)
第14会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	1,879,384,679 (1,879,384,679)	3,231,554,584 (3,231,554,584)	7,319,611,495 (7,319,611,495)
第15会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	3,761,199,060 (3,761,199,060)	4,389,010,556 (4,389,010,556)	6,691,799,999 (6,691,799,999)
第16会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	9,145,316,634 (9,145,316,634)	8,879,951,408 (8,879,951,408)	6,957,165,225 (6,957,165,225)
第17会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	5,523,634,109 (5,523,634,109)	6,963,797,076 (6,963,797,076)	5,517,002,258 (5,517,002,258)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

(iv) カナダドル マネー マーケット ファンド

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第5会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	16,875,779,973 (16,875,779,973)	12,189,267,365 (12,189,267,365)	14,125,234,448 (14,125,234,448)
第6会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	8,345,589,421 (8,345,589,421)	7,031,162,591 (7,031,162,591)	15,439,661,278 (15,439,661,278)
第7会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	4,998,249,137 (4,998,249,137)	9,130,998,947 (9,130,998,947)	11,306,911,468 (11,306,911,468)
第8会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	4,753,861,800 (4,753,861,800)	5,861,742,009 (5,861,742,009)	10,199,031,259 (10,199,031,259)
第9会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	11,165,865,589 (11,165,865,589)	8,178,789,938 (8,178,789,938)	13,186,106,910 (13,186,106,910)
第10会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	6,024,889,149 (6,024,889,149)	5,988,279,096 (5,988,279,096)	13,222,716,963 (13,222,716,963)
第11会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	5,445,324,493 (5,445,324,493)	5,761,623,560 (5,761,623,560)	12,906,417,896 (12,906,417,896)
第12会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	9,679,761,631 (9,679,761,631)	10,347,770,233 (10,347,770,233)	12,238,409,294 (12,238,409,294)
第13会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	11,014,597,306 (11,014,597,306)	6,353,651,739 (6,353,651,739)	16,899,354,861 (16,899,354,861)
第14会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	8,176,750,545 (8,176,750,545)	13,012,129,926 (13,012,129,926)	12,063,975,480 (12,063,975,480)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

(v) NZドル マネー マーケット ファンド

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第3会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	147,864,884,288 (147,864,884,288)	114,080,680,245 (114,080,680,245)	70,065,142,188 (70,065,142,188)
第4会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	140,292,371,473 (140,292,371,473)	105,559,074,287 (105,559,074,287)	104,798,439,374 (104,798,439,374)
第5会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	103,033,743,168 (103,033,743,168)	108,523,165,342 (108,523,165,342)	99,309,017,200 (99,309,017,200)
第6会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	139,838,100,182 (139,838,100,182)	139,730,146,024 (139,730,146,024)	99,416,971,358 (99,416,971,358)
第7会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	40,265,441,304 (40,265,441,304)	45,561,559,066 (45,561,559,066)	94,120,853,596 (94,120,853,596)
第8会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	51,944,922,412 (51,944,922,412)	55,055,568,394 (55,055,568,394)	91,010,207,614 (91,010,207,614)
第9会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	54,820,816,308 (54,820,816,308)	68,912,852,421 (68,912,852,421)	76,918,171,501 (76,918,171,501)
第10会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	39,905,418,952 (39,905,418,952)	49,216,448,805 (49,216,448,805)	67,607,141,648 (67,607,141,648)
第11会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	51,418,758,278 (51,418,758,278)	46,281,286,960 (46,281,286,960)	72,744,612,966 (72,744,612,966)
第12会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	18,897,995,675 (18,897,995,675)	33,380,767,689 (33,380,767,689)	58,261,840,952 (58,261,840,952)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(a) 日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書第一部 証券情報、(7) 申込期間に記載される期間中、取引日に同書第一部 証券情報の定めるところに従ってファンド証券の募集が行われます。

取引日における1口当り純資産価格がUS マネー マーケット ファンドについては1米セント、豪ドル マネー マーケット ファンドについては1豪セント、英ポンド マネー マーケット ファンドについては1英ペンス、カナダドル マネー マーケット ファンドについては1カナダセント、NZドル マネー マーケット ファンドについては1NZセントを下回る場合、ファンド証券は発行されません。

販売会社または販売取扱会社は「口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者の方には、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出していただき、さらに販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結していただきます。販売の単位は、1,000口以上1口単位です。ただし、販売会社または販売取扱会社において取り扱う有価証券、証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金のうち米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドルで支払われるものによりファンド証券を取得する場合等は、販売会社または販売取扱会社が応じるものに限り1口以上1口単位とします。

なお、投資者が販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位によるものとします。

取引日の日本時間午後4時までに行為、所定の手続きが完了した取得の申込みが、当該取引日に行われたものとして取扱われます。上記の締切時間を過ぎたお申込みはお受けいたしません。

ただし、申込可能時間は取引の形態等によっては、販売会社または販売取扱会社の判断により繰り上げられる場合があります。

販売会社または販売取扱会社により受理された取得の申込みは取消すことはできません。

ファンド証券1口当りの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した取引日の1口当りの純資産価格です。申込みが行われた取引日の翌取引日に受渡しを行います。

販売会社または販売取扱会社は、外国証券取引口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出し累積投資契約を締結した投資者に対し、代金の受領と引換えに取引報告書（金融商品取引法に基づき、取引残高報告書等をもって取引報告書に代えることがあります。）を交付します。代金の支払いが円貨の場合、米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドルとの換算レートは約定日における東京外国為替市場の相場に基づいて、販売会社が決定します。また、米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドル預金口座への振込みにより米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドルで支払うこともできます。

購入時における申込手数料はありません。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売会社または販売取扱会社は、トラストの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券の取引に関する規則の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

さらに、管理会社および／または販売会社は、ファンド証券の買付けまたは転換の注文がマーケット・タイミング（不公正な裁定取引）であるとの疑義が生じた場合は、当該注文を受け付けない場合があります。

なお、以下の「(b) 海外における申込手続等」に記載される事項が適宜、日本における販売に準用されることがあります。

(b) 海外における申込手続等

ファンド証券は、管理会社またはその委託先により取引日に発行されます。ただし、管理会社は、以下の記載に従い、その裁量で発行を停止することができます。取引日において、買付申込書はルクセンブルグ時間午後3時までに、登録・名義書換事務代行会社により受領されなければなりません。午後3時以降に受領されたものは翌取引日に受領されたものと見做されます。

端数受益証券は発行されません。管理会社またはその委託先は、ファンド証券を記名式でのみ発行します。買付は1口単位です。

各券面には、管理会社および保管受託銀行の署名が付されますが、当該両署名は複写によることができます。券面発行の請求がない場合、投資者は券面の発行を請求しなかったものと見做され、確認書がかわりに交付されます。

1口当りの発行価格は、ファンド証券の買付注文が受領されたまたは受領されたと見做された取引日に決定される1口当りの純資産価格です。分配方針に基づき、ファンドは、合理的に可能な限り、1口当り純資産価格を常にUS マネー マーケット ファンドについては1米セント、豪ドル マネー マーケット ファンドについては1豪セント、英ポ

ド マネー マーケット ファンドについては1英ペンス、カナダドル マネー マーケット ファンドについては1カナダセント、NZドル マネー マーケット ファンドについては1NZセントに維持するよう努めます。

取引日における1口当り純資産価格がUS マネー マーケット ファンドについては1米セント、豪ドル マネー マーケット ファンドについては1豪セント、英ポンド マネー マーケット ファンドについては1英ペンス、カナダドル マネー マーケット ファンドについては1カナダセント、NZドル マネー マーケット ファンドについては1NZセントを下回る場合、ファンド証券は発行されません。

販売手数料は徴収されません。

日本国外に居住する投資家による受益証券の買付申込書は、取引日に、登録・名義書換事務代行会社であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの事務所で受け付けられます。

買付代金の支払いは、ファンド証券の買付注文が受領されたか受領されたと見做された取引日の翌取引日に、保管受託銀行に対し電信送金により基準通貨で行います。

受益証券の券面または確認書は、保管受託銀行の事務所で、買付代金支払日から7銀行営業日以内に、買付者または同人の銀行に入手可能となります。

2【買戻し手続等】

(a) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、取引日に買戻しを請求することができます。買戻し請求は、手数料なしで、取引日に販売会社または販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができます。

取引日の日本時間午後4時までに行為され、所定の手続きが完了した買戻し請求が、当該取引日に行為されたものとして取扱われます。上記の締切時間を過ぎたお申込みはお受けいたしません。

ただし、申込可能時間は取引の形態等によっては、販売会社または販売取扱会社の判断により繰り上げられる場合があります。

販売会社または販売取扱会社により受理された買戻し請求は取消すことはできません。

ファンド証券1口当りの買戻し価格は、原則として、管理会社が買戻し請求を受領した取引日に計算される1口当り純資産価格です。買戻し代金および発生済・未払いの分配金が支払われる場合はそれらの金額を含む金額（以下、買戻し代金等といいます。）は、外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻し請求が行われた取引日の翌取引日に支払われます。買戻し代金等が円貨で支払われる場合、米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドルとの換算レートは約定日における東京外国為替市場の相場に基づいて、販売会社が決定します。また、当該受益者の米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドル預金口座への振込により米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルまたはNZドルで支払われます。ファンド証券の買戻しは1口単位とします。

クローズド期間・大口解約の制限等はありません。

なお、以下の「(b) 海外における買戻し手続等」に記載される事項が適宜、日本における販売に準用されることがあります。

(b) 海外における買戻し手続等

受益者は、取引日にファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻し請求は、当該取引日の午後3時までに受領されなければなりません。午後3時以降に受領された買戻し請求は、翌取引日に受領されたものと見做されます。

買戻しは、買戻し請求が受領されたか受領されたと見做される取引日に決定される1口当り純資産価格により行為されます。受益証券の券面が発行されている場合、買戻し請求にはその券面を添付しなければなりません。買戻し手数料は課されません。

取引日における1口当りの純資産価格がUS マネー マーケット ファンド受益証券については1米セント、豪ドル マネー マーケット ファンド受益証券については1豪セント、英ポンド マネー マーケット ファンド受益証券については1英ペンス、カナダドル マネー マーケット ファンド受益証券については1カナダセント、NZドル マネー マーケット ファンド受益証券については1NZセントを下回る場合、ファンド証券の買戻しは行為されません。

買戻し請求の場合、買戻されるファンド証券について宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、買戻し代金とともに支払われます。受益者が保有するファンド証券の一部の買戻しの場合、トラストのために行為する管理会社と締結された契約に基づきノミニ・サービスを提供しているノミニ受益者またはその他の受益者は、買戻される受益証券を特定して指示しなければなりません。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを受益者の買戻し請求後遅滞なく行うことができるようにするため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを確保するものとします。

管理会社は、ファンド証券1口当りの純資産価格をUS マネー マーケット ファンド受益証券については1米セント、豪ドル マネー マーケット ファンド受益証券については1豪セント、英ポンド マネー マーケット ファンド受益証券については1英ペンス、カナダドル マネー マーケット ファンド受益証券については1カナダセント、NZドル マネー マーケット ファンド受益証券については1NZセントとします。

証券については1英ペンス、カナダドル マネー マーケット ファンド受益証券については1カナダセント、NZドル マネー マーケット ファンド受益証券については1NZセントに維持するよう最善の努力を行います。買戻価格は、買戻日に適用される純資産価格によって、買付時の価格より高くなることも低くなることもあります。

買戻代金および分配金の支払いは、上記に従い、券面が発行された場合は、これが受領され、買戻請求が受領されたか、受領されたと見做される取引日の翌取引日にファンドの基準通貨で行われます。

管理会社は、本書に記載される状況下においては、ファンド証券の強制的買戻しを行う旨、決定することができます。

管理会社は流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、管理会社が受益者からの買戻し請求に随時応じられるだけの各ファンドのポートフォリオの流動性を通常確保しています。

3【ファンド証券の転換】

(a) 日本における転換

日本における受益者は、転換にかかる二つのファンドの共通取引日に、販売会社を通じてファンド証券の転換を請求することができます。

ただし、かかる転換請求は、申込を行う日が、転換を行う二つのファンドの取引日で、かつ、受渡日となる翌取引日も双方のファンドの取引日である場合に、手続きが可能です。転換についての内容は「(b) 海外における転換」に記載されているとおりです。ただし、販売会社は日本国内において転換請求を受付けた場合、「(b) 海外における転換」の方法に変えて、「2(a) 日本における買戻し手続き等」における円貨による買戻代金等相当額をもって「1(a) 日本における販売手続き等」における円貨による販売代金相当額とする取扱いを行うものとします。この転換請求に適用される為替レートは、販売会社が転換請求用に決定するもので、「2(a) 日本における買戻し手続き等」、「1(a) 日本における販売手続き等」に適用されるものは異なる場合があります。

(b) 海外における転換

一つのファンドの受益証券から他のファンドの受益証券に転換を希望する受益者は、該当する二つのファンドの共通取引日に、転換のための取消不能の転換請求書に（発行されている場合は）受益証券を添えて、管理会社に対して受益証券の転換を請求することができます。ただし、かかる転換請求は、（転換請求がなされた取引日の直後の）翌取引日も双方のファンドの取引日である場合にのみ受け付けられます。

当該請求書には、転換される口数を指定するものとします。転換により発行される口数は、転換請求がなされた取引日に適用されるそれぞれのファンドの受益証券の純資産価格に基づき以下のとおり決定されます。

$$N_1 = NAV_2 \times N_2 / NAV_1$$

N_1 ：転換後の口数。端数は発行されません。転換に伴い生じる端数に起因する残余金額は、受益証券が転換される先のファンドに帰属します。

N_2 ：転換前の口数。「買戻し」の項に記載される発生済未払の分配金につき決定されます。

NAV_1 ：転換により発行される受益証券の当該取引日の純資産価格

NAV_2 ：転換により発行される受益証券の基準通貨と転換される受益証券の基準通貨との取引日における適用為替レートにより転換された転換される受益証券の当該取引日の純資産価格
転換手数料は課されません。

4【保有制限】

管理会社は、ファンド証券の発行に関し、ファンドおよびその販売会社がファンド証券が募集される国の法令を遵守することを意図しています。管理会社は、その裁量により、いつでも一定の国や領土の居住者やそれらの国、領土に設立された法人へのファンド証券の発行を一時的に停止、永続的に中止または制限することができます。

管理会社は、受益者全体および、トラストの保護に必要な場合、特定の個人または法人につき、ファンド証券の取得を禁止することができます。

さらに、

- a. 管理会社は、ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、
- b. 管理会社および／または管理事務代行会社はファンド証券の買付けまたは転換の注文がマーケット・タイミング（不公正な裁定取引）であるとの疑義が生じた場合は、当該注文を受け付けない場合があります、また、
- c. 管理会社は、ファンド証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができます。

詳細は以下のとおりです。

- (a) 管理会社は、EU内において公衆に対してファンド証券の販売を行いません。
- (b) ファンド証券は、アメリカ合衆国1933年証券法（改正済）（「1933年法」）に基づく登録は行われていません。以下に記載する場合を除き、アメリカ合衆国またはその領土、属領、管轄地域（プエルトリコを含みます。）（「米国」）内において、または米国の市民、居住者（米国またはその政治的機構内においてまたはその法律に基づき組織・設立された会社、パートナーシップまたは法人を含みます。）または財団または信託（米国外を源泉とする収益（米国における取引や営業行為と有効に結合していないもの）がアメリカ合衆国連邦所得税の計算のために総所得に含まれない財団または信託を除きます。）（「米国人」）に対して、直接・間接を問わず、募集、販売、移転または交付を行いません。

トラストは、1940年アメリカ合衆国投資会社法（「投資会社法」）に基づく登録はなされていません。管理会社は、それを知りながら、100名超の米国人または米国居住者が受益者となることを認めません。上記の禁止に反しない限り、限定的な数の米国におけるまたは米国人である専門的機関投資家に対しファンド証券を私募により随時販売することができます。この場合は、1933年法に基づくファンド証券の登録が要求されるような販売、トラストを投資会社法に服させるような販売、トラストを米国の税金に服させるような販売が行われないようにするため、一定の状況の下で、禁止条項を付して（投資者によるファンド証券の交付前の一定の表明や合意を含んだ書簡の提示を含みます。）行われます。

上記に定義される米国人によるファンド証券の実質的保有を制限、防止するために（上記の私募によりファンド証券を購入する米国人を除きます。）、管理会社またはその代理人は以下のことを行うことができます。

- (a) ファンド証券の登録または移転により当該ファンド証券が米国人のために保有される可能性があるとは判断される場合、ファンド証券の発行、登録、移転を拒否することができます。
- (b) いつでもファンド証券の受益者登録簿に記入されている人またはファンド証券の移転の登録を求める人に対して、宣誓供述書を添付して、当該ファンド証券の保有者の実質的所有が米国人であるか、またはかかる登録が米国人による当該トラストの保有となるか否かを判定する目的で自らが必要と思料する情報の提供を求めることができます。
- (c) 管理会社が米国人が単独または他の者と共同でファンド証券の実質的保有者であると判断する場合、一定の手続により、当該受益者が保有するすべてのファンド証券を強制的に買戻し、または買戻しを行わせることができます。

マネー・ロンダリングの防止およびテロ資金供与の防止

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止の防止に関してルクセンブルグの法令（2004年11月12日マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止法（改正済）を含みますが、これに限られません。）ならびに金融監督委員会の規則および通達に基づき、金融セクターのあらゆる専門家に対して、投資信託をマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達を目的として使用することを防止する義務が課されています。かかる規定の制定により、ルクセンブルグ籍の投資信託の登録事務代行会社は、ルクセンブルグの法令に従い、購入者の身元確認を行わなければなりません。登録事務代行会社は、購入者に対し、かかる身元確認を実施するために必要な文書の提出を要求することができます。

申請者が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、購入（または、適宜、買戻し）の申請は受諾されません。管理会社および管理事務代行会社は、いずれも、申請者が文書を提出しなかったことまたは不完全な文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負いません。

受益者は、関連する法令に基づく現在の顧客デュー・デリジェンス要件に基づき、随時、追加または最新の身元確認書類の提出を要求されることがあります。

5【販売、買戻しまたは転換の停止】

管理会社は、以下の場合、純資産価格の決定、ファンド証券の販売、買戻しまたは転換を一時的に停止することができます。

- (a) ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合
- (b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の売却が正当にまたは正常に実行できない場合
- (c) ファンドの組入証券の評価のため通常使用されている通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合
- (d) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合
- (e) ファンド証券の取引を継続することが実行不可能または受益者に対して不公正となる特殊な状況であると管理会社が判断する場合

当該停止はすべて販売、買戻しまたは転換を請求する受益者に通知され、管理会社、保管受託銀行および支払代行会社の登記上の事務所において公表されます。

6【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

ファンドの基準通貨で表示される各ファンドのファンド証券の１口当り純資産価格は、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定されます。

ファンド証券の１口当り純資産価格は、管理会社により、または管理会社の指示のもと決定され、その事務所において入手することができます。

評価代理人との間の評価業務に関する契約が、2013年法に適合するよう、管理会社が責任を負います。

ファンドの組入れ証券は、均等償却法により評価されます。

この均等償却法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としています。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生じる可能性があります。

現金およびその他の流動資産は、額面額に経過利息を加え、評価されます。

ファンドは、合理的に可能な範囲で、発行、買戻しおよび転換のために計算されるファンド証券の１口当り価格を１米セント、１豪セント、１英ペンス、１カナダセントおよび１NZセントにそれぞれ安定させる手を設けています。

ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産額と均等償却法により計算される純資産額との間の乖離を判定するために、管理会社の指示により随時見直されます。

重大な稀薄化またはその他の不公正な結果を受益者にもたらす可能性のある乖離があると判定された場合、管理会社またはその指定する代理人は、必要かつ適切であると判断する調整的措置を行います。これには、各受益者の受益証券の割合に応じた買戻しによるファンドの発行済受益証券口数の減少（この買戻しにより受益者に対しては、何らの金額も支払われません。）、売買益または売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却、組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止または入手可能な市場相場に基づく1口当り純資産価格の決定が含まれます。受益証券1口当りの純資産価格を1米セント、1豪セント、1英ペンス、1カナダセントおよび1NZセントにそれぞれ維持するため発行済受益証券口数を減少させる場合、強制的に買戻されるファンド証券口数は、組入証券の均等償却法による評価と市場価格に基づく評価との差を表わしています。各受益者は、ファンドへの投資にあたり、かかる強制的買戻しに同意したものと見なされます。

上記の管理会社またはその指定する代理人は、管理会社の役員またはこれにより指定された者による公正な価格計算のための一般的ガイドラインを定めた、管理会社が随時採択する方針に従って行います。

すべての場合において、ファンドの純資産価格は、ファンドのすべての組入証券およびその他の資産の合計から、その債務を控除し、発行済ファンド証券の口数で割ることにより決定されます。

各ファンドに帰属する資産および債務を決定するため、各ファンドの資産プールは以下の方法で設定されます。

- a) 各ファンドの受益証券発行からの手取金は、トラストの帳簿上、当該ファンドのための資産プールに計上され、各ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該プールに計上されます。
- b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、トラストの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加、減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上されます。
- c) 特定のプールの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させます。
- d) トラストの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断されない場合、かかる資産や債務は、関連する各ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプールに帰属させます。
- e) 各ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該ファンドの受益証券の純資産価格は、当該金額分だけ減少させるものとします。

取引日において、通信手段の一時的な途絶やファンドの投資対象の市場価格が一時的に入手できないという理由により、1口当り純資産価格の決定ができない場合、管理会社は、発行価格、買戻価格および転換価格のために、直前の取引日に決定された純資産価格および1口当り分配金を使用することを決定することができます。

ファンドの純資産価格は、管理会社の授権された役員、代理人または代表者により証明され、明白な誤りがない限り、かかる証明は最終的なものとします。

（2）【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売されるファンド証券の券面またはその確認書は、販売会社名義で保管され、日本の受益者に対して、販売会社または販売取扱会社からファンド証券の取引報告書（金融商品取引法に基づき、取引残高報告書等をもって取引報告書に代えることがあります。）が交付されます。

（3）【信託期間】（存続期間）

トラスト／ファンドの信託期間は無期限です。ただし、トラスト／ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも償還することができます。また、トラスト／ファンドは、ルクセンブルグの法律に定める一定の場合には償還されます。

2010年法第143条によれば、ファンドの登録が金融監督委員会により拒絶、または撤回された場合には、ファンドは商事問題を扱う地方裁判所の決定により償還されることがあります。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、(i) いつでもファンドを償還する、またはファンドの受益証券を強制的に買戻すことができ、当該ファンドの受益者は、当該ファンドの資産の売却純手取金の分配を受ける、または(ii) いつでもファンドを償還する、またはファンドの受益証券を強制的に買戻すことができ、他のファンドに、ファンドの資産（監査報告により評価されます。）を統合し、他のファンドの受益証券を、ファンドの受益者に分配することができます。上記(ii)の償還（または受益証券の強制買戻し）および統合は、当該ファンドのサイズ、ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができます。上記(i)のファンドの償還または受益証券の強制買戻しの場合、償還または受益証券の強制買戻しの効力発生日は受益者に郵便、ファックス、電子メールまたは受益者が同意するその他の合理的な方法にて通知されます。上記(ii)のファンドの償還または受益証券の強制買戻しおよび統合の場合、当該ファンドの受益者には償還または受益証券の強制買戻しの1か月前に郵便、ファックス、電子メールまたは受益者が同意するその他の合理的な方法により通知するものとします。償還または受益証券の強制買戻しの効力発生日まで、受益者はファンドの償還または受益証券の強

制買戻しにより生じる費用をカバーする引当金額を反映した純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続して行うことができます。受益者またはその相続人もしくはその受遺者は、トラストの償還または分割を請求することはできません。

償還最終時において支払請求がなされなかった受益証券についての清算金は、時効期間経過までルクセンブルグの供託機関に保管されます。

なお受益者への償還金の支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。

（４）【計算期間】

トラストおよびファンドの決算期は毎年12月31日です。

（５）【その他】

（a）約款

現行約款は、ルクセンブルグ商業および法人登記所に保管され、同所で閲覧することができ、またその写しを入手することができます。

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部を変更することができます。約款を変更する関連文書に別途規定されない限り、変更はルクセンブルグ商業および法人登記所への変更に関する預託通知を R E S A に公告後5日で効力を生じます。

日本においては、約款の重要事項の変更は、受益者へ書面をもって通知されます。

（b）関係法人との契約の更改等に関する手続

（i）投資顧問契約

原則として各当事者は、相手方当事者に契約の終了日の3ヶ月以上前に書面による通知を交付または書留郵便で送付することによって、投資顧問契約を終了させることができます。しかしながら、いずれか一方の当事者による投資顧問契約中の規定について不履行があった場合、相手方当事者に30日前の書面による通知をすることにより、当該不履行が当該期間中に治癒されない限り、本契約を解約する権利が与えられます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠して解釈されます。

（ii）保管契約

同契約に基づく保管受託銀行の任命は、相手方当事者に、解約の90日前までの書面による通知（または相手方当事者が同意する、これよりも短期間の通知）により解除することができます。管理会社または保管受託銀行は、保管受託銀行または管理会社が重大な違反を犯しているか、同契約書の条項（同契約書の表明および保証を含みます。）または2010年法パートIIに継続的に違反し、他方当事者による違反是正の要求通知交付後30暦日以内にかかる違反を是正しなかった場合、即時または後に効力を発する通知をもって、同契約を直ちに終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

（iii）投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、投資信託業務契約を終了することができます。ただし、一方当事者が同契約に違反をした場合で、当該違反の是正を要請する書面による通知の送達後30日以内に当該違反を是正しない場合には、相手方当事者は、同契約を解約することができます。管理会社は、同契約の終了がトラストの受益者の最善の利益になると考える場合、直ちに同契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

（iv）評価代理人契約

当事者は、60日前までの書面による通知を相手方当事者に行った場合には、いつでも同契約を終了させることができます。ただし、一方当事者による同契約に基づく義務の不履行があった場合（詳細は同契約に規定されます。）には、相手方当事者への通知をもって即時に同契約を終了させることができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

（v）代行協会員契約

代行協会員契約は、他の当事者に対し、3ヶ月前の書面による終了通知をすることにより解約することができます。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社のための日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とします。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

（vi）受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、書面による通知を3ヶ月前にすることにより解約することができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

7【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者が受益権をトラストに対し直接行使するためには、ファンド証券名義人として、受益者名簿に登録されていなければなりません。従って、販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の受益者名簿の登録名義人でないため、自らトラストに対し直接受益権を行使することはできません。これらの受益者は外国証券取引口座約款に基づき販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（a）分配金請求権

受益者は、トラストのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてトラストのために行為する管理会社に請求する権利を有します。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、トラストに帰属します。

（b）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有します。

（c）転換請求権

受益者は、随時ファンド証券の転換を、管理会社に請求する権利を有します。

（d）残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はトラストのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（e）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

（注）約款には受益者集会に関する規定はありません。なお受益者の管理会社、保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効します。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資顧問会社、保管受託銀行、管理・登録・名義書換代行会社および発行会社代理人、支払代行会社、評価代理人、トラストの監査人、もしくは管理会社により随時任命されたトラストまたは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利は一切ありません。2010年法に基づき、受益者の保管受託銀行に対する責任追及は、直接または管理会社を通じて間接的に行われます。ただし、それが損害賠償の重複または受益者間の不平等な取扱いにつながらない場合に限りです。

（2）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はありません。

（3）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（a）管理会社またはトラストに対する、法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（b）日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券の届出等に関する代理人は、

弁護士 竹野 康造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所
です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。判決の執行手続きは、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続きは、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドル、ユーロ、豪ドル、英ポンド、カナダドルおよびニュージーランドドル（「NZドル」）で表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、以下の2017年4月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されています。

1 米ドル	=	111.29円
1 ユーロ	=	120.85円
1 豪ドル	=	83.24円
1 英ポンド	=	143.56円
1 カナダドル	=	81.63円
1 NZドル	=	76.57円

なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【2016年12月31日終了年度】

①【貸借対照表】

ノムラ外貨MMF
結合純資産計算書
2016年12月31日現在

	U S マネー マーケット ファンド		豪ドル マネー マーケットファンド		英ポンド マネー マーケットファンド	
	(米ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)	(英ポンド)	(千円)
資産						
投資有価証券一時価 (注2)	2,782,408,747	309,654,269	2,203,135,491	183,388,998	44,977,930	6,457,032
銀行預金	34,640	3,855	27,824	2,316	2,514	361
預金	594,291,000	66,138,645	509,443,000	42,406,035	10,332,000	1,483,262
未収収益	1,404,882	156,349	561,425	46,733	0	0
現金および現金等価物 に係る利息	11,555	1,286	28,303	2,356	59	8
資産合計	3,378,150,824	375,954,405	2,713,196,043	225,846,439	55,312,503	7,940,663
負債						
未払費用（注8）	5,931,065	660,068	2,362,627	196,665	114,563	16,447
受益者への未払分配金	2,323,960	258,634	3,166,711	263,597	27,917	4,008
負債合計	8,255,025	918,702	5,529,338	460,262	142,480	20,454
純資産	3,369,895,799	375,035,703	2,707,666,705	225,386,177	55,170,023	7,920,209
発行済受益証券数	336,989,579,940口		270,766,670,478口		5,517,002,258口	
1口当り純資産価格	0.01	1.113円	0.01	0.832円	0.01	1.436円
	カナダドル マネー マーケット ファンド		N Z ドル マネー マーケット ファンド		結合	
	(カナダドル)	(千円)	(N Z ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産						
投資有価証券一時価 (注2)	99,636,656	8,133,340	473,433,422	36,250,797	4,826,146,037	537,101,792
銀行預金	4,847	396	6,640	508	65,945	7,339
預金	21,038,000	1,717,332	110,638,000	8,471,552	1,066,121,736	118,648,688
未収収益	182,541	14,901	3,696	283	1,946,446	216,620
現金および現金等価物 に係る利息	175	14	9,220	706	38,530	4,288
資産合計	120,862,219	9,865,983	584,090,978	44,723,846	5,894,318,694	655,978,727
負債						
未払費用（注8）	153,509	12,531	591,988	45,329	8,297,010	923,374
受益者への未払分配金	68,955	5,629	880,580	67,426	5,300,160	589,855
負債合計	222,464	18,160	1,472,568	112,755	13,597,170	1,513,229
純資産	120,639,755	9,847,823	582,618,410	44,611,092	5,880,721,524	654,465,498
発行済受益証券数	12,063,975,480口		58,261,840,952口			
1口当り純資産価格	0.01	0.816円	0.01	0.766円		

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

ノムラ外貨MMF
結合運用計算書
2016年12月31日に終了した年度

	U S マネー マーケット ファンド		ユーロ マネー マーケットファンド (償還済)		豪ドル マネー マーケット ファンド		英ポンド マネー マーケット ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)	(豪ドル)	(千円)	(英ポンド)	(千円)
収益								
預金利息	2,591,232	288,378	0	0	10,289,715	856,516	86,768	12,456
債券利息	8,995,138	1,001,069	85,665	10,353	11,793,027	981,652	10,156	1,458
その他の収益	125,084	13,921	0	0	17,517	1,458	2,441	350
収益合計	11,711,454	1,303,368	85,665	10,353	22,100,259	1,839,626	99,365	14,265
費用								
管理報酬および投資顧問報酬 (注3、4)	2,241,277	249,432	8,508	1,028	3,335,558	277,652	35,470	5,092
販売会社報酬および代行協会員報酬 (注6、7)	8,301,040	923,823	31,967	3,863	15,189,655	1,264,387	131,822	18,924
保管報酬(注5)	975,045	108,513	3,989	482	1,220,421	101,588	15,743	2,260
銀行口座に係る支払利息	0	0	129,945	15,704	11,964	996	214	31
コルレス銀行報酬	56,393	6,276	3,513	425	100,158	8,337	0	0
法務報酬	5,850	651	1,855	224	4,831	402	0	0
海外登録費用	0	0	0	0	147,475	12,276	0	0
現金支出費	0	0	0	0	151,895	12,644	3,624	520
専門家報酬	48,704	5,420	303	37	28,892	2,405	1,159	166
印刷費・公告費	2,559	285	103	12	2,517	210	785	113
年次税(注11)	366,853	40,827	5,897	713	303,387	25,254	7,365	1,057
その他の費用	7,308	813	20,571	2,486	5,945	495	290	42
償還費用	0	0	28,860	3,488	0	0	0	0
費用合計	12,005,029	1,336,040	235,511	28,462	20,502,698	1,706,645	196,472	28,206
純投資(損)益	(293,575)	(32,672)	(149,846)	(18,109)	1,597,561	132,981	(97,107)	(13,941)
投資有価証券実現純(損)益(注12)	13,916,779	1,548,798	(37,629)	(4,547)	42,564,993	3,543,110	260,618	37,414
当期実現純(損)益	13,916,779	1,548,798	(37,629)	(4,547)	42,564,993	3,543,110	260,618	37,414
投資有価証券未実現純損益の変動 (注12)	1,741,581	193,821	266,272	32,179	1,146,126	95,404	(16,054)	(2,305)
当期末実現純(損)益	1,741,581	193,821	266,272	32,179	1,146,126	95,404	(16,054)	(2,305)
運用の結果による純資産の増加	15,364,785	1,709,947	78,797	9,523	45,308,680	3,771,495	147,457	21,169

	カナダドル マネー マーケット ファンド		NZドル マネー マーケット ファンド		結合	
	(カナダドル)	(千円)	(NZドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益						
預金利息	169,906	13,869	2,929,380	224,303	12,264,281	1,364,892
債券利息	386,268	31,531	443,349	33,947	18,185,696	2,023,886
その他の収益	8,938	730	5,853	448	151,342	16,843
収益合計	565,112	46,130	3,378,582	258,698	30,601,319	3,405,621
費用						
管理報酬および投資顧問報酬 (注3、4)	81,827	6,680	965,808	73,952	5,425,799	603,837
販売会社報酬および代行協会員報酬 (注6、7)	303,284	24,757	3,463,234	265,180	22,061,132	2,455,183
保管報酬(注5)	35,758	2,919	278,926	21,357	2,097,285	233,407
銀行口座に係る支払利息	465	38	2,966	227	147,369	16,401
コルレス銀行報酬	6,136	501	20,000	1,531	150,599	16,760
法務報酬	255	21	536	41	11,832	1,317
海外登録費用	5,040	411	30,000	2,297	130,733	14,549
現金支出費	0	0	34,631	2,652	137,864	15,343
専門家報酬	2,040	167	6,424	492	77,212	8,593
印刷費・公告費	1,416	116	0	0	6,489	722
年次税(注11)	13,096	1,069	68,057	5,211	657,426	73,165
その他の費用	0	0	3,449	264	35,879	3,993
償還費用	0	0	0	0	30,225	3,364
費用合計	449,317	36,678	4,874,031	373,205	30,969,844	3,446,634
純投資(損)益	115,795	9,452	(1,495,449)	(114,507)	(368,525)	(41,013)
投資有価証券実現純(損)益(注12)	183,350	14,967	14,762,186	1,130,341	55,217,954	6,145,206
当期実現純(損)益	183,350	14,967	14,762,186	1,130,341	55,217,954	6,145,206
投資有価証券未実現純損益の変動 (注12)	145,703	11,894	(293,340)	(22,461)	2,730,832	303,914
当期末実現純(損)益	145,703	11,894	(293,340)	(22,461)	2,730,832	303,914
運用の結果による純資産の増加	444,848	36,313	12,973,397	993,373	57,580,261	6,408,107

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF
結合純資産変動計算書
2016年12月31日に終了した年度

	U S マネー マーケット ファンド	ユーロ マネー マーケット ファンド (償還済)	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Z ドル マネー マーケット ファンド	結合
	(米ドル)	(ユーロ)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(N Z ドル)	(米ドル)
期首現在純資産	3,788,234,337	278,780,259	3,102,887,170	69,571,652	168,993,549	727,446,130	7,052,438,359
純投資（損）益	(293,575)	(149,846)	1,597,561	(97,107)	115,795	(1,495,449)	(368,525)
当期実現純（損）益	13,916,779	(37,629)	42,564,993	260,618	183,350	14,762,186	55,217,954
当期末実現純（損）益	1,741,581	266,272	1,146,126	(16,054)	145,703	(293,340)	2,730,832
運用の結果による 純資産の増加	15,364,785	78,797	45,308,680	147,457	444,848	12,973,397	57,580,261
受益証券の発行手取金	3,390,204,140	4,113,056	2,004,554,644	55,236,341	81,767,505	188,979,957	5,097,746,615
受益証券の買戻支払額	(3,808,542,678)	(282,893,315)	(2,399,775,109)	(69,637,970)	(130,121,299)	(333,807,677)	(6,246,376,153)
受益証券取引による （支払）純額	(418,338,538)	(278,780,259)	(395,220,465)	(14,401,629)	(48,353,794)	(144,827,720)	(1,148,629,538)
受益者への支払分配金 為替相場変動	(15,364,785)	(78,797)	(45,308,680)	(147,457)	(444,848)	(12,973,397)	(57,580,261) (23,087,297)
期末現在純資産	3,369,895,799	0	2,707,666,705	55,170,023	120,639,755	582,618,410	5,880,721,524

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF
結合発行済受益証券数変動表
2016年12月31日に終了した年度

	U S マネー マーケット ファンド	ユーロ マネー マーケット ファンド (償還済)	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Z ドル マネー マーケット ファンド
期首現在発行済 受益証券数	378,823,433,724	27,878,025,868	310,288,716,985	6,957,165,225	16,899,354,861	72,744,612,966
発行受益証券数	339,020,413,969	411,305,606	200,455,464,439	5,523,634,109	8,176,750,545	18,897,995,675
買戻受益証券数	(380,854,267,753)	(28,289,331,474)	(239,977,510,946)	(6,963,797,076)	(13,012,129,926)	(33,380,767,689)
期末現在発行済 受益証券数	336,989,579,940	0	270,766,670,478	5,517,002,258	12,063,975,480	58,261,840,952

統計情報

	U S マネー マーケット ファンド	ユーロ マネー マーケット ファンド (償還済)	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Z ドル マネー マーケット ファンド
	(米ドル)	(ユーロ)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(N Z ドル)
2016年12月31日現在 純資産	3,369,895,799	0	2,707,666,705	55,170,023	120,639,755	582,618,410
2015年12月31日現在 純資産	3,788,234,337	278,780,259	3,102,887,170	69,571,652	168,993,549	727,446,130
2014年12月31日現在 純資産	4,283,947,397	281,283,218	2,961,014,568	66,918,000	122,384,093	676,071,416
2016年12月31日現在 1口当り純資産価格	0.01	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01
2015年12月31日現在 1口当り純資産価格	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
2014年12月31日現在 1口当り純資産価格	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF
財務書類に対する注記
2016年12月31日に終了した年度

注１－組織

ノムラ外貨MMF（「トラスト」）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてルクセンブルグにおいて設定されたアンブレラ・ファンド型の契約型投資信託（*fonds commun de placement à compartiments multiples*）であり、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国に登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）によって、その共有者（「受益者」）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体を構成する。トラストの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（随時改正済）（「2013年法」）の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

トラストは、2010年12月17日の投資信託に関する法律（随時改正済）（「2010年法」）のパートIIに従いルクセンブルグ大公国で設定され、2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

トラストは、US マネー マーケット ファンドの名称で1991年11月14日にメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（「メモリアル」）に公告されたトラストの約款に準拠して管理会社により設立された。約款の改正は、公示されている。1999年6月1日付の改正により、トラストはアンブレラ・ファンドとして再編成された。2001年6月2日付の改正により、トラストはトラスト名をノムラ外貨MMFに変更した。統合約款は、ルクセンブルグ地方裁判所の記録部に提出されており、閲覧およびその写しを入手することができる。

トラストの存続期間は無期限である。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意により随時償還することができる。また、トラストは、ルクセンブルグの法律により求められる場合には償還される。

受益証券は、トラストのもとで5つのサブ・ファンド証券：ノムラ外貨MMF－US マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－カナダドル マネー マーケット ファンドおよびノムラ外貨MMF－NZドル マネー マーケット ファンド（総称して、および個々を「ファンド」という。）が発行されている。管理会社は、保管受託銀行の同意のもとに、随時新しいファンドを設立することができる。トラストは、米ドル建てで結合財務書類を作成している。

ノムラ外貨MMF－US マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。ファンドは、1口当り純資産価格を0.01米ドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録は米ドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。ファンドは、1口当り純資産価格を0.01豪ドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録は豪ドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。ファンドは、1口当り純資産価格を0.01英ポンドに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録は英ポンドで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－カナダドル マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。ファンドは、1口当り純資産価格を0.01カナダドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録はカナダドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－NZドル マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。ファンドは、1口当り純資産価格を0.01NZドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録はNZドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－ユーロ マネー マーケット ファンドは、2016年5月31日付で償還した。

注２－重要な会計方針

2016年12月31日に純資産価格（以下「NAV」という。）の計算は行われなかったため、財務書類に記載される2016年12月31日現在のNAVは、2016年12月29日時点の価格および為替レートに基づいたものである。

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

マネー・マーケット商品および類似の投資有価証券は、公正な時価に近似する償却原価に基づいて評価される。

この方法は評価面での確実性を提供するものの、償却原価で決定される評価額が、証券を売却した場合にファンドが受取る額よりも高額であったり低額であったりする場合がある。ファンドが保有する有価証券は、入手可能な市場相場を用いて算出される純資産額と償却原価法で算出される純資産額との間に乖離が生じるか否かを判断するために、管理会社の取締役会の指示に基づき定期的にレビューされる。既存の受益者に重大な希薄化またはその他の不公正な結果をもたらす乖離が存在すると判断された場合、管理会社は必要かつ適切な是正措置を行う予定である。これには、キャピタル・ゲインまたはロスを実現するためにポートフォリオ商品を満期日以前に売却したり、入手可能な市場相場を用いて1口当り純資産価格を計算したりすることが含まれる。

証券取引および投資収益

証券取引は、取引日に会計処理される。投資有価証券売却実現損益は、平均原価法で算出される。受取利息は、発生主義により計上される。償却プレミアムおよび稼得割引額は、投資有価証券売却実現損益および投資有価証券未実現純評価損益の変動に含まれている。

外貨換算

各ファンドの表示通貨以外の通貨建の資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで換算される。各ファンドの表示通貨以外の通貨建の収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

結合財務書類を米ドルで作成するにあたり、米ドル以外の通貨建の各ファンドの財務書類は、年度末現在の実勢為替レートで換算されている。

2016年12月31日現在の為替レート：

1 米ドル	=	1.38792 豪ドル
1 米ドル	=	1.35720 カナダドル
1 米ドル	=	0.95484 ユーロ
1 米ドル	=	0.81340 英ポンド
1 米ドル	=	1.44488 N Z ドル

為替相場変動

前年度の為替を適用した期首現在の純資産額との差額は、結合純資産変動計算書において為替相場変動として表示されている。

注 3－管理報酬

管理会社は、トラストの資産から年間15,000米ドルをトラストに対する管理報酬として受領する権利を有する。

注 4－投資顧問報酬

U S マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち250百万米ドルまでは年率0.150%、次の250百万米ドルについては当該純資産の年率0.125%、次の15億米ドルについては当該純資産の年率0.100%および20億米ドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

ユーロ マネー マーケット ファンド（償還済）の投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち200百万ユーロまでは年率0.150%、次の200百万ユーロについては当該純資産の年率0.125%、次の12億ユーロについては当該純資産の年率0.100%および16億ユーロ超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

豪ドル マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち400百万豪ドルまでは年率0.150%、次の400百万豪ドルについては当該純資産の年率0.125%、次の24億豪ドルについては当該純資産の年率0.100%および32億豪ドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

英ポンド マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち150百万英ポンドまでは年率0.150%、次の150百万英ポンドについては当該純資産の年率0.125%、次の900百万英ポンドについては当該純資産の年率0.100%および12億英ポンド超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

カナダドル マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち400百万カナダドルまでは年率0.150%、次の400百万カナダドルについては当該純資産の年率0.125%、次の24億カナダドルについては当該純資産の年率0.100%および32億カナダドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

N Z ドル マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち400百万N Z ドルまでは年率0.150%、次の400百万N Z ドルについては当該純資産の年率0.125%、次の24億N Z ドル

ルについては当該純資産の年率0.100%および32億NZドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

以下の年間報酬率は2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資顧問報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.075%
0.20%未満となった場合	0.055%
0.10%未満となった場合	0.035%
再度0.10%未満となった場合	0.015%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資顧問報酬</u>
0.230%超となった場合	0.015%
0.250%超となった場合	0.035%
0.350%超となった場合	0.055%
0.450%超となった場合	0.075%
0.525%超となった場合	最大0.150%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2016年12月31日現在、実際に適用されていた年率は、英ポンド マネー マーケット ファンドに関して0.035%、カナダドル マネー マーケット ファンドに関して0.055%であった。豪ドル マネー マーケット ファンド、US マネー マーケット ファンドおよびNZドル マネー マーケット ファンドに、投資顧問報酬の引下げは適用されていなかった。

注5－保管報酬

保管受託銀行は、各ファンド資産から、関連するファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.040%以下の保管報酬を各四半期末毎に受領する権利を有する。管理会社に支払うべき報酬に相当する金額（年間15,000米ドル）は、保管報酬から差し引かれる。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵便費用を含むがそれらに限定されない。）、ならびにファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、ファンドが負担する。

以下の年間報酬率は2008年12月23日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.032%
0.20%未満となった場合	0.024%
0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.008%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬</u>
0.230%超となった場合	0.008%
0.250%超となった場合	0.016%
0.350%超となった場合	0.024%
0.450%超となった場合	0.032%
0.525%超となった場合	0.040%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2016年12月31日現在、実際に適用されていた年率は、英ポンド マネー マーケット ファンドに関して0.016%、カナダドル マネー マーケット ファンドに関して0.024%であった。豪ドル マネー マーケット ファンド、US マネー マーケット ファンドおよびNZドル マネー マーケット ファンドに、保管報酬の引下げは適用されていなかった。

注6－代行協会員報酬

日本における代行協会員は、各ファンドの純資産からファンドの日々の純資産の平均額の年率0.10%以下の報酬を受領する権利を有し、その報酬は毎月支払われる。

以下の年間報酬率は2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
販売会社報酬を0.250%に引下げた後に0.30%未満となった場合	0.079%
0.20%未満となった場合	0.058%
0.10%未満となった場合	0.037%
再度0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.230%超となった場合	0.016%
0.250%超となった場合	0.037%
0.350%超となった場合	0.058%
0.450%超となった場合	0.079%
0.525%超となった場合	0.100%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2016年12月31日現在、実際に適用されていた年率は、英ポンド マネー マーケット ファンドに関して0.037%、カナダドル マネー マーケット ファンドに関して0.058%であった。豪ドル マネー マーケット ファンド、US マネー マーケット ファンドおよびNZドル マネー マーケット ファンドに、代行協会員報酬の引下げは適用されていなかった。

注 7－販売会社報酬

日本における販売会社は、日本における販売会社により当該月中に販売され、買戻されなかった各ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.40%以下の報酬を当該ファンドの資産から受領する権利を有し、その報酬は毎月支払われる。

以下の年間報酬率は2008年12月18日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.45%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.45%未満となった場合	0.350%
0.40%未満となった場合	0.300%
0.35%未満となった場合	0.250%
0.30%未満となった場合	0.198%
0.20%未満となった場合	0.146%
0.10%未満となった場合	0.094%
再度0.10%未満となった場合	0.042%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.230%超となった場合	0.042%
0.250%超となった場合	0.094%
0.350%超となった場合	0.146%
0.450%超となった場合	0.198%
0.525%超となった場合	0.250%
再度0.525%超となった場合	0.300%
再度0.525%超となった場合	0.350%
0.575%超となった場合	0.400%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2016年12月31日現在、実際に適用されていた年率は、U S マネー マーケット ファンドに関して0.300%、英ポンド マネー マーケット ファンドに関して0.094%、カナダドル マネー マーケット ファンドに関して0.146%であった。豪ドル マネー マーケット ファンドおよびNZドル マネー マーケット ファンドに、販売会社報酬の引下げは適用されていなかった。

注8－未払費用

ノムラ外貨 MMF－	U S マネー マーケット ファンド	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Z ドル マネー マーケット ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(N Z ドル)	(米ドル)
管理報酬および 投資顧問報酬	687,817	806,490	5,906	22,813	224,268	1,448,181
販売会社報酬およ び代行協会員報酬	763,031	1,072,766	5,751	19,830	234,342	1,719,831
保管報酬	293,327	293,173	2,700	9,820	63,765	559,245
コルレス銀行報酬	0	27,815	2,501	4,029	27,047	44,803
海外登録費用	345,943	19,099	5,716	0	13,883	376,340
現金支出費	0	36,646	843	0	7,970	32,956
専門家報酬	0	19,479	9	0	5,740	18,018
年次税	97,701	87,159	1,879	3,368	14,973	175,654
その他の費用	3,743,246	0	89,258	93,649	0	3,921,982
	5,931,065	2,362,627	114,563	153,509	591,988	8,297,010

注9－受益証券の発行および買戻し

発行および買戻しの申し込みは、全てのファンドの各取引日にファンドに対して行うことができる。

注10－分配金の分配および再投資

管理会社は、受益証券の1口当り純資産価格を、U S マネー マーケット ファンドについては0.01米ドル、ユーロ マネー マーケット ファンド（償還済）については0.01ユーロ、豪ドル マネー マーケット ファンドについては0.01豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドについては0.01英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドについては0.01カナダドルおよびN Z ドル マネー マーケット ファンドについては0.01N Z ドルに維持するために必要な額を分配金として日々分配を行う予定である。

毎月、最終取引日（「再投資日」）において、宣言済、計上済で未払いのすべての分配金は、再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で自動的に再投資され、追加受益証券が発行される。

分配の結果、ファンドの純資産総額が2010年法で規定されている最低額を下回る場合、分配は行われない。

注11－税金

トラストは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドはその純資産に對し年率0.01%の資本税（年次税（*taxe d'abonnement*））を課され、四半期毎に計算し支払う。

注12－投資有価証券に係る実現／未実現損益の内訳

トラストの結合運用計算書に記載されている、2016年12月31日に終了した年度の投資有価証券に係る実現／未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

ノムラ外貨 MMF－	U S マネー マーケット ファンド	ユーロ マネー マーケット ファンド (償還済)	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Z ドル マネー マーケット ファンド	結合
	(米ドル)	(ユーロ)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(N Z ドル)	(米ドル)
投資有価証券実現 利益	13,923,354	6,928	43,002,093	260,618	517,891	14,762,186	55,832,619
投資有価証券実現 損失	(6,575)	(44,557)	(437,100)	0	(334,541)	0	(614,665)
投資有価証券実現 純（損）益	13,916,779	(37,629)	42,564,993	260,618	183,350	14,762,186	55,217,954

ノムラ外貨 MMF－	U S マネー マーケット ファンド	ユーロ マネー マーケット ファンド (償還済)	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Z ドル マネー マーケット ファンド	結合
	(米ドル)	(ユーロ)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(N Z ドル)	(米ドル)
投資有価証券未実現 利益の変動	2,703,677	270,476	7,774,172	22,092	249,310	2,356,544	10,430,073
投資有価証券未実現 損失の変動	(962,096)	(4,204)	(6,628,046)	(38,146)	(103,607)	(2,649,884)	(7,699,241)
投資有価証券未実現 純損益の変動	1,741,581	266,272	1,146,126	(16,054)	145,703	(293,340)	2,730,832

注13－取引費用

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2016年12月31日に終了した年度中ファンドには、投資有価証券の売買に関する取引費用は生じなかった。

③【投資有価証券明細表等】

ノムラ外貨MMF－US マネー マーケット ファンド

投資有価証券明細表

2016年12月31日現在

(米ドル (USD) で表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券					
オーストラリア					
変動利付債					
USD	91,000,000	WESTPAC BANKING CORP FRN 20/1/17	90,990,900	90,999,478	2.70
USD	91,000,000	CBA FRN 01/03/17	90,990,900	90,998,479	2.70
USD	91,000,000	WESTPAC BANKING CORP FRN 29/3/17	90,981,800	90,995,562	2.70
			272,963,600	272,993,519	8.10
		オーストラリア合計	272,963,600	272,993,519	8.10
オランダ					
変動利付債					
USD	91,000,000	RABOBANK NED FRN 18/10/17	91,000,000	91,000,000	2.70
			91,000,000	91,000,000	2.70
		オランダ合計	91,000,000	91,000,000	2.70
イギリス					
譲渡性預金					
USD	91,000,000	BANK OF MONTREAL LD CD 0% 31/03/17	90,746,816	90,752,261	2.69
			90,746,816	90,752,261	2.69
		イギリス合計	90,746,816	90,752,261	2.69
		公認の証券取引所への上場を認可された 譲渡性のある証券合計	454,710,416	454,745,780	13.49
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
オーストラリア					
譲渡性預金					
USD	91,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 15/03/17	90,764,013	90,803,345	2.70
USD	90,500,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 0% 10/01/17	90,382,077	90,478,735	2.68
USD	56,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 25/01/17	55,857,254	55,959,659	1.66
			237,003,344	237,241,739	7.04
変動利付債					
USD	91,000,000	NAB FRN 29/06/17	90,990,900	90,995,487	2.70
			90,990,900	90,995,487	2.70
		オーストラリア合計	327,994,244	328,237,226	9.74

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
ベルギー					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	91,000,000	SUMITOMO MIT BKG BRUS CP 17/01/17	90,779,607	90,958,241	2.70
			90,779,607	90,958,241	2.70
		ベルギー合計	90,779,607	90,958,241	2.70
フィンランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	75,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 23/01/17	74,749,278	74,947,676	2.22
			74,749,278	74,947,676	2.22
		フィンランド合計	74,749,278	74,947,676	2.22
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	91,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 27/01/17	90,661,756	90,921,729	2.70
USD	91,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 16/03/17	90,759,362	90,801,212	2.70
USD	41,000,000	NATIXIS CP 21/03/17	40,891,320	40,904,314	1.21
			222,312,438	222,627,255	6.61
		フランス合計	222,312,438	222,627,255	6.61
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	91,000,000	DZ BANK AG CP 06/01/17	90,755,716	90,983,235	2.70
USD	50,500,000	DGZ DEKABANK CP 06/03/17	50,366,717	50,398,889	1.50
USD	49,500,000	ALLIANZ CP 12/01/17	49,366,983	49,482,173	1.47
USD	46,000,000	ALLIANZ CP 30/01/17	45,875,423	45,958,916	1.36
			236,364,839	236,823,213	7.03
		ドイツ合計	236,364,839	236,823,213	7.03
日本					
譲渡性預金					
USD	91,000,000	商工組合中央金庫 NY CD 0.78% 11/01/17	91,000,000	91,000,000	2.70
USD	91,000,000	商工組合中央金庫 NY CD 1% 05/01/17	91,000,000	91,000,000	2.70
			182,000,000	182,000,000	5.40
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	91,000,000	日本政策投資銀行 CP 12/01/17	90,765,271	90,968,862	2.70
			90,765,271	90,968,862	2.70
		日本合計	272,765,271	272,968,862	8.10

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
オランダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	66,000,000	ABN AMRO BANK NV CP 10/01/17	65,819,107	65,979,486	1.96
			65,819,107	65,979,486	1.96
		オランダ合計	65,819,107	65,979,486	1.96
イギリス					
譲渡性預金					
USD	91,000,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 18/01/17	90,760,393	90,952,578	2.70
USD	90,500,000	BANK OF MONTREAL CD 0% 22/03/17	90,254,745	90,279,001	2.68
USD	90,500,000	SUMIT MITS TST BK LN CD 0% 24/03/17	90,248,607	90,270,468	2.68
USD	65,000,000	SUMIT MITS TST BK LN CD 0% 06/01/17	64,839,163	64,988,023	1.93
USD	46,000,000	TORONTO DOM BK LDN CD 0% 10/01/17	45,787,090	45,987,409	1.36
USD	45,500,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 24/01/17	45,385,176	45,468,798	1.35
USD	45,000,000	TORONTO DOM BK LDN CD 0% 06/01/17	44,793,948	44,992,161	1.34
USD	41,000,000	SUMIT MITS TST BK LN CD 0% 17/03/17	40,895,240	40,907,281	1.21
			512,964,362	513,845,719	15.25
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	90,500,000	TORONTO DOM BK LDN CP 23/03/17	90,245,508	90,275,289	2.68
			90,245,508	90,275,289	2.68
		イギリス合計	603,209,870	604,121,008	17.93
アメリカ合衆国					
譲渡性預金					
USD	92,500,000	SHIZUOKA BK NY CD 1.05% 13/03/17	92,500,000	92,500,000	2.74
USD	91,000,000	CHIBA BANK LTD NY CD 1.12% 21/03/17	91,000,000	91,000,000	2.70
USD	90,500,000	SHIZUOKA BK NY CD 0.99% 26/01/17	90,500,000	90,500,000	2.69
USD	90,500,000	CHIBA BANK LTD CD 0.79% 13/01/17	90,500,000	90,500,000	2.69
USD	66,500,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.98% 11/01/17	66,500,000	66,500,000	1.97
			431,000,000	431,000,000	12.79
		アメリカ合衆国合計	431,000,000	431,000,000	12.79
		他の規制ある市場で取引されている 譲渡性のある証券合計	2,324,994,654	2,327,662,967	69.08
投資有価証券合計			2,779,705,070	2,782,408,747	82.57

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF－U S マネー マーケット ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2016年12月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
オーストラリア	
金融	17.84
	17.84
ベルギー	
金融	2.70
	2.70
フィンランド	
金融	2.22
	2.22
フランス	
金融	6.61
	6.61
ドイツ	
金融	7.03
	7.03
日本	
金融	8.10
	8.10
オランダ	
金融	4.66
	4.66
イギリス	
金融	20.62
	20.62
アメリカ合衆国	
金融	12.79
	12.79
投資有価証券合計	82.57

ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券明細表

2016年12月31日現在

(豪ドル (AUD) で表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
----	---------------------	----	------	----	--------------

公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券

オーストラリア

変動利付債

AUD	95,000,000	WESTPAC BANKING CORP FRN 14/6/17	95,000,000	95,000,000	3.51
			95,000,000	95,000,000	3.51
		オーストラリア合計	95,000,000	95,000,000	3.51
		公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券合計	95,000,000	95,000,000	3.51

他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券

オーストラリア

譲渡性預金

AUD	87,000,000	BK TKY MITSUB AUST CD 0% 06/03/17	86,572,764	86,700,025	3.19
AUD	76,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 03/03/17	75,654,176	75,752,422	2.79
AUD	76,000,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 0% 17/05/17	75,254,624	75,431,702	2.79
AUD	75,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 09/03/17	74,656,580	74,736,711	2.76
AUD	61,000,000	SUMITOMO MITSUI SYD CD 0% 17/02/17	60,712,190	60,846,710	2.25
AUD	58,000,000	SUMITOMO MITSUI SYD CD 0% 28/02/17	57,728,675	57,819,117	2.14
AUD	57,000,000	BK TKY MITSUB AUST CD 0% 03/03/17	56,709,772	56,813,425	2.10
AUD	57,000,000	SUMITOMO MITSUI SYD CD 0% 09/03/17	56,637,520	56,791,574	2.10
AUD	49,000,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 0% 30/05/17	48,504,406	48,591,067	1.79
AUD	38,000,000	BK TKY MITSUB AUST CD 0% 27/03/17	37,798,513	37,826,442	1.40
			630,229,220	631,309,195	23.31

ユーロ・コマーシャル・ペーパー

AUD	68,000,000	RABOBANK NED AUST CP 13/02/17	67,284,264	67,825,902	2.50
AUD	67,000,000	TOYOTA FINANCE AUST CP 08/05/17	66,445,384	66,526,189	2.46
AUD	47,000,000	TOYOTA FINANCE AUST CP 16/03/17	46,691,138	46,813,702	1.73
			180,420,786	181,165,793	6.69

変動利付債

AUD	95,000,000	COMMONWEALTH BK AU FRN 21/06/17	94,990,500	94,995,497	3.51
			94,990,500	94,995,497	3.51
		オーストラリア合計	905,640,506	907,470,485	33.51

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
カナダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	96,000,000	TORONTO DOM BK CP 24/01/17	95,174,834	95,865,169	3.54
			95,174,834	95,865,169	3.54
		カナダ合計	95,174,834	95,865,169	3.54
フィンランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	46,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 06/01/17	45,503,106	45,981,596	1.70
AUD	32,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 17/01/17	31,850,233	31,970,698	1.18
			77,353,339	77,952,294	2.88
		フィンランド合計	77,353,339	77,952,294	2.88
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	96,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 04/01/17	94,925,026	95,970,468	3.54
AUD	71,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 20/01/17	70,537,451	70,920,381	2.62
AUD	68,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 06/01/17	67,571,783	67,975,430	2.51
AUD	66,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 24/02/17	65,675,463	65,806,659	2.43
AUD	49,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 08/05/17	48,443,605	48,612,027	1.80
AUD	37,000,000	NATIXIS CP 28/03/17	36,824,165	36,828,072	1.36
			383,977,493	386,113,037	14.26
		フランス合計	383,977,493	386,113,037	14.26
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	76,000,000	DZ BANK AG CP 25/01/17	75,510,441	75,893,929	2.80
AUD	49,000,000	DZ BANK AG CP 27/01/17	48,501,512	48,924,553	1.81
			124,011,953	124,818,482	4.61
		ドイツ合計	124,011,953	124,818,482	4.61
ルクセンブルグ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	78,000,000	BCEE CP 08/02/17	77,486,074	77,836,849	2.88
AUD	56,000,000	BCEE CP 07/03/17	55,640,193	55,799,108	2.06
			133,126,267	133,635,957	4.94
		ルクセンブルグ合計	133,126,267	133,635,957	4.94

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
オランダ					
変動利付債					
AUD	96,000,000	RABOBANK NED FRN 19/10/17	96,000,000	96,000,000	3.55
			96,000,000	96,000,000	3.55
		オランダ合計	96,000,000	96,000,000	3.55
ニュージーランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	76,000,000	KIWIBANK LTD CP 01/03/17	75,642,442	75,760,319	2.80
			75,642,442	75,760,319	2.80
		ニュージーランド合計	75,642,442	75,760,319	2.80
イギリス					
譲渡性預金					
AUD	67,000,000	CREDIT AGRICOLE SA CD 0% 02/02/17	66,545,953	66,872,416	2.46
AUD	59,000,000	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 10/01/17	58,687,003	58,964,136	2.18
AUD	47,000,000	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 14/03/17	46,775,271	46,819,240	1.73
AUD	38,000,000	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 02/03/17	37,795,933	37,863,956	1.40
			209,804,160	210,519,748	7.77
		イギリス合計	209,804,160	210,519,748	7.77
		他の規制ある市場で取引されている 譲渡性のある証券合計	2,100,730,994	2,108,135,491	77.86
投資有価証券合計			2,195,730,994	2,203,135,491	81.37

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2016年12月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
オーストラリア	
金融	37.02
	37.02
カナダ	
金融	3.54
	3.54
フィンランド	
金融	2.88
	2.88
フランス	
金融	14.26
	14.26
ドイツ	
金融	4.61
	4.61
ルクセンブルグ	
金融	4.94
	4.94
オランダ	
金融	3.55
	3.55
ニュージーランド	
金融	2.80
	2.80
イギリス	
金融	7.77
	7.77
投資有価証券合計	81.37

[次へ](#)

ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンド

投資有価証券明細表

2016年12月31日現在

（英ポンド（GBP）で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
ベルギー					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
GBP	4,000,000	SUMITOMO MIT BKG BRUS CP 13/03/17	3,996,065	3,996,843	7.24
			3,996,065	3,996,843	7.24
		ベルギー合計	3,996,065	3,996,843	7.24
フィンランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
GBP	1,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 14/02/17	998,620	999,484	1.81
			998,620	999,484	1.81
		フィンランド合計	998,620	999,484	1.81
フランス					
譲渡性預金					
GBP	4,500,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CD 0% 1/3/17	4,493,684	4,496,620	8.15
			4,493,684	4,496,620	8.15
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
GBP	4,000,000	NATIXIS CP 20/01/17	3,995,403	3,999,035	7.25
			3,995,403	3,999,035	7.25
		フランス合計	8,489,087	8,495,655	15.40
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
GBP	4,000,000	DZ BANK AG CP 15/03/17	3,997,191	3,997,659	7.25
			3,997,191	3,997,659	7.25
		ドイツ合計	3,997,191	3,997,659	7.25
ルクセンブルグ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
GBP	4,500,000	BGL BNP PARIBAS CP 06/01/17	4,495,762	4,499,681	8.16
			4,495,762	4,499,681	8.16
		ルクセンブルグ合計	4,495,762	4,499,681	8.16

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
オランダ					
譲渡性預金					
GBP	4,000,000	ABN AMRO BANK NV CD 0% 01/03/17	3,995,915	3,997,262	7.25
			3,995,915	3,997,262	7.25
		オランダ合計	3,995,915	3,997,262	7.25
イギリス					
譲渡性預金					
GBP	4,000,000	MITSUB UFJ TR&BK CD 0% 30/01/17	3,995,987	3,998,677	7.25
GBP	3,500,000	SUMIT MITS TST BK LN CD 0% 21/03/17	3,496,687	3,497,052	6.34
GBP	3,000,000	CHIBA BANK LTD LND CD 0% 21/02/17	2,996,880	2,998,259	5.43
GBP	2,500,000	NORINCHUKIN BK LDN CD 0% 10/01/17	2,497,757	2,499,740	4.53
GBP	2,000,000	NORINCHUKIN BK LDN CD 0% 13/02/17	1,998,128	1,999,064	3.62
			14,985,439	14,992,792	27.17
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
GBP	4,000,000	MITSUBISHI CORP FIN CP 08/02/17	3,997,759	3,998,554	7.25
			3,997,759	3,998,554	7.25
		イギリス合計	18,983,198	18,991,346	34.42
		他の規制ある市場で取引されている 譲渡性のある証券合計	44,955,838	44,977,930	81.53
投資有価証券合計			44,955,838	44,977,930	81.53

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2016年12月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
ベルギー	
金融	7.24
	7.24
フィンランド	
金融	1.81
	1.81
フランス	
金融	15.40
	15.40
ドイツ	
金融	7.25
	7.25
ルクセンブルグ	
金融	8.16
	8.16
オランダ	
金融	7.25
	7.25
イギリス	
金融	34.42
	34.42
投資有価証券合計	81.53

ノムラ外貨MMF－カナダドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券明細表

2016年12月31日現在

（カナダドル（CAD）で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券					
カナダ					
固定利付債					
CAD	4,000,000	TORONTO DOM BK 1.824% 03/04/17	4,014,800	4,010,009	3.32
			4,014,800	4,010,009	3.32
		カナダ合計	4,014,800	4,010,009	3.32
		公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券合計	4,014,800	4,010,009	3.32
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
カナダ					
固定利付債					
CAD	7,500,000	BANK OF NOVA SCOT 2.598% 27/2/17	7,538,850	7,520,649	6.23
CAD	5,152,500	ROYAL BANK CANADA 3.66% 25/01/17	5,173,316	5,162,523	4.28
CAD	3,000,000	ROYAL BK CANADA 2.58% 13/04/17	3,019,080	3,014,591	2.50
			15,731,246	15,697,763	13.01
		カナダ合計	15,731,246	15,697,763	13.01
フィンランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
CAD	9,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 26/01/17	8,978,890	8,993,805	7.46
			8,978,890	8,993,805	7.46
		フィンランド合計	8,978,890	8,993,805	7.46
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
CAD	11,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 13/02/17	10,972,378	10,990,056	9.11
CAD	9,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 19/01/17	8,978,661	8,995,361	7.46
CAD	9,000,000	NATIXIS CP 06/03/17	8,982,484	8,987,155	7.45
			28,933,523	28,972,572	24.02
		フランス合計	28,933,523	28,972,572	24.02

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
ルクセンブルグ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
CAD	4,500,000	BGL BNP PARIBAS CP 01/02/17	4,489,677	4,496,337	3.73
CAD	4,500,000	BGL BNP PARIBAS CP 21/02/17	4,489,465	4,494,184	3.72
			8,979,142	8,990,521	7.45
ルクセンブルグ合計			8,979,142	8,990,521	7.45
オランダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
CAD	8,000,000	ING BANK NV CP 06/01/17	7,976,669	7,998,790	6.63
CAD	5,000,000	RABOBANK NEDERLAND CP 12/06/17	4,983,623	4,985,243	4.13
CAD	3,000,000	RABOBANK NEDERLAND CP 29/03/17	2,986,560	2,993,355	2.48
			15,946,852	15,977,388	13.24
オランダ合計			15,946,852	15,977,388	13.24
イギリス					
譲渡性預金					
CAD	9,000,000	BANK OF MONTREAL LDN CD 0% 13/01/17	8,984,277	8,997,799	7.46
CAD	8,000,000	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 18/01/17	7,979,785	7,996,799	6.63
			16,964,062	16,994,598	14.09
イギリス合計			16,964,062	16,994,598	14.09
他の規制ある市場で取引されている 譲渡性のある証券合計			95,533,715	95,626,647	79.27
投資有価証券合計			99,548,515	99,636,656	82.59

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF－カナダドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2016年12月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
カナダ	
金融	16.33
	16.33
フィンランド	
金融	7.46
	7.46
フランス	
金融	24.02
	24.02
ルクセンブルグ	
金融	7.45
	7.45
オランダ	
金融	13.24
	13.24
イギリス	
金融	14.09
	14.09
投資有価証券合計	82.59

ノムラ外貨MMF－NZドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券明細表

2016年12月31日現在

(NZドル (NZD) で表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
オーストラリア					
譲渡性預金					
NZD	23,000,000	BK TKY MITSUB AUST CD 0% 28/02/17	22,879,755	22,918,014	3.94
NZD	22,000,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 0% 09/03/17	21,725,287	21,895,275	3.76
NZD	19,000,000	BK TKY MITSUB AUST CD 0% 08/02/17	18,891,171	18,953,192	3.25
NZD	8,000,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 0% 21/03/17	7,957,599	7,962,669	1.37
			71,453,812	71,729,150	12.32
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
NZD	23,000,000	COMMONWEALTH BK AUST CP 06/03/17	22,714,491	22,895,892	3.92
NZD	18,000,000	TOYOTA FINANCE AUST CP 13/01/17	17,864,183	17,984,021	3.09
NZD	7,000,000	ING BANK SYDNEY CP 16/03/17	6,964,308	6,969,860	1.20
			47,542,982	47,849,773	8.21
		オーストラリア合計	118,996,794	119,578,923	20.53
カナダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
NZD	18,500,000	TORONTO DOM BK CP 24/01/17	18,300,117	18,467,339	3.17
			18,300,117	18,467,339	3.17
		カナダ合計	18,300,117	18,467,339	3.17
フィンランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
NZD	20,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 03/02/17	19,828,718	19,950,456	3.42
			19,828,718	19,950,456	3.42
		フィンランド合計	19,828,718	19,950,456	3.42
フランス					
譲渡性預金					
NZD	15,000,000	CREDIT AGRICOLE SA CD 0% 13/02/17	14,875,521	14,955,188	2.57
			14,875,521	14,955,188	2.57
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
NZD	25,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 24/02/17	24,855,919	24,914,163	4.28
NZD	23,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 19/01/17	22,867,148	22,971,734	3.94
NZD	19,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 27/02/17	18,879,225	18,924,195	3.25
NZD	18,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 07/02/17	17,882,497	17,951,762	3.08
NZD	10,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 12/01/17	9,935,255	9,990,851	1.71
			94,420,044	94,752,705	16.26
		フランス合計	109,295,565	109,707,893	18.83

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
NZD	23,000,000	DZ BANK AG CP 10/01/17	22,700,492	22,982,382	3.94
NZD	19,000,000	DZ BANK AG CP 06/01/17	18,885,903	18,991,223	3.26
			41,586,395	41,973,605	7.20
		ドイツ合計	41,586,395	41,973,605	7.20
オランダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
NZD	19,000,000	RABOBANK NEDERLAND CP 10/02/17	18,772,230	18,947,438	3.25
			18,772,230	18,947,438	3.25
		オランダ合計	18,772,230	18,947,438	3.25
ニュージーランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
NZD	35,000,000	KIWIBANK CP 17/01/17	34,784,798	34,959,650	6.00
NZD	19,000,000	KIWIBANK CP 10/01/17	18,882,978	18,986,729	3.26
			53,667,776	53,946,379	9.26
		ニュージーランド合計	53,667,776	53,946,379	9.26
シンガポール					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
NZD	25,000,000	NATIXIS SINGAPORE CP 26/01/17	24,849,351	24,958,067	4.29
NZD	23,000,000	TEMASEK FINANCIAL II PTE CP 25/1/17	22,871,412	22,963,660	3.94
			47,720,763	47,921,727	8.23
		シンガポール合計	47,720,763	47,921,727	8.23
イギリス					
譲渡性預金					
NZD	15,000,000	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 02/03/17	14,908,520	14,939,662	2.56
			14,908,520	14,939,662	2.56
		イギリス合計	14,908,520	14,939,662	2.56
		他の規制ある市場で取引されている 譲渡性のある証券合計	443,076,878	445,433,422	76.45

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
最近発行された譲渡性のある証券					
オーストラリア					
変動利付債					
NZD	28,000,000	NAB FRN 28/06/17	28,000,000	28,000,000	4.81
			28,000,000	28,000,000	4.81
		オーストラリア合計	28,000,000	28,000,000	4.81
最近発行された譲渡性のある証券合計			28,000,000	28,000,000	4.81
投資有価証券合計			471,076,878	473,433,422	81.26

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF－NZドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2016年12月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
オーストラリア	
金融	25.34
	25.34
カナダ	
金融	3.17
	3.17
フィンランド	
金融	3.42
	3.42
フランス	
金融	18.83
	18.83
ドイツ	
金融	7.20
	7.20
オランダ	
金融	3.25
	3.25
ニュージーランド	
金融	9.26
	9.26
シンガポール	
金融	8.23
	8.23
イギリス	
金融	2.56
	2.56
投資有価証券合計	81.26

[次へ](#)

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Combined Statements of Net Assets
as of December 31, 2016

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>	<i>USD</i>
ASSETS						
Investment in securities at market value (Note 2)	2,782,408,747	2,203,135,491	44,977,930	99,636,656	473,433,422	4,826,146,037
Cash at banks	34,640	27,824	2,514	4,847	6,640	65,945
Deposit	594,291,000	509,443,000	10,332,000	21,038,000	110,638,000	1,066,121,736
Accrued income	1,404,882	561,425	0	182,541	3,696	1,946,446
Interest on cash and cash equivalents	11,555	28,303	59	175	9,220	38,530
Total Assets	3,378,150,824	2,713,196,043	55,312,503	120,862,219	584,090,978	5,894,318,694
LIABILITIES						
Accrued expenses (Note 8)	5,931,065	2,362,627	114,563	153,509	591,988	8,297,010
Dividend payable to unitholders	2,323,960	3,166,711	27,917	68,955	880,580	5,300,160
Total Liabilities	8,255,025	5,529,338	142,480	222,464	1,472,568	13,597,170
NET ASSETS	3,369,895,799	2,707,666,705	55,170,023	120,639,755	582,618,410	5,880,721,524
Number of units outstanding	336,989,579,940	270,766,670,478	5,517,002,258	12,063,975,480	58,261,840,952	
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Combined Statements of Operations
for the year ended December 31, 2016

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund USD</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Euro Money Market Fund (Liquidated) EUR</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund AUD</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund GBP</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund CAD</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund NZD</i>	<i>Combined USD</i>
INCOME							
Interest on bank accounts and deposits	2,591,232	0	10,289,715	86,768	169,906	2,929,380	12,264,281
Interest on bonds	8,995,138	85,665	11,793,027	10,156	386,268	443,349	18,185,696
Other income	125,084	0	17,517	2,441	8,938	5,853	151,342
Total Income	11,711,454	85,665	22,100,259	99,365	565,112	3,378,582	30,601,319
EXPENSES							
Management and Investment Manager fees (Notes 3, 4)	2,241,277	8,508	3,335,558	35,470	81,827	965,808	5,425,799
Distributor and Agent Company fees (Notes 6, 7)	8,301,040	31,967	15,189,655	131,822	303,284	3,463,234	22,061,132
Depository fees (Note 5)	975,045	3,989	1,220,421	15,743	35,758	278,926	2,097,285
Interest paid on bank accounts	0	129,945	11,964	214	465	2,966	147,369
Correspondent bank fees	56,393	3,513	100,158	0	6,136	20,000	150,599
Legal fees	5,850	1,855	4,831	0	255	536	11,832
Overseas registration fees	0	0	147,475	0	5,040	30,000	130,733
Out-of-pocket expenses	0	0	151,895	3,624	0	34,631	137,864
Professional fees	48,704	303	28,892	1,159	2,040	6,424	77,212
Printing and publication fees	2,559	103	2,517	785	1,416	0	6,489
Subscription tax (Note 11)	366,853	5,897	303,387	7,365	13,096	68,057	657,426
Other expenses	7,308	20,571	5,945	290	0	3,449	35,879
Liquidation fees	0	28,860	0	0	0	0	30,225

Total Expenses	12,005,029	235,511	20,502,698	196,472	449,317	4,874,031	30,969,844
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(293,575)	(149,846)	1,597,561	(97,107)	115,795	(1,495,449)	(368,525)
Net realised profit/(loss) on investments (Note 12)	13,916,779	(37,629)	42,564,993	260,618	183,350	14,762,186	55,217,954
NET REALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	13,916,779	(37,629)	42,564,993	260,618	183,350	14,762,186	55,217,954
Change in net unrealised result on investments (Note 12)	1,741,581	266,272	1,146,126	(16,054)	145,703	(293,340)	2,730,832
NET UNREALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	1,741,581	266,272	1,146,126	(16,054)	145,703	(293,340)	2,730,832
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	15,364,785	78,797	45,308,680	147,457	444,848	12,973,397	57,580,261

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Combined Statements of Changes in Net Assets
for the year ended December 31, 2016

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i> USD	<i>Nomura Multi Currency MMF - Euro Money Market Fund (Liquidated)</i> EUR	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i> AUD	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i> GBP	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i> CAD	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i> NZD	<i>Combined</i> USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	3,788,234,337	278,780,259	3,102,887,170	69,571,652	168,993,549	727,446,130	7,052,438,359
NET INVESTMENT INCOME/ (LOSS)	(293,575)	(149,846)	1,597,561	(97,107)	115,795	(1,495,449)	(368,525)
NET REALISED PROFIT/ (LOSS) FOR THE YEAR	13,916,779	(37,629)	42,564,993	260,618	183,350	14,762,186	55,217,954
NET UNREALISED PROFIT/ (LOSS) FOR THE YEAR	1,741,581	266,272	1,146,126	(16,054)	145,703	(293,340)	2,730,832
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	15,364,785	78,797	45,308,680	147,457	444,848	12,973,397	57,580,261
Proceeds from subscriptions of units	3,390,204,140	4,113,056	2,004,554,644	55,236,341	81,767,505	188,979,957	5,097,746,615
Payments for repurchase of units	(3,808,542,678)	(282,893,315)	(2,399,775,109)	(69,637,970)	(130,121,299)	(333,807,677)	(6,246,376,153)
NET (PAYMENTS) FOR UNIT TRANSACTIONS	(418,338,538)	(278,780,259)	(395,220,465)	(14,401,629)	(48,353,794)	(144,827,720)	(1,148,629,538)
Dividend paid to unit holders	(15,364,785)	(78,797)	(45,308,680)	(147,457)	(444,848)	(12,973,397)	(57,580,261)
Exchange movement							(23,087,297)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	3,369,895,799	0	2,707,666,705	55,170,023	120,639,755	582,618,410	5,880,721,524

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Combined Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended December 31, 2016

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Euro Money Market Fund (Liquidated)</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>
Number of units outstanding at the beginning of the year	378,823,433,724	27,878,025,868	310,288,716,985	6,957,165,225	16,899,354,861	72,744,612,966
Number of units issued	339,020,413,969	411,305,606	200,455,464,439	5,523,634,109	8,176,750,545	18,897,995,675
Number of units repurchased	(380,854,267,753)	(28,289,331,474)	(239,977,510,946)	(6,963,797,076)	(13,012,129,926)	(33,380,767,689)
Number of units outstanding at the end of the year	336,989,579,940	0	270,766,670,478	5,517,002,258	12,063,975,480	58,261,840,952

Statistical Information

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Euro Money Market Fund (Liquidated)</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>
	<i>USD</i>	<i>EUR</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>
Net Assets as at December 31, 2016	3,369,895,799	0	2,707,666,705	55,170,023	120,639,755	582,618,410
Net Assets as at December 31, 2015	3,788,234,337	278,780,259	3,102,887,170	69,571,652	168,993,549	727,446,130
Net Assets as at December 31, 2014	4,283,947,397	281,283,218	2,961,014,568	66,918,000	122,384,093	676,071,416
Net Asset Value per unit as at December 31, 2016	0.01	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01
Net Asset Value per unit as at December 31, 2015	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
Net Asset Value per unit as at December 31, 2014	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2016**Note 1 - Organisation**

Nomura Multi Currency MMF (the “Trust”) organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment umbrella fund (fonds commun de placement à compartiments multiples), is an unincorporated co-proprietorship of transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (the “Management Company”), a société anonyme incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in the Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Trust are segregated from those of the Management Company and those of other investment funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the July 12, 2013 law on alternative investment funds manager, as amended from time to time (the “2013 Law”).

The Trust is organised in the Grand Duchy of Luxembourg under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended from time to time (the “2010 Law”) and qualifies as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The Trust was created by the Management Company under the name US Money Market Fund and in accordance with the management regulations of the Trust published on November 14, 1991 in the Mémorial C, Recueil des Sociétés et Associations (the “Mémorial”). Amendments to the Management Regulations were published. By amendment effective on June 1, 1999, the Trust was restructured as an umbrella fund. By an amendment effective on June 2, 2001, the Trust changed its name to Nomura Multi Currency MMF. Consolidated Management Regulations are deposited with the Greffe du Tribunal d'Arrondissement de et à Luxembourg, where they may be inspected and copies obtained.

The Trust has been established for an undetermined period. The Trust may be dissolved at anytime by agreement between the Management Company and the Depositary. The Trust may further be dissolved in any way provided for by Luxembourg law.

Units are issued in five sub-funds: NOMURA MULTI CURRENCY MMF - US Money Market Fund, NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Australian Dollar Money Market Fund, NOMURA MULTI CURRENCY MMF - G.B. Pound Money Market Fund, NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Canadian Dollar Money Market Fund and NOMURA MULTI CURRENCY MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund (together the “Funds” and individually the “Fund”). The Management Company may, from time to time, with the consent of the Depositary, create new Funds. The Trust prepares combined financial statements in US Dollar (USD).

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - US Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is a fundamental policy of the Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of USD 0.01 per unit. The Fund's books and records are maintained in USD.

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Australian Dollar Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is a fundamental policy of the Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of AUD 0.01 per unit. The Fund's books and records are maintained in Australian Dollar (AUD).

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - G.B. Pound Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is a fundamental policy of the Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of GBP 0.01 per unit. The Fund's books and records are maintained in Great Britain Pound (GBP).

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Canadian Dollar Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is fundamental policy of the Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of CAD 0.01 per unit. The Fund's books and records are maintained in Canadian Dollar (CAD).

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is fundamental policy of the Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of NZD 0.01 per unit. The Fund's books and records are maintained in New Zealand Dollar (NZD).

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Euro Money Market Fund terminated on May 31, 2016.

Note 2 - Significant Accounting Policies

As no Net Asset Value ("NAV") has been calculated on December 31, 2016, the NAV presented in the Financial Statements dated December 31, 2016 is based on the prices and exchange rates as of December 29, 2016.

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENT IN SECURITIES

Money market instruments and similar portfolio securities are valued based upon their amortised cost which approximates their fair market value.

While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Fund would receive if it sold the instrument. The Fund's portfolio holdings are periodically reviewed under the direction of the Board of Directors of the Management Company to determine whether a deviation exists between the net asset value calculated using available market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to existing unitholders, the Management Company will take corrective action as necessary and appropriate, including the sale of portfolio instruments prior to maturity to realize capital gains or losses or by calculating a net asset value per unit by using available market quotations.

SECURITY TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Security transactions are recorded on the trade date. Realised profits and losses on sales of portfolio securities are calculated on an average cost basis. Interest income is recorded on the basis of interest accrued. Premiums amortised and discounts earned are included in realised profits and losses on sales of portfolio securities and in the change in net unrealised appreciation/depreciation on investments.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

Assets and liabilities stated in currencies other than the reporting currency of the respective Funds are translated at the exchange rates prevailing at the date of the financial statements. Income and expenses not denominated in the reporting currency of the respective Funds have been translated at the exchange rates prevailing on the transaction dates.

For preparation of combined financial statements in USD, the statements of each Fund denominated in currencies other than USD are translated at the exchange rates prevailing at year-end.

Currency rates as at December 31, 2016:

1 USD = 1.38792 AUD

1 USD = 1.35720 CAD

1 USD = 0.95484 EUR

1 USD = 0.81340 GBP

1 USD = 1.44488 NZD

EXCHANGE MOVEMENT

The variation of exchange rate from the previous year applied to the net asset value at the beginning of year is presented as exchange movement in the combined statement of changes in net assets.

Note 3 - Management fees

The Management Company is entitled to management fees for the Trust of USD 15,000 per annum, out of the assets of the Trust.

Note 4 - Investment Manager fees

The Investment Manager to US Money Market Fund is paid out of the assets of the Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to USD 250 million, 0.125% of such net assets on the next USD 250 million, 0.100% of such net assets on the next USD 1.5 billion, and 0.075% of such net assets in excess of USD 2.0 billion during the relevant quarter.

The Investment Manager to Euro Money Market Fund (liquidated) is paid out of the assets of the Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to EUR 200 million, 0.125% of such net assets on the next EUR 200 million, 0.100% of such net assets on the next EUR 1.2 billion, and 0.075% of such net assets in excess of EUR 1.6 billion during the relevant quarter.

The Investment Manager to Australian Dollar Money Market Fund is paid out of the assets of the Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to AUD 400 million, 0.125% of such net assets on the next AUD 400 million, 0.100% of such net assets on the next AUD 2.4 billion, and 0.075% of such net assets in excess of AUD 3.2 billion during the relevant quarter.

The Investment Manager to G.B. Pound Money Market Fund is paid, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to GBP 150 million, 0.125% of such net assets on the next GBP 150 million, 0.100% of such net assets on the next GBP 900 million, and 0.075% of such net assets in excess of GBP 1.2 billion during the relevant quarter.

The Investment Manager to Canadian Dollar Money Market Fund is paid out of the assets of the Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to CAD 400 million, 0.125% of such net assets on the next CAD 400 million, 0.100% of such net assets on the next CAD 2.4 billion, and 0.075% of such net assets in excess of CAD 3.2 billion during the relevant quarter.

The Investment Manager to New Zealand Dollar Money Market Fund is paid, out of the assets of Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to NZD 400 million, 0.125% of such net assets on the next NZD 400 million, 0.100% of such net assets on the next NZD 2.4 billion, and 0.075% of such net assets in excess of NZD 3.2 billion during the relevant quarter.

The following annual fee rates have been implemented since December 19, 2008 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, falls below 0.30%, subject to further reduction as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield

Falls below 0.30%

Investment Manager fees

0.075%

Falls below 0.20%	0.055%
Falls below 0.10%	0.035%
Falls below 0.10% again	0.015%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Investment Manager fees
Increase above 0.230%	0.015%
Increase above 0.250%	0.035%
Increase above 0.350%	0.055%
Increase above 0.450%	0.075%
Increase above 0.525%	Up to 0.150%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2016, the annual rate in effect was 0.035% for the G.B. Pound Money Market Fund, 0.055% for the Canadian Dollar Money Market Fund. No reduction of the Investment Manager fee was applied to Australian Dollar Money Market Fund, US Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 5 - Depositary fees

The Depositary is entitled to a depositary fee, payable out of the assets of each Fund, as at the end of each quarter at an annual rate of up to 0.040% of the average daily total net assets of the relevant Fund. The amount equivalent to the fee payable to the Management Company (USD 15,000 per annum), is deducted from the depositary fee. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Funds is entrusted, will be borne by the Funds.

The following annual fee rates have been implemented since December 23, 2008 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, falls below 0.30%; subject to further reduction as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Depositary fees
Falls below 0.30%	0.032%
Falls below 0.20%	0.024%
Falls below 0.10%	0.016%
Falls below 0.10% again	0.008%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Depositary fees
Increase above 0.230%	0.008%
Increase above 0.250%	0.016%
Increase above 0.350%	0.024%
Increase above 0.450%	0.032%
Increase above 0.525%	0.040%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2016, the annual rate in effect was 0.016% for the G.B. Pound Money Market Fund, 0.024% for the Canadian Dollar Money Market Fund. No reduction of the Depositary fee was applied to Australian Dollar Money Market Fund, US Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 6 - Agent Company fees

The Agent Company in Japan is entitled to a fee payable monthly, out of the net assets of each Fund, at an annual rate of up to 0.10% of the average of the daily net assets of the Funds.

The following annual fee rates have been implemented since December 19, 2008 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, falls below 0.30%, subject to further reduction as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Falls below 0.30% after the distributor's fee is reduced to 0.250%	0.079%
Falls below 0.20%	0.058%
Falls below 0.10%	0.037%
Falls below 0.10% again	0.016%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Increase above 0.230%	0.016%
Increase above 0.250%	0.037%
Increase above 0.350%	0.058%
Increase above 0.450%	0.079%
Increase above 0.525%	0.100%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2016, the annual rate in effect was 0.037% for the G.B. Pound Money Market Fund, 0.058% for the Canadian Dollar Money Market Fund. No reduction of the Agent Company fee was applied to Australian Dollar Money Market Fund, US Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 7 - Distributor fees

The Distributor in Japan is entitled to a fee payable monthly, out of the assets of each Fund, at an annual rate of up to 0.40% of the average daily total net assets of the relevant Fund distributed by such Distributor in Japan and not repurchased during the relevant month.

The following annual fee rates have been implemented as from December 18, 2008 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, falls below 0.45%, subject to further reduction as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Distributor fees
Falls below 0.45%	0.350%

Falls below 0.40%	0.300%
Falls below 0.35%	0.250%
Falls below 0.30%	0.198%
Falls below 0.20%	0.146%
Falls below 0.10%	0.094%
Falls below 0.10% again	0.042%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Distributor fees
Increase above 0.230%	0.042%
Increase above 0.250%	0.094%
Increase above 0.350%	0.146%
Increase above 0.450%	0.198%
Increase above 0.525%	0.250%
Increase above 0.525% again	0.300%
Increase above 0.525% again	0.350%
Increase above 0.575%	0.400%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2016, the annual rate in effect was 0.300% for the US Money Market Fund, 0.094% for the G.B. Pound Money Market Fund and 0.146% for the Canadian Dollar Money Market Fund. No reduction of the Distributor fee was applied to Australian Dollar Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 8 - Accrued expenses

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>	<i>USD</i>
Management and Investment Manager fees	687,817	806,490	5,906	22,813	224,268	1,448,181
Distributor and Agent Company fees	763,031	1,072,766	5,751	19,830	234,342	1,719,831
Depository fees	293,327	293,173	2,700	9,820	63,765	559,245
Correspondent bank fees	0	27,815	2,501	4,029	27,047	44,803
Overseas registration fees	345,943	19,099	5,716	0	13,883	376,340
Out-of-pocket expenses	0	36,646	843	0	7,970	32,956
Professional fees	0	19,479	9	0	5,740	18,018
Subscription tax	97,701	87,159	1,879	3,368	14,973	175,654
Other expenses	3,743,246	0	89,258	93,649	0	3,921,982
	<u>5,931,065</u>	<u>2,362,627</u>	<u>114,563</u>	<u>153,509</u>	<u>591,988</u>	<u>8,297,010</u>

Note 9 - Subscription and repurchase of Units

Subscription and repurchase requests may be made to the Fund on each dealing day for all Funds.

Note 10 - Distributions and reinvestment of dividends

It is the intention of the Management Company to proceed to a daily distribution of dividends in an amount necessary to maintain the Net Asset Value per unit at USD 0.01 for the US Money Market Fund, EUR 0.01 for the Euro Money Market Fund (liquidated), AUD 0.01 for the Australian Dollar Money Market Fund, GBP 0.01 for the G.B. Pound Money Market Fund, CAD 0.01 for the Canadian Dollar Money Market Fund and NZD 0.01 for the New Zealand Dollar Money Market Fund.

On the last Dealing Day in each month ("Reinvestment Day") all dividends declared, accrued and not yet paid are automatically reinvested against issue of further units at the Net Asset Value per unit determined on the Dealing Day preceding the Reinvestment Day.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would become less than the minimum provided by the 2010 law.

Note 11 - Taxes

The Trust is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Funds are subject to a capital tax (taxe d'abonnement) on their net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly.

Note 12 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments

For the year ended December 31, 2016, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the combined Statement of Operations of the Trust, is as follows:

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Euro Money Market Fund (liquidated)</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>EUR</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>	<i>USD</i>
Realised profit on investments	13,923,354	6,928	43,002,093	260,618	517,891	14,762,186	55,832,619
Realised loss on investments	(6,575)	(44,557)	(437,100)	0	(334,541)	0	(614,665)
Net realised profit/(loss) on investments	13,916,779	(37,629)	42,564,993	260,618	183,350	14,762,186	55,217,954

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Euro Money Market Fund (liquidated)</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>EUR</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>	<i>USD</i>
Change in unrealised profit on investments	2,703,677	270,476	7,774,172	22,092	249,310	2,356,544	10,430,073
Change in unrealised loss on investments	(962,096)	(4,204)	(6,628,046)	(38,146)	(103,607)	(2,649,884)	(7,699,241)
Change in net unrealised result on investments	1,741,581	266,272	1,146,126	(16,054)	145,703	(293,340)	2,730,832

Note 13 - Transaction costs

The Fund did not incur any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended December 31, 2016, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

[次へ](#)

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - US MONEY MARKET FUND

Statement of Investments

as at December 31, 2016

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING					
AUSTRALIA					
FLOATING RATE NOTE					
USD	91,000,000	WESTPAC BANKING CORP FRN 20/1/17	90,990,900	90,999,478	2.70
USD	91,000,000	CBA FRN 01/03/17	90,990,900	90,998,479	2.70
USD	91,000,000	WESTPAC BANKING CORP FRN 29/3/17	90,981,800	90,995,562	2.70
			272,963,600	272,993,519	8.10
		Total AUSTRALIA	272,963,600	272,993,519	8.10
NETHERLANDS					
FLOATING RATE NOTE					
USD	91,000,000	RABOBANK NED FRN 18/10/17	91,000,000	91,000,000	2.70
			91,000,000	91,000,000	2.70
		Total NETHERLANDS	91,000,000	91,000,000	2.70
UNITED KINGDOM					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
USD	91,000,000	BANK OF MONTREAL LD CD 0% 31/03/17	90,746,816	90,752,261	2.69
			90,746,816	90,752,261	2.69
		Total UNITED KINGDOM	90,746,816	90,752,261	2.69
		Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	454,710,416	454,745,780	13.49
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
AUSTRALIA					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
USD	91,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 15/03/17	90,764,013	90,803,345	2.70
USD	90,500,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 0% 10/01/17	90,382,077	90,478,735	2.68
USD	56,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 25/01/17	55,857,254	55,959,659	1.66
			237,003,344	237,241,739	7.04
FLOATING RATE NOTE					
USD	91,000,000	NAB FRN 29/06/17	90,990,900	90,995,487	2.70
			90,990,900	90,995,487	2.70
		Total AUSTRALIA	327,994,244	328,237,226	9.74

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
BELGIUM					
EURO COMMERCIAL PAPER					
SD	91,000,000	SUMITOMO MIT BKG BRUS CP 17/01/17	90,779,607	90,958,241	2.70
			90,779,607	90,958,241	2.70
		Total BELGIUM	90,779,607	90,958,241	2.70
FINLAND					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	75,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 23/01/17	74,749,278	74,947,676	2.22
			74,749,278	74,947,676	2.22
		Total FINLAND	74,749,278	74,947,676	2.22
FRANCE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	91,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 27/01/17	90,661,756	90,921,729	2.70
USD	91,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 16/03/17	90,759,362	90,801,212	2.70
USD	41,000,000	NATIXIS CP 21/03/17	40,891,320	40,904,314	1.21
			222,312,438	222,627,255	6.61
		Total FRANCE	222,312,438	222,627,255	6.61
GERMANY					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	91,000,000	DZ BANK AG CP 06/01/17	90,755,716	90,983,235	2.70
USD	50,500,000	DGZ DEKABANK CP 06/03/17	50,366,717	50,398,889	1.50
USD	49,500,000	ALLIANZ CP 12/01/17	49,366,983	49,482,173	1.47
USD	46,000,000	ALLIANZ CP 30/01/17	45,875,423	45,958,916	1.36
			236,364,839	236,823,213	7.03
		Total GERMANY	236,364,839	236,823,213	7.03

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
JAPAN					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
USD	91,000,000	SHOKO CHUKIN NY CD 0.78% 11/01/17	91,000,000	91,000,000	2.70
USD	91,000,000	SHOKO CHUKIN NY CD 1% 05/01/17	91,000,000	91,000,000	2.70
			182,000,000	182,000,000	5.40
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	91,000,000	DEV BANK OF JAPAN CP 12/01/17	90,765,271	90,968,862	2.70
			90,765,271	90,968,862	2.70
		Total JAPAN	272,765,271	272,968,862	8.10
NETHERLANDS					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	66,000,000	ABN AMRO BANK NV CP 10/01/17	65,819,107	65,979,486	1.96
			65,819,107	65,979,486	1.96
		Total NETHERLANDS	65,819,107	65,979,486	1.96
UNITED KINGDOM					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
USD	91,000,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 18/01/17	90,760,393	90,952,578	2.70
USD	90,500,000	BANK OF MONTREAL CD 0% 22/03/17	90,254,745	90,279,001	2.68
USD	90,500,000	SUMIT MITS TST BK LN CD 0% 24/03/17	90,248,607	90,270,468	2.68
USD	65,000,000	SUMIT MITS TST BK LN CD 0% 06/01/17	64,839,163	64,988,023	1.93
USD	46,000,000	TORONTO DOM BK LDN CD 0% 10/01/17	45,787,090	45,987,409	1.36
USD	45,500,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 24/01/17	45,385,176	45,468,798	1.35
USD	45,000,000	TORONTO DOM BK LDN CD 0% 06/01/17	44,793,948	44,992,161	1.34
USD	41,000,000	SUMIT MITS TST BK LN CD 0% 17/03/17	40,895,240	40,907,281	1.21
			512,964,362	513,845,719	15.25
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	90,500,000	TORONTO DOM BK LDN CP 23/03/17	90,245,508	90,275,289	2.68
			90,245,508	90,275,289	2.68
		Total UNITED KINGDOM	603,209,870	604,121,008	17.93
UNITED STATES OF AMERICA					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
USD	92,500,000	SHIZUOKA BK NY CD 1.05% 13/03/17	92,500,000	92,500,000	2.74
USD	91,000,000	CHIBA BANK LTD NY CD 1.12% 21/03/17	91,000,000	91,000,000	2.70
USD	90,500,000	SHIZUOKA BK NY CD 0.99% 26/01/17	90,500,000	90,500,000	2.69
USD	90,500,000	CHIBA BANK LTD CD 0.79% 13/01/17	90,500,000	90,500,000	2.69
USD	66,500,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.98% 11/01/17	66,500,000	66,500,000	1.97
			431,000,000	431,000,000	12.79
		Total UNITED STATES OF AMERICA	431,000,000	431,000,000	12.79

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	2,324,994,654	2,327,662,967	69.08
Total Investments			2,779,705,070	2,782,408,747	82.57

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - US MONEY MARKET FUND
Economic and Geographical Division of Investments
as at December 31, 2016

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
AUSTRALIA	
Financials	17.84
	17.84
BELGIUM	
Financials	2.70
	2.70
FINLAND	
Financials	2.22
	2.22
FRANCE	
Financials	6.61
	6.61
GERMANY	
Financials	7.03
	7.03
JAPAN	
Financials	8.10
	8.10
NETHERLANDS	
Financials	4.66
	4.66
UNITED KINGDOM	
Financials	20.62
	20.62
UNITED STATES OF AMERICA	
Financials	12.79
	12.79
Total Investments	82.57

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - AUSTRALIAN DOLLAR MONEY MARKET FUND

Statement of Investments

as at December 31, 2016

(expressed in Australian Dollar)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING					
AUSTRALIA					
FLOATING RATE NOTE					
AUD	95,000,000	WESTPAC BANKING CORP FRN 14/6/17	95,000,000	95,000,000	3.51
			95,000,000	95,000,000	3.51
		Total AUSTRALIA	95,000,000	95,000,000	3.51
		Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	95,000,000	95,000,000	3.51
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
AUSTRALIA					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
AUD	87,000,000	BK TKY MITSUB AUST CD 0% 06/03/17	86,572,764	86,700,025	3.19
AUD	76,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 03/03/17	75,654,176	75,752,422	2.79
AUD	76,000,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 0% 17/05/17	75,254,624	75,431,702	2.79
AUD	75,000,000	MIZUHO BK SYDNEY CD 0% 09/03/17	74,656,580	74,736,711	2.76
AUD	61,000,000	SUMITOMO MITSUI SYD CD 0% 17/02/17	60,712,190	60,846,710	2.25
AUD	58,000,000	SUMITOMO MITSUI SYD CD 0% 28/02/17	57,728,675	57,819,117	2.14
AUD	57,000,000	BK TKY MITSUB AUST CD 0% 03/03/17	56,709,772	56,813,425	2.10
AUD	57,000,000	SUMITOMO MITSUI SYD CD 0% 09/03/17	56,637,520	56,791,574	2.10
AUD	49,000,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 0% 30/05/17	48,504,406	48,591,067	1.79
AUD	38,000,000	BK TKY MITSUB AUST CD 0% 27/03/17	37,798,513	37,826,442	1.40
			630,229,220	631,309,195	23.31
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	68,000,000	RABOBANK NED AUST CP 13/02/17	67,284,264	67,825,902	2.50
AUD	67,000,000	TOYOTA FINANCE AUST CP 08/05/17	66,445,384	66,526,189	2.46
AUD	47,000,000	TOYOTA FINANCE AUST CP 16/03/17	46,691,138	46,813,702	1.73
			180,420,786	181,165,793	6.69
FLOATING RATE NOTE					
AUD	95,000,000	COMMONWEALTH BK AU FRN 21/06/17	94,990,500	94,995,497	3.51
			94,990,500	94,995,497	3.51
		Total AUSTRALIA	905,640,506	907,470,485	33.51

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
CANADA					
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	96,000,000	TORONTO DOM BK CP 24/01/17	95,174,834	95,865,169	3.54
			95,174,834	95,865,169	3.54
		Total CANADA	95,174,834	95,865,169	3.54
FINLAND					
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	46,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 06/01/17	45,503,106	45,981,596	1.70
AUD	32,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 17/01/17	31,850,233	31,970,698	1.18
			77,353,339	77,952,294	2.88
		Total FINLAND	77,353,339	77,952,294	2.88
FRANCE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	96,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 04/01/17	94,925,026	95,970,468	3.54
AUD	71,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 20/01/17	70,537,451	70,920,381	2.62
AUD	68,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 06/01/17	67,571,783	67,975,430	2.51
AUD	66,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 24/02/17	65,675,463	65,806,659	2.43
AUD	49,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 08/05/17	48,443,605	48,612,027	1.80
AUD	37,000,000	NATIXIS CP 28/03/17	36,824,165	36,828,072	1.36
			383,977,493	386,113,037	14.26
		Total FRANCE	383,977,493	386,113,037	14.26
GERMANY					
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	76,000,000	DZ BANK AG CP 25/01/17	75,510,441	75,893,929	2.80
AUD	49,000,000	DZ BANK AG CP 27/01/17	48,501,512	48,924,553	1.81
			124,011,953	124,818,482	4.61
		Total GERMANY	124,011,953	124,818,482	4.61
LUXEMBOURG					
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	78,000,000	BCEE CP 08/02/17	77,486,074	77,836,849	2.88
AUD	56,000,000	BCEE CP 07/03/17	55,640,193	55,799,108	2.06
			133,126,267	133,635,957	4.94
		Total LUXEMBOURG	133,126,267	133,635,957	4.94

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
NETHERLANDS					
FLOATING RATE NOTE					
AUD	96,000,000	RABOBANK NED FRN 19/10/17	96,000,000	96,000,000	3.55
			96,000,000	96,000,000	3.55
		Total NETHERLANDS	96,000,000	96,000,000	3.55
NEW ZEALAND					
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	76,000,000	KIWIBANK LTD CP 01/03/17	75,642,442	75,760,319	2.80
			75,642,442	75,760,319	2.80
		Total NEW ZEALAND	75,642,442	75,760,319	2.80
UNITED KINGDOM					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
AUD	67,000,000	CREDIT AGRICOLE SA CD 0% 02/02/17	66,545,953	66,872,416	2.46
AUD	59,000,000	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 10/01/17	58,687,003	58,964,136	2.18
AUD	47,000,000	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 14/03/17	46,775,271	46,819,240	1.73
AUD	38,000,000	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 02/03/17	37,795,933	37,863,956	1.40
			209,804,160	210,519,748	7.77
		Total UNITED KINGDOM	209,804,160	210,519,748	7.77
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	2,100,730,994	2,108,135,491	77.86
Total Investments			2,195,730,994	2,203,135,491	81.37

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - AUSTRALIAN DOLLAR MONEY MARKET FUND

Economic and Geographical Division of Investments

as at December 31, 2016

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
AUSTRALIA	
Financials	37.02
	37.02
CANADA	
Financials	3.54
	3.54
FINLAND	
Financials	2.88
	2.88
FRANCE	
Financials	14.26
	14.26
GERMANY	
Financials	4.61
	4.61
LUXEMBOURG	
Financials	4.94
	4.94
NETHERLANDS	
Financials	3.55
	3.55
NEW ZEALAND	
Financials	2.80
	2.80
UNITED KINGDOM	
Financials	7.77
	7.77
Total Investments	81.37

[次へ](#)

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - G.B. POUND MONEY MARKET FUND

Statement of Investments

as at December 31, 2016

(expressed in BRITISH POUND)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
BELGIUM					
EURO COMMERCIAL PAPER					
GBP	4,000,000	SUMITOMO MIT BKG BRUS CP 13/03/17	3,996,065	3,996,843	7.24
			3,996,065	3,996,843	7.24
		Total BELGIUM	3,996,065	3,996,843	7.24
FINLAND					
EURO COMMERCIAL PAPER					
GBP	1,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 14/02/17	998,620	999,484	1.81
			998,620	999,484	1.81
		Total FINLAND	998,620	999,484	1.81
FRANCE					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
GBP	4,500,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CD 0% 1/3/17	4,493,684	4,496,620	8.15
			4,493,684	4,496,620	8.15
EURO COMMERCIAL PAPER					
GBP	4,000,000	NATIXIS CP 20/01/17	3,995,403	3,999,035	7.25
			3,995,403	3,999,035	7.25
		Total FRANCE	8,489,087	8,495,655	15.40
GERMANY					
EURO COMMERCIAL PAPER					
GBP	4,000,000	DZ BANK AG CP 15/03/17	3,997,191	3,997,659	7.25
			3,997,191	3,997,659	7.25
		Total GERMANY	3,997,191	3,997,659	7.25
LUXEMBOURG					
EURO COMMERCIAL PAPER					
GBP	4,500,000	BGL BNP PARIBAS CP 06/01/17	4,495,762	4,499,681	8.16
			4,495,762	4,499,681	8.16
		Total LUXEMBOURG	4,495,762	4,499,681	8.16

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
NETHERLANDS					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
GBP	4,000,000	ABN AMRO BANK NV CD 0% 01/03/17	3,995,915	3,997,262	7.25
			3,995,915	3,997,262	7.25
		Total NETHERLANDS	3,995,915	3,997,262	7.25
UNITED KINGDOM					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
GBP	4,000,000	MITSUB UFJ TR&BK CD 0% 30/01/17	3,995,987	3,998,677	7.25
GBP	3,500,000	SUMIT MITS TST BK LN CD 0% 21/03/17	3,496,687	3,497,052	6.34
GBP	3,000,000	CHIBA BANK LTD LND CD 0% 21/02/17	2,996,880	2,998,259	5.43
GBP	2,500,000	NORINCHUKIN BK LDN CD 0% 10/01/17	2,497,757	2,499,740	4.53
GBP	2,000,000	NORINCHUKIN BK LDN CD 0% 13/02/17	1,998,128	1,999,064	3.62
			14,985,439	14,992,792	27.17
EURO COMMERCIAL PAPER					
GBP	4,000,000	MITSUBISHI CORP FIN CP 08/02/17	3,997,759	3,998,554	7.25
			3,997,759	3,998,554	7.25
		Total UNITED KINGDOM	18,983,198	18,991,346	34.42
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	44,955,838	44,977,930	81.53
Total Investments			44,955,838	44,977,930	81.53

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - G.B. POUND MONEY MARKET FUND

Economic and Geographical Division of Investments

as at December 31, 2016

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
BELGIUM	
Financials	7.24
	7.24
FINLAND	
Financials	1.81
	1.81
FRANCE	
Financials	15.40
	15.40
GERMANY	
Financials	7.25
	7.25
LUXEMBOURG	
Financials	8.16
	8.16
NETHERLANDS	
Financials	7.25
	7.25
UNITED KINGDOM	
Financials	34.42
	34.42
Total Investments	81.53

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - CANADIAN DOLLAR MONEY MARKET FUND

Statement of Investments

as at December 31, 2016

(expressed in CANADIAN DOLLAR)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING					
CANADA					
STRAIGHT FIXED BOND					
CAD	4,000,000	TORONTO DOM BK 1.824% 03/04/17	4,014,800	4,010,009	3.32
			4,014,800	4,010,009	3.32
		Total CANADA	4,014,800	4,010,009	3.32
		Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	4,014,800	4,010,009	3.32
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
CANADA					
STRAIGHT FIXED BOND					
CAD	7,500,000	BANK OF NOVA SCOT 2.598% 27/2/17	7,538,850	7,520,649	6.23
CAD	5,152,500	ROYAL BANK CANADA 3.66% 25/01/17	5,173,316	5,162,523	4.28
CAD	3,000,000	ROYAL BK CANADA 2.58% 13/04/17	3,019,080	3,014,591	2.50
			15,731,246	15,697,763	13.01
		Total CANADA	15,731,246	15,697,763	13.01
FINLAND					
EURO COMMERCIAL PAPER					
CAD	9,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 26/01/17	8,978,890	8,993,805	7.46
			8,978,890	8,993,805	7.46
		Total FINLAND	8,978,890	8,993,805	7.46
FRANCE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
CAD	11,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 13/02/17	10,972,378	10,990,056	9.11
CAD	9,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 19/01/17	8,978,661	8,995,361	7.46
CAD	9,000,000	NATIXIS CP 06/03/17	8,982,484	8,987,155	7.45
			28,933,523	28,972,572	24.02
		Total FRANCE	28,933,523	28,972,572	24.02

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
LUXEMBOURG					
EURO COMMERCIAL PAPER					
CAD	4,500,000	BGL BNP PARIBAS CP 01/02/17	4,489,677	4,496,337	3.73
CAD	4,500,000	BGL BNP PARIBAS CP 21/02/17	4,489,465	4,494,184	3.72
			8,979,142	8,990,521	7.45
		Total LUXEMBOURG	8,979,142	8,990,521	7.45
NETHERLANDS					
EURO COMMERCIAL PAPER					
CAD	8,000,000	ING BANK NV CP 06/01/17	7,976,669	7,998,790	6.63
CAD	5,000,000	RABOBANK NEDERLAND CP 12/06/17	4,983,623	4,985,243	4.13
CAD	3,000,000	RABOBANK NEDERLAND CP 29/03/17	2,986,560	2,993,355	2.48
			15,946,852	15,977,388	13.24
		Total NETHERLANDS	15,946,852	15,977,388	13.24
UNITED KINGDOM					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
CAD	9,000,000	BANK OF MONTREAL LDN CD 0% 13/01/17	8,984,277	8,997,799	7.46
CAD	8,000,000	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 18/01/17	7,979,785	7,996,799	6.63
			16,964,062	16,994,598	14.09
		Total UNITED KINGDOM	16,964,062	16,994,598	14.09
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	95,533,715	95,626,647	79.27
Total Investments			99,548,515	99,636,656	82.59

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - CANADIAN DOLLAR MONEY MARKET FUND

Economic and Geographical Division of Investments

as at December 31, 2016

Economic and Geographical Division		In % of Net Assets
CANADA		
Financials		16.33
		16.33
FINLAND		
Financials		7.46
		7.46
FRANCE		
Financials		24.02
		24.02
LUXEMBOURG		
Financials		7.45
		7.45
NETHERLANDS		
Financials		13.24
		13.24
UNITED KINGDOM		
Financials		14.09
		14.09
Total Investments		82.59

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - NEW ZEALAND DOLLAR MONEY MARKET FUND

Statement of Investments

as at December 31, 2016

(expressed in NEW ZEALAND DOLLAR)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
AUSTRALIA					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
NZD	23,000,000	BK TKY MITSUB AUST CD 0% 28/02/17	22,879,755	22,918,014	3.94
NZD	22,000,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 0% 09/03/17	21,725,287	21,895,275	3.76
NZD	19,000,000	BK TKY MITSUB AUST CD 0% 08/02/17	18,891,171	18,953,192	3.25
NZD	8,000,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 0% 21/03/17	7,957,599	7,962,669	1.37
			71,453,812	71,729,150	12.32
EURO COMMERCIAL PAPER					
NZD	23,000,000	COMMONWEALTH BK AUST CP 06/03/17	22,714,491	22,895,892	3.92
NZD	18,000,000	TOYOTA FINANCE AUST CP 13/01/17	17,864,183	17,984,021	3.09
NZD	7,000,000	ING BANK SYDNEY CP 16/03/17	6,964,308	6,969,860	1.20
			47,542,982	47,849,773	8.21
		Total AUSTRALIA	118,996,794	119,578,923	20.53
CANADA					
EURO COMMERCIAL PAPER					
NZD	18,500,000	TORONTO DOM BK CP 24/01/17	18,300,117	18,467,339	3.17
			18,300,117	18,467,339	3.17
		Total CANADA	18,300,117	18,467,339	3.17
FINLAND					
EURO COMMERCIAL PAPER					
NZD	20,000,000	OP CORPORATE BANK PLC CP 03/02/17	19,828,718	19,950,456	3.42
			19,828,718	19,950,456	3.42
		Total FINLAND	19,828,718	19,950,456	3.42
FRANCE					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
NZD	15,000,000	CREDIT AGRICOLE SA CD 0% 13/02/17	14,875,521	14,955,188	2.57
			14,875,521	14,955,188	2.57
EURO COMMERCIAL PAPER					
NZD	25,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 24/02/17	24,855,919	24,914,163	4.28
NZD	23,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 19/01/17	22,867,148	22,971,734	3.94
NZD	19,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 27/02/17	18,879,225	18,924,195	3.25
NZD	18,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 07/02/17	17,882,497	17,951,762	3.08
NZD	10,000,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 12/01/17	9,935,255	9,990,851	1.71
			94,420,044	94,752,705	16.26
		Total FRANCE	109,295,565	109,707,893	18.83

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
GERMANY					
EURO COMMERCIAL PAPER					
NZD	23,000,000	DZ BANK AG CP 10/01/17	22,700,492	22,982,382	3.94
NZD	19,000,000	DZ BANK AG CP 06/01/17	18,885,903	18,991,223	3.26
			41,586,395	41,973,605	7.20
		Total GERMANY	41,586,395	41,973,605	7.20
NETHERLANDS					
EURO COMMERCIAL PAPER					
NZD	19,000,000	RABOBANK NEDERLAND CP 10/02/17	18,772,230	18,947,438	3.25
			18,772,230	18,947,438	3.25
		Total NETHERLANDS	18,772,230	18,947,438	3.25
NEW ZEALAND					
EURO COMMERCIAL PAPER					
NZD	35,000,000	KIWIBANK CP 17/01/17	34,784,798	34,959,650	6.00
NZD	19,000,000	KIWIBANK CP 10/01/17	18,882,978	18,986,729	3.26
			53,667,776	53,946,379	9.26
		Total NEW ZEALAND	53,667,776	53,946,379	9.26
SINGAPORE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
NZD	25,000,000	NATIXIS SINGAPORE CP 26/01/17	24,849,351	24,958,067	4.29
NZD	23,000,000	TEMASEK FINANCIAL II PTE CP 25/1/17	22,871,412	22,963,660	3.94
			47,720,763	47,921,727	8.23
		Total SINGAPORE	47,720,763	47,921,727	8.23
UNITED KINGDOM					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
NZD	15,000,000	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 02/03/17	14,908,520	14,939,662	2.56
			14,908,520	14,939,662	2.56
		Total UNITED KINGDOM	14,908,520	14,939,662	2.56
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	443,076,878	445,433,422	76.45

Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES					
AUSTRALIA					
FLOATING RATE NOTE					
NZD	28,000,000	NAB FRN 28/06/17	28,000,000	28,000,000	4.81
			28,000,000	28,000,000	4.81
		Total AUSTRALIA	28,000,000	28,000,000	4.81
		Total RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES	28,000,000	28,000,000	4.81
Total Investments			471,076,878	473,433,422	81.26

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF - NEW ZEALAND DOLLAR MONEY MARKET FUND

Economic and Geographical Division of Investments

as at December 31, 2016

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
AUSTRALIA	
Financials	25.34
	25.34
CANADA	
Financials	3.17
	3.17
FINLAND	
Financials	3.42
	3.42
FRANCE	
Financials	18.83
	18.83
GERMANY	
Financials	7.20
	7.20
NETHERLANDS	
Financials	3.25
	3.25
NEW ZEALAND	
Financials	9.26
	9.26
SINGAPORE	
Financials	8.23
	8.23
UNITED KINGDOM	
Financials	2.56
	2.56
Total Investments	81.26

（２）【2015年12月31日終了年度】

①【貸借対照表】

ノムラ外貨MMF
結合純資産計算書
2015年12月31日現在

	U S マネー マーケット ファンド		ユーロ マネー マーケット ファンド		豪ドル マネー マーケット ファンド		英ポンド マネー マーケット ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)	(豪ドル)	(千円)	(英ポンド)	(千円)
資産								
投資有価証券一時価 (注2)	3,150,664,378	350,637,439	218,181,240	26,367,203	2,381,558,618	198,240,939	47,476,119	6,815,672
銀行預金	38,310	4,264	10,000,000	1,208,500	31,298	2,605	2,216	318
預金	643,542,000	71,619,789	55,000,000	6,646,750	725,827,000	60,417,839	22,267,000	3,196,651
未収収益	531,658	59,168	479,265	57,919	2,323,031	193,369	1,376	198
現金および現金等価物 に係る未収利息	6,435	716	0	0	40,267	3,352	273	39
資産合計	3,794,782,781	422,321,376	283,660,505	34,280,372	3,109,780,214	258,858,105	69,746,984	10,012,877
負債								
当座借越	0	0	4,360,783	527,001	0	0	0	0
現金および現金等価物 に係る未払利息	0	0	3,510	424	0	0	0	0
未払費用（注8）	5,012,056	557,792	415,715	50,239	2,690,713	223,975	141,916	20,373
受益者への未払分配金	1,536,388	170,985	100,238	12,114	4,202,331	349,802	33,416	4,797
負債合計	6,548,444	728,776	4,880,246	589,778	6,893,044	573,777	175,332	25,171
純資産	3,788,234,337	421,592,599	278,780,259	33,690,594	3,102,887,170	258,284,328	69,571,652	9,987,706
発行済受益証券数	378,823,433,724口		27,878,025,868口		310,288,716,985口		6,957,165,225口	
1口当り純資産価格	0.01	1.113円	0.01	1.209円	0.01	0.832円	0.01	1.436円
	カナダドル マネー マーケット ファンド		N Z ドル マネー マーケット ファンド		結合			
	(カナダドル)	(千円)	(N Z ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)		
資産								
投資有価証券一時価 (注2)	87,971,155	7,181,085	557,260,041	42,669,401	5,621,148,862	625,577,657		
銀行預金	7,418	606	7,724	591	10,989,786	1,223,053		
預金	80,832,000	6,598,316	172,034,000	13,172,643	1,435,774,174	159,787,308		
未収収益	394,363	32,192	199,155	15,249	3,152,244	350,813		
現金および現金等価物 に係る未収利息	640	52	12,186	933	44,665	4,971		
資産合計	169,205,576	13,812,251	729,513,106	55,858,819	7,071,109,731	786,943,802		
負債								
当座借越	0	0	0	0	4,759,797	529,718		
現金および現金等価物 に係る未払利息	0	0	0	0	3,831	426		
未払費用（注8）	161,851	13,212	745,397	57,075	8,242,957	917,359		
受益者への未払分配金	50,176	4,096	1,321,579	101,193	5,664,787	630,434		
負債合計	212,027	17,308	2,066,976	158,268	18,671,372	2,077,937		
純資産	168,993,549	13,794,943	727,446,130	55,700,550	7,052,438,359	784,865,865		
発行済受益証券数	16,899,354,861口		72,744,612,966口					
1口当り純資産価格	0.01	0.816円	0.01	0.766円				

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

ノムラ外貨MMF

結合運用計算書

2015年12月31日に終了した年度

	U S マネー		ユーロ マネー		豪ドル マネー		英ポンド マネー	
	マーケット	ファンド	マーケット	ファンド	マーケット	ファンド	マーケット	ファンド
	(米ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)	(豪ドル)	(千円)	(英ポンド)	(千円)
収益								
預金利息	1,013,072	112,745	10,701	1,293	12,203,424	1,015,813	129,833	18,639
債券利息	3,924,304	436,736	355,092	42,913	15,650,745	1,302,768	50,683	7,276
その他の収益	22,379	2,491	58,507	7,071	53,779	4,477	19,761	2,837
収益合計	4,959,755	551,971	424,300	51,277	27,907,948	2,323,058	200,277	28,752
費用								
管理報酬および投資顧問報酬 (注3、4)	639,602	71,181	0	0	3,359,067	279,609	46,155	6,626
販売会社報酬および代行協会員報酬 (注6、7)	2,473,132	275,235	0	0	15,296,541	1,273,284	171,190	24,576
保管報酬(注5)	341,964	38,057	141	17	1,223,722	101,863	20,237	2,905
当座借越に係る支払利息	0	0	8,116	981	3,283	273	0	0
コルレス銀行報酬	75,000	8,347	10,593	1,280	116,445	9,693	0	0
法務報酬	5,849	651	887	107	4,647	387	478	69
海外登録費用	0	0	0	0	0	0	0	0
現金支出費	0	0	0	0	152,964	12,733	4,195	602
専門家報酬	0	0	0	0	29,274	2,437	0	0
印刷費・公告費	8,495	945	1,525	184	21,654	1,802	809	116
年次税(注11)	417,843	46,502	28,889	3,491	305,976	25,469	7,919	1,137
その他の費用	7,548	840	938	113	11,514	958	125	18
費用合計	3,969,433	441,758	51,089	6,174	20,525,087	1,708,508	251,108	36,049
純投資(損)益	990,322	110,213	373,211	45,103	7,382,861	614,549	(50,831)	(7,297)
投資有価証券実現純(損)益(注12)	6,782,013	754,770	(69,592)	(8,410)	44,892,975	3,736,891	259,099	37,196
当期実現純(損)益	6,782,013	754,770	(69,592)	(8,410)	44,892,975	3,736,891	259,099	37,196
投資有価証券未実現純損益の変動 (注12)	130,096	14,478	(218,222)	(26,372)	1,081,807	90,050	(2,022)	(290)
当期末実現純(損)益	130,096	14,478	(218,222)	(26,372)	1,081,807	90,050	(2,022)	(290)
運用の結果による純資産の増加	7,902,431	879,462	85,397	10,320	53,357,643	4,441,490	206,246	29,609

	カナダドル マネー		NZドル マネー		結合	
	マーケット	ファンド	マーケット	ファンド	(米ドル)	(千円)
	(カナダドル)	(千円)	(NZドル)	(千円)		
収益						
預金利息	154,399	12,604	4,990,383	382,114	13,535,354	1,506,350
債券利息	417,395	34,072	3,466,350	265,418	18,344,521	2,041,562
その他の収益	6,531	533	11,282	864	166,841	18,568
収益合計	578,325	47,209	8,468,015	648,396	32,046,716	3,566,479
費用						
管理報酬および投資顧問報酬 (注3、4)	104,202	8,506	1,003,691	76,853	3,891,165	433,048
販売会社報酬および代行協会員報酬 (注6、7)	341,060	27,841	3,614,762	276,782	16,475,713	1,833,582
保管報酬(注5)	38,386	3,133	290,874	22,272	1,481,176	164,840
当座借越に係る支払利息	38	3	4,593	352	14,382	1,601
コルレス銀行報酬	6,000	490	20,000	1,531	188,541	20,983
法務報酬	152	12	1,509	116	12,020	1,338
海外登録費用	3,927	321	20,705	1,585	16,911	1,882
現金支出費	0	0	36,146	2,768	141,274	15,722
専門家報酬	0	0	6,601	505	25,626	2,852
印刷費・公告費	1,564	128	367	28	28,367	3,157
年次税(注11)	13,048	1,065	73,076	5,595	741,148	82,482
その他の費用	711	58	3,082	236	19,678	2,190
費用合計	509,088	41,557	5,075,406	388,624	23,036,001	2,563,677
純投資(損)益	69,237	5,652	3,392,609	259,772	9,010,715	1,002,802
投資有価証券実現純(損)益(注12)	516,312	42,147	14,815,413	1,134,416	49,955,127	5,559,506
当期実現純(損)益	516,312	42,147	14,815,413	1,134,416	49,955,127	5,559,506
投資有価証券未実現純損益の変動 (注12)	(176,939)	(14,444)	1,398,855	107,110	1,495,143	166,394
当期末実現純(損)益	(176,939)	(14,444)	1,398,855	107,110	1,495,143	166,394
運用の結果による純資産の増加	408,610	33,355	19,606,877	1,501,299	60,460,985	6,728,703

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ノムラ外貨MMF
財務書類に対する注記
2015年12月31日に終了した年度

注１－組織

ノムラ外貨MMF（「トラスト」）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてルクセンブルグにおいて設定されたアンブレラ・ファンド型の契約型投資信託（*fonds commun de placement à compartiments multiples*）であり、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国に登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）によって、その共有者（「受益者」）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体を構成する。トラストの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（「2013年法」）の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

トラストは、ルクセンブルグで設定され、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（「2010年法」）のパートIIに従う投資信託の公的リストに登録され、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとして登録されている。

トラストは、US マネー マーケット ファンドの名称で1991年11月14日にメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（「メモリアル」）に公告されたトラストの約款に準拠して管理会社により設立された。約款の改正は、公示されている。1999年6月1日付の改正により、トラストはアンブレラ・ファンドとして再編成された。2001年6月2日付の改正により、トラストはトラスト名をノムラ外貨MMFに変更した。統合約款は、ルクセンブルグ地方裁判所の記録部に提出されており、閲覧およびその写しを入手することができる。

トラストの存続期間は無期限である。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意により随時償還することができる。また、トラストは、ルクセンブルグの法律により求められる場合には償還される。

受益証券は、トラストのもとで6つのサブ・ファンド証券：ノムラ外貨MMF－US マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－ユーロ マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－カナダドル マネー マーケット ファンドおよびノムラ外貨MMF－NZドル マネー マーケット ファンド（総称して、および個々を「ファンド」という。）が発行されている。管理会社は、保管受託銀行の同意のもとに、随時新しいファンドを設立することができる。トラストは、米ドル建て結合財務書類を作成している。

ノムラ外貨MMF－US マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。ファンドは、1口当り純資産価格を0.01米ドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録は米ドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－ユーロ マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。ファンドは、1口当り純資産価格を0.01ユーロに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録はユーロで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。ファンドは、1口当り純資産価格を0.01豪ドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録は豪ドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。ファンドは、1口当り純資産価格を0.01英ポンドに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録は英ポンドで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－カナダドル マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。ファンドは、1口当り純資産価格を0.01カナダドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録はカナダドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－NZドル マネー マーケット ファンドの投資目的は、投資元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益率を得ることである。ファンドは、1口当り純資産価格を0.01NZドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録はNZドルで記帳されている。

注２－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

マネー・マーケット商品および類似の投資有価証券は、公正な時価に近似する償却原価に基づいて評価される。

この方法は評価面での確実性を提供するものの、償却原価で決定される評価額が、証券を売却した場合にファンドが受取る額よりも高額であったり低額であったりする場合がある。ファンドが保有する有価証券は、入手可能な市場相場を用いて算出される純資産額と償却原価法で算出される純資産額との間に乖離が生じるか否かを判断するために、管理会社の取締役会の指示に基づき定期的にレビューされる。既存の受益者に重大な希薄化またはその他の不公正な結果をもたらす乖離が存在すると判断された場合、管理会社は必要かつ適切な是正措置を行う予定である。これには、キャピタル・ゲインまたはロスを実現するためにポートフォリオ商品を満期日以前に売却したり、入手可能な市場相場を用いて1口当り純資産価格を計算したりすることが含まれる。

証券取引および投資収益

証券取引は、取引日に会計処理される。投資有価証券売却実現損益は、平均原価法で算出される。受取利息は、発生主義により計上される。償却プレミアムおよび稼得割引額は、投資有価証券売却実現損益および投資有価証券未実現純評価損益の変動に含まれている。

外貨換算

各ファンドの表示通貨以外の通貨建の資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで換算される。各ファンドの表示通貨以外の通貨建の収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

結合財務書類を米ドルで作成するにあたり、米ドル以外の通貨建の各ファンドの財務書類は、年度末現在の実勢為替レートで換算されている。

2015年12月31日現在の為替レート：

- 1 米ドル = 1.385234 豪ドル
- 1 米ドル = 1.394199 カナダドル
- 1 米ドル = 0.916170 ユーロ
- 1 米ドル = 0.671817 英ポンド
- 1 米ドル = 1.469076 NZドル

注3－管理報酬

管理会社は、トラストの資産から年間15,000米ドルをトラストに対する管理報酬として受領する権利を有する。

注4－投資顧問報酬

US マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち250百万米ドルまでは年率0.150%、次の250百万米ドルについては当該純資産の年率0.125%、次の15億米ドルについては当該純資産の年率0.100%および20億米ドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

ユーロ マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち200百万ユーロまでは年率0.150%、次の200百万ユーロについては当該純資産の年率0.125%、次の12億ユーロについては当該純資産の年率0.100%および16億ユーロ超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

豪ドル マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち400百万豪ドルまでは年率0.150%、次の400百万豪ドルについては当該純資産の年率0.125%、次の24億豪ドルについては当該純資産の年率0.100%および32億豪ドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

英ポンド マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち150百万英ポンドまでは年率0.150%、次の150百万英ポンドについては当該純資産の年率0.125%、次の900百万英ポンドについては当該純資産の年率0.100%および12億英ポンド超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

カナダドル マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち400百万カナダドルまでは年率0.150%、次の400百万カナダドルについては当該純資産の年率0.125%、次の24億カナダドルについては当該純資産の年率0.100%および32億カナダドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

NZドル マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち400百万NZドルまでは年率0.150%、次の400百万NZドルについては当該純資産の年率0.125%、次の24億NZドルについては当該純資産の年率0.100%および32億NZドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

以下の年間報酬率は2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資顧問報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.075%
0.20%未満となった場合	0.055%
0.10%未満となった場合	0.035%
再度0.10%未満となった場合	0.015%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資顧問報酬</u>
0.230%超となった場合	0.015%
0.250%超となった場合	0.035%
0.350%超となった場合	0.055%
0.450%超となった場合	0.075%
0.525%超となった場合	最大0.150%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2015年12月31日現在、実際に適用されていた年率は、US マネー マーケット ファンドに関して0.015%、英ポンド マネー マーケット ファンドおよびカナダドル マネー マーケット ファンドに関して0.055%、ユーロ マネー マーケット ファンドに関して0.000%であった。豪ドルマネー マーケット ファンドおよびNZドルマネー マーケット ファンドに、投資顧問報酬の引下げは適用されていなかった。

注5－保管報酬

保管受託銀行は、各ファンド資産から、関連するファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.040%以下の保管報酬を各四半期末毎に受領する権利を有する。管理会社に支払うべき報酬に相当する金額（年間15,000米ドル）は、保管報酬から差し引かれる。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵便費用を含むがそれらに限定されない。）、ならびにファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、ファンドが負担する。

以下の年間報酬率は2008年12月23日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.032%
0.20%未満となった場合	0.024%
0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.008%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬</u>
0.230%超となった場合	0.008%
0.250%超となった場合	0.016%
0.350%超となった場合	0.024%
0.450%超となった場合	0.032%
0.525%超となった場合	0.040%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2015年12月31日現在、実際に適用されていた年率は、U S マネー マーケット ファンドに関して0.008%、英ポンド マネー マーケット ファンドおよびカナダドル マネー マーケット ファンドに関して0.024%、ユーロ マネー マーケット ファンドに関して0.000%であった。豪ドル マネー マーケット ファンドおよびNZドル マネー マーケット ファンドに、保管報酬の引下げは適用されていなかった。

注6－代行協会員報酬

日本における代行協会員は、各ファンドの純資産からファンドの日々の純資産の平均額の年率0.10%以下の報酬を受領する権利を有し、その報酬は毎月支払われる。

以下の年間報酬率は2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
販売会社報酬を0.250%に引下げた後に0.30%未満となった場合	0.079%
0.20%未満となった場合	0.058%
0.10%未満となった場合	0.037%
再度0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.230%超となった場合	0.016%
0.250%超となった場合	0.037%
0.350%超となった場合	0.058%
0.450%超となった場合	0.079%
0.525%超となった場合	0.100%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2015年12月31日現在、実際に適用されていた年率は、U S マネー マーケット ファンドに関して0.016%、英ポンド マネー マーケット ファンドおよびカナダドル マネー マーケット ファンドに関して0.058%、ユーロ マネー マーケット

ファンドに関して0.000%であった。豪ドルマネーマーケットファンドおよびNZドルマネーマーケットファンドに、代行協会員報酬の引下げは適用されていなかった。

注7－販売会社報酬

日本における販売会社は、日本における販売会社により当該月中に販売され、買戻されなかった各ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.40%以下の報酬を当該ファンドの資産から受領する権利を有し、その報酬は毎月支払われる。

以下の年間報酬率は2008年12月18日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.45%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.45%未満となった場合	0.350%
0.40%未満となった場合	0.300%
0.35%未満となった場合	0.250%
0.30%未満となった場合	0.198%
0.20%未満となった場合	0.146%
0.10%未満となった場合	0.094%
再度0.10%未満となった場合	0.042%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.230%超となった場合	0.042%
0.250%超となった場合	0.094%
0.350%超となった場合	0.146%
0.450%超となった場合	0.198%
0.525%超となった場合	0.250%
再度0.525%超となった場合	0.300%
再度0.525%超となった場合	0.350%
0.575%超となった場合	0.400%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2015年12月31日現在、実際に適用されていた年率は、USマネーマーケットファンドに関して0.042%、英ポンドマネーマーケットファンドおよびカナダドルマネーマーケットファンドに関して0.146%、ユーロマネーマーケットファンドに関して0.000%であった。豪ドルマネーマーケットファンドおよびNZドルマネーマーケットファンドに、販売会社報酬の引下げは適用されていなかった。

注8－未払費用

ノムラ外貨 MMF－	US マネー マーケット ファンド	ユーロ マネー マーケット ファンド	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	NZドル マネー マーケット ファンド	結合
	(米ドル)	(ユーロ)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(NZドル)	(米ドル)
管理報酬および 投資顧問報酬	153,978	0	864,255	13,151	16,744	268,948	992,541
販売会社報酬およ び代行協会員報酬	186,444	0	1,261,291	13,230	23,254	302,969	1,339,573
保管報酬	82,121	0	315,798	5,738	7,306	78,063	377,014
コルレス銀行報酬	94,526	0	46,782	4,731	5,739	36,470	164,281
法務報酬	0	0	0	0	0	553	376
海外登録費用	495,279	13,092	20,331	9,226	0	18,042	550,260
現金支出費	0	0	39,474	1,195	0	9,758	36,917
専門家報酬	12,381	2,170	40,977	112	287	10,870	52,103
年次税	110,531	6,970	101,805	2,485	4,776	19,724	212,183
その他の費用	3,876,796	393,483	0	92,048	103,745	0	4,517,709
	5,012,056	415,715	2,690,713	141,916	161,851	745,397	8,242,957

注9－受益証券の発行および買戻し

発行および買戻しの申し込みは、全てのファンドの各取引日にファンドに対して行うことができる。

注10－分配金の分配および再投資

管理会社は、受益証券の1口当り純資産価格を、US マネー マーケット ファンドについては0.01米ドル、ユーロ マネー マーケット ファンドについては0.01ユーロ、豪ドル マネー マーケット ファンドについては0.01豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドについては0.01英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドについては0.01カナダドルおよびNZドル マネー マーケット ファンドについては0.01NZドルに維持するために必要な額を分配金として日々分配を行う予定である。

毎月、最終取引日（「再投資日」）において、宣言済、計上済で未払いのすべての分配金は、再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で自動的に再投資され、追加受益証券が発行される。

分配の結果、ファンドの純資産総額が2010年法で規定されている最低額を下回る場合、分配は行われない。

注11－税金

トラストは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドはその純資産に対し年率0.01%の資本税（年次税（*taxe d'abonnement*））を課され、四半期毎に計算し支払う。

注12－投資有価証券に係る実現／未実現損益の内訳

トラストの結合運用計算書に記載されている、2015年12月31日に終了した年度の投資有価証券に係る実現／未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

ノムラ外貨 MMF－	US マネー マーケット ファンド	ユーロ マネー マーケット ファンド	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	NZドル マネー マーケット ファンド	結合
	(米ドル)	(ユーロ)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(NZドル)	(米ドル)
投資有価証券実現 利益	7,055,444	77,112	45,441,272	420,507	1,932,037	17,083,413	53,584,024
投資有価証券実現 損失	(273,431)	(146,704)	(548,297)	(161,408)	(1,415,725)	(2,268,000)	(3,628,897)
投資有価証券実現 純（損）益	6,782,013	(69,592)	44,892,975	259,099	516,312	14,815,413	49,955,127

ノムラ外貨 MMF－	U S マネー マーケット ファンド	ユーロ マネー マーケット ファンド	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Z ドル マネー マーケット ファンド	結合
	(米ドル)	(ユーロ)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(N Z ドル)	(米ドル)
投資有価証券未実現 利益の変動	966,462	73,150	6,628,046	38,146	74,051	3,565,556	8,368,058
投資有価証券未実現 損失の変動	(836,366)	(291,372)	(5,546,239)	(40,168)	(250,990)	(2,166,701)	(6,872,915)
投資有価証券未実現 純損益の変動	130,096	(218,222)	1,081,807	(2,022)	(176,939)	1,398,855	1,495,143

注13－取引費用

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2015年12月31日に終了した年度中トラストには、投資有価証券の売買に関する取引費用は生じなかった。

注14－後発事象

管理会社の取締役会は、トラストの保管受託銀行であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの承認を得て、ノムラ外貨MMF－ユーロ マネー マーケット ファンドの全ての受益証券の、管理会社の判断による買戻しを2016年5月27日（「買戻日」）付で行うことを決定した。最終買戻価格は2016年5月30日に計算されるものとする。買戻代金の支払いは2016年5月31日（「終了日」）、もしくはその前後で行われる予定である。その結果、サブ・ファンドは終了日以降は消滅する。

[次へ](#)

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Combined Statements of Net Assets
as of December 31, 2015

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Euro Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G. B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund NZD</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>EUR</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>		<i>USD</i>
ASSETS							
Investment in securities at market value (Note 2)	3,150,664,378	218,181,240	2,381,558,618	47,476,119	87,971,155	557,260,041	5,621,148,862
Cash at banks	38,310	10,000,000	31,298	2,216	7,418	7,724	10,989,786
Deposit	643,542,000	55,000,000	725,827,000	22,267,000	80,832,000	172,034,000	1,435,774,174
Accrued income	531,658	479,265	2,323,031	1,376	394,363	199,155	3,152,244
Interest receivable on cash and cash equivalents	6,435	0	40,267	273	640	12,186	44,665
Total Assets	3,794,782,781	283,660,505	3,109,780,214	69,746,984	169,205,576	729,513,106	7,071,109,731
LIABILITIES							
Bank overdraft	0	4,360,783	0	0	0	0	4,759,797
Interest payable on cash and cash equivalents	0	3,510	0	0	0	0	3,831
Accrued expenses (Note 8)	5,012,056	415,715	2,690,713	141,916	161,851	745,397	8,242,957
Dividend payable to unitholders	1,536,388	100,238	4,202,331	33,416	50,176	1,321,579	5,664,787
Total Liabilities	6,548,444	4,880,246	6,893,044	175,332	212,027	2,066,976	18,671,372
NET ASSETS	3,788,234,337	278,780,259	3,102,887,170	69,571,652	168,993,549	727,446,130	7,052,438,359
Number of units outstanding	378,823,433,724	27,878,025,868	310,288,716,985	6,957,165,225	16,899,354,861	72,744,612,966	
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Combined Statements of Operations
for the year ended December 31, 2015

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund USD</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Euro Money Market Fund EUR</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund AUD</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund GBP</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund CAD</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund NZD</i>	<i>Combined USD</i>
INCOME							
Interest on bank accounts and deposits	1,013,072	10,701	12,203,424	129,833	154,399	4,990,383	13,535,354
Interest on bonds	3,924,304	355,092	15,650,745	50,683	417,395	3,466,350	18,344,521
Other income	22,379	58,507	53,779	19,761	6,531	11,282	166,841
Total Income	4,959,755	424,300	27,907,948	200,277	578,325	8,468,015	32,046,716
EXPENSES							
Management and Investment Manager fees (Notes 3, 4)	639,602	0	3,359,067	46,155	104,202	1,003,691	3,891,165
Distributor and Agent Company fees (Notes 6, 7)	2,473,132	0	15,296,541	171,190	341,060	3,614,762	16,475,713
Depository fees (Note 5)	341,964	141	1,223,722	20,237	38,386	290,874	1,481,176
Interest paid on bank overdraft	0	8,116	3,283	0	38	4,593	14,382
Correspondent bank fees	75,000	10,593	116,445	0	6,000	20,000	188,541
Legal fees	5,849	887	4,647	478	152	1,509	12,020
Overseas registration fees	0	0	0	0	3,927	20,705	16,911
Out-of-pocket expenses	0	0	152,964	4,195	0	36,146	141,274
Professional fees	0	0	29,274	0	0	6,601	25,626
Printing and publication fees	8,495	1,525	21,654	809	1,564	367	28,367
Subscription tax (Note 11)	417,843	28,889	305,976	7,919	13,048	73,076	741,148
Other expenses	7,548	938	11,514	125	711	3,082	19,678
Total Expenses	3,969,433	51,089	20,525,087	251,108	509,088	5,075,406	23,036,001

NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	990,322	373,211	7,382,861	(50,831)	69,237	3,392,609	9,010,715
Net realised profit/(loss) on investments (Note 12)	6,782,013	(69,592)	44,892,975	259,099	516,312	14,815,413	49,955,127
NET REALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	6,782,013	(69,592)	44,892,975	259,099	516,312	14,815,413	49,955,127
Change in net unrealised result on investments (Note 12)	130,096	(218,222)	1,081,807	(2,022)	(176,939)	1,398,855	1,495,143
NET UNREALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	130,096	(218,222)	1,081,807	(2,022)	(176,939)	1,398,855	1,495,143
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	7,902,431	85,397	53,357,643	206,246	408,610	19,606,877	60,460,985

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

NOMURA MULTI CURRENCY MMF

Notes to the Financial Statements
for the year ended December 31, 2015**Note 1 - Organisation**

Nomura Multi Currency MMF (the “Trust”) organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment umbrella fund (*fonds commun de placement à compartiments multiples*), is an unincorporated co-proprietorship of transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (the “Management Company”), a *société anonyme* incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in the Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Trust are segregated from those of the Management Company and those of other investment funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the July 12, 2013 law on alternative investment funds manager (the “2013 Law”).

The Trust is organised in Luxembourg and registered on the official list of undertakings for collective investment subject to Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the “2010 Law”), as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The Trust was created by the Management Company under the name US Money Market Fund and in accordance with the management regulations of the Trust published on November 14, 1991 in the *Mémorial C, Recueil des Sociétés et Associations* (the “*Mémorial*”). Amendments to the Management Regulations were published. By amendment effective on June 1, 1999, the Trust was restructured as an umbrella fund. By an amendment effective on June 2, 2001, the Trust changed its name to Nomura Multi Currency MMF. Consolidated Management Regulations are deposited with the *Greffe du Tribunal d'Arrondissement de et à Luxembourg*, where they may be inspected and copies obtained.

The Trust has been established for an undetermined period. The Trust may be dissolved at anytime by agreement between the Management Company and the Depositary. The Trust may further be dissolved in any way provided for by Luxembourg law.

Units are issued in six sub-funds: NOMURA MULTI CURRENCY MMF - US Money Market Fund, NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Euro Money Market Fund, NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Australian Dollar Money Market Fund, NOMURA MULTI CURRENCY MMF - G.B. Pound Money Market Fund, NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Canadian Dollar Money Market Fund and NOMURA MULTI CURRENCY MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund (together the “Funds” and individually the “Fund”). The Management Company may, from time to time, with the consent of the Depositary, create new Funds. The Trust prepares combined financial statements in US Dollar (USD).

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - US Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is a fundamental policy of the Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of USD 0.01 per unit. The Fund's books and records are maintained in USD.

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Euro Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is a fundamental policy of the Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of EUR 0.01 per unit. The Fund's books and records are maintained in Euro (EUR).

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Australian Dollar Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is a fundamental policy of the Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of AUD 0.01 per unit. The Fund's books and records are maintained in Australian Dollar (AUD).

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - G.B. Pound Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is a fundamental policy of the Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of GBP 0.01 per unit. The Fund's books and records are maintained in Great Britain Pound (GBP).

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Canadian Dollar Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is a fundamental policy of the Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of CAD 0.01 per unit. The Fund's books and records are maintained in Canadian Dollar (CAD).

The investment objective of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. It is a fundamental policy of the Fund to use its best efforts to maintain a constant net asset value of NZD 0.01 per unit. The Fund's books and records are maintained in New Zealand Dollar (NZD).

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENT IN SECURITIES

Money market instruments and similar portfolio securities are valued based upon their amortised cost which approximates their fair market value.

While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Fund would receive if it sold the instrument. The Fund's portfolio holdings are periodically reviewed under the direction of the Board of Directors of the Management Company to determine whether a deviation exists between the net asset value calculated using available market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to existing unitholders, the Management Company will take corrective action as necessary and appropriate, including the sale of portfolio instruments prior to maturity to realize capital gains or losses or by calculating a net asset value per unit by using available market quotations.

SECURITY TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Security transactions are recorded on the trade date. Realised profits and losses on sales of portfolio securities are calculated on an average cost basis. Interest income is recorded on the basis of interest accrued. Premiums amortised and discounts earned are included in realised profits and losses on sales of portfolio securities and in the change in net unrealised appreciation/depreciation on investments.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

Assets and liabilities stated in currencies other than the reporting currency of the respective Funds are translated at the exchange rates prevailing at the date of the financial statements. Income and expenses not denominated in the reporting currency of the respective Funds have been translated at the exchange rates prevailing on the transaction dates.

For preparation of combined financial statements in USD, the statements of each Fund denominated in currencies other than USD are translated at the exchange rates prevailing at year-end.

Currency rates as at December 31, 2015:

1 USD = 1.385234 AUD

1 USD = 1.394199 CAD

1 USD = 0.916170 EUR

1 USD = 0.671817 GBP

1 USD = 1.469076 NZD

Note 3 - Management fees

The Management Company is entitled to management fees for the Trust of USD 15,000 per annum, out of the assets of the Trust.

Note 4 - Investment Manager fees

The Investment Manager to US Money Market Fund is paid out of the assets of the Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to USD 250 million, 0.125% of such net assets on the next USD 250 million, 0.100% of such net assets on the next USD 1.5 billion, and 0.075% of such net assets in excess of USD 2.0 billion during the relevant quarter.

The Investment Manager to Euro Money Market Fund is paid out of the assets of the Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to EUR 200 million, 0.125% of such net assets on the next EUR 200 million, 0.100% of such net assets on the next EUR 1.2 billion, and 0.075% of such net assets in excess of EUR 1.6 billion during the relevant quarter.

The Investment Manager to Australian Dollar Money Market Fund is paid out of the assets of the Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to AUD 400 million, 0.125% of such net assets on the next AUD 400 million, 0.100% of such net assets on the next AUD 2.4 billion, and 0.075% of such net assets in excess of AUD 3.2 billion during the relevant quarter.

The Investment Manager to G.B. Pound Money Market Fund is paid, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to GBP 150 million, 0.125% of such net assets on the next GBP 150 million, 0.100% of such net assets on the next GBP 900 million, and 0.075% of such net assets in excess of GBP 1.2 billion during the relevant quarter.

The Investment Manager to Canadian Dollar Money Market Fund is paid out of the assets of the Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to CAD 400 million, 0.125% of such net assets on the next CAD 400 million, 0.100% of such net assets on the next CAD 2.4 billion, and 0.075% of such net assets in excess of CAD 3.2 billion during the relevant quarter.

The Investment Manager to New Zealand Dollar Money Market Fund is paid, out of the assets of Fund, at the end of each quarter a fee at an annual rate of 0.150% of the average of the daily net assets of the Fund up to NZD 400 million, 0.125% of such net assets on the next NZD 400 million, 0.100% of such net assets on the next NZD 2.4 billion, and 0.075% of such net assets in excess of NZD 3.2 billion during the relevant quarter.

The following annual fee rates have been implemented since December 19, 2008 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, falls below 0.30%, subject to further reduction as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Investment Manager fees
Falls below 0.30%	0.075%
Falls below 0.20%	0.055%
Falls below 0.10%	0.035%
Falls below 0.10% again	0.015%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Investment Manager fees
Increase above 0.230%	0.015%
Increase above 0.250%	0.035%
Increase above 0.350%	0.055%
Increase above 0.450%	0.075%
Increase above 0.525%	Up to 0.150%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2015, the annual rate in effect was 0.015% for the US Money Market Fund, 0.055% for the G.B. Pound Money Market Fund and the Canadian Dollar Money Market Fund, and 0.000% for the Euro Money Market Fund. No reduction of the Investment Manager fee was applied to Australian Dollar Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 5 - Depositary fees

The Depositary is entitled to a depositary fee, payable out of the assets of each Fund, as at the end of each quarter at an annual rate of up to 0.040% of the average daily total net assets of the relevant Fund. The amount equivalent to the fee payable to the Management Company (USD 15,000 per annum), is deducted from the depositary fee. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Funds is entrusted, will be borne by the Funds.

The following annual fee rates have been implemented since December 23, 2008 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, falls below 0.30%; subject to further reduction as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Depository fees
Falls below 0.30%	0.032%
Falls below 0.20%	0.024%
Falls below 0.10%	0.016%
Falls below 0.10% again	0.008%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Depository fees
Increase above 0.230%	0.008%
Increase above 0.250%	0.016%
Increase above 0.350%	0.024%
Increase above 0.450%	0.032%
Increase above 0.525%	0.040%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2015, the annual rate in effect was 0.008% for the US Money Market Fund, 0.024% for the G.B. Pound Money Market Fund and the Canadian Dollar Money Market Fund, and 0.000% for the Euro Money Market Fund. No reduction of the Depository fee was applied to Australian Dollar Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 6 - Agent Company fees

The Agent Company in Japan is entitled to a fee payable monthly, out of the net assets of each Fund, at an annual rate of up to 0.10% of the average of the daily net assets of the Funds.

The following annual fee rates have been implemented since December 19, 2008 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, falls below 0.30%, subject to further reduction as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Falls below 0.30% after the distributor's fee is reduced to 0.250%	0.079%
Falls below 0.20%	0.058%
Falls below 0.10%	0.037%
Falls below 0.10% again	0.016%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Increase above 0.230%	0.016%
Increase above 0.250%	0.037%
Increase above 0.350%	0.058%
Increase above 0.450%	0.079%
Increase above 0.525%	0.100%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2015, the annual rate in effect was 0.016% for the US Money Market Fund, 0.058% for the G.B. Pound Money Market Fund and the Canadian Dollar Money Market Fund, and 0.000% for the Euro Money Market Fund. No reduction of the Agent Company fee was applied to Australian Dollar Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 7 - Distributor fees

The Distributor in Japan is entitled to a fee payable monthly, out of the assets of each Fund, at an annual rate of up to 0.40% of the average daily total net assets of the relevant Fund distributed by such Distributor in Japan and not repurchased during the relevant month.

The following annual fee rates have been implemented as from December 18, 2008 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, falls below 0.45%, subject to further reduction as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Distributor fees
Falls below 0.45%	0.350%
Falls below 0.40%	0.300%
Falls below 0.35%	0.250%
Falls below 0.30%	0.198%
Falls below 0.20%	0.146%
Falls below 0.10%	0.094%
Falls below 0.10% again	0.042%
Falls below 0.10% again	0.000%

The following annual fee rates have been implemented since October 27, 2010 where the Average 7 day Yield of a Fund, as defined in the Appendix of the agreement letter, increase above 0.230%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the agreement letter and in the table below:

Average 7-day yield	Distributor fees
Increase above 0.230%	0.042%
Increase above 0.250%	0.094%
Increase above 0.350%	0.146%
Increase above 0.450%	0.198%
Increase above 0.525%	0.250%
Increase above 0.525% again	0.300%
Increase above 0.525% again	0.350%
Increase above 0.575%	0.400%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Funds.

As at December 31, 2015, the annual rate in effect was 0.042% for the US Money Market Fund, 0.146% for the G.B. Pound Money Market Fund and the Canadian Dollar Money Market Fund, and 0.000% for the Euro Money Market Fund. No reduction of the Distributor fee was applied to Australian Dollar Money Market Fund and New Zealand Dollar Money Market Fund.

Note 8 - Accrued expenses

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Euro Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>EUR</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>	<i>USD</i>
Management and Investment Manager fees	153,978	0	864,255	13,151	16,744	268,948	992,541
Distributor and Agent Company fees	186,444	0	1,261,291	13,230	23,254	302,969	1,339,573
Depository fees	82,121	0	315,798	5,738	7,306	78,063	377,014
Correspondent bank fees	94,526	0	46,782	4,731	5,739	36,470	164,281
Legal fees	0	0	0	0	0	553	376
Overseas registration fees	495,279	13,092	20,331	9,226	0	18,042	550,260
Out-of-pocket expenses	0	0	39,474	1,195	0	9,758	36,917
Professional fees	12,381	2,170	40,977	112	287	10,870	52,103
Subscription tax	110,531	6,970	101,805	2,485	4,776	19,724	212,183
Other expenses	3,876,796	393,483	0	92,048	103,745	0	4,517,709
	<u>5,012,056</u>	<u>415,715</u>	<u>2,690,713</u>	<u>141,916</u>	<u>161,851</u>	<u>745,397</u>	<u>8,242,957</u>

Note 9 - Subscription and repurchase of Units

Subscription and repurchase requests may be made to the Fund on each dealing day for all Funds.

Note 10 - Distributions and reinvestment of dividends

It is the intention of the Management Company to proceed to a daily distribution of dividends in an amount necessary to maintain the Net Asset Value per unit at USD 0.01 for the US Money Market Fund, EUR 0.01 for the Euro Money Market Fund, AUD 0.01 for the Australian Dollar Money Market Fund, GBP 0.01 for the G.B. Pound Money Market Fund, CAD 0.01 for the Canadian Dollar Money Market Fund and NZD 0.01 for the New Zealand Dollar Money Market Fund.

On the last Dealing Day in each month (“ Reinvestment Day ”) all dividends declared, accrued and not yet paid are automatically reinvested against issue of further units at the Net Asset Value per unit determined on the Dealing Day preceding the Reinvestment Day.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would become less than the minimum provided by the 2010 law.

Note 11 - Taxes

The Trust is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Funds are subject to a capital tax (*taxe d'abonnement*) on their net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly.

Note 12 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments

For the year ended December 31, 2015, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the combined Statement of Operations of the Trust, is as follows:

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Euro Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>EUR</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>	<i>USD</i>
Realised profit on investments	7,055,444	77,112	45,441,272	420,507	1,932,037	17,083,413	53,584,024
Realised loss on investments	(273,431)	(146,704)	(548,297)	(161,408)	(1,415,725)	(2,268,000)	(3,628,897)
Net realised profit/(loss) on investments	6,782,013	(69,592)	44,892,975	259,099	516,312	14,815,413	49,955,127

	<i>Nomura Multi Currency MMF - US Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Euro Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - G.B. Pound Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - Canadian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Multi Currency MMF - New Zealand Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>EUR</i>	<i>AUD</i>	<i>GBP</i>	<i>CAD</i>	<i>NZD</i>	<i>USD</i>
Change in unrealised profit on investments	966,462	73,150	6,628,046	38,146	74,051	3,565,556	8,368,058
Change in unrealised loss on investments	(836,366)	(291,372)	(5,546,239)	(40,168)	(250,990)	(2,166,701)	(6,872,915)
Change in net unrealised result on investments	130,096	(218,222)	1,081,807	(2,022)	(176,939)	1,398,855	1,495,143

Note 13 - Transaction costs

The Trust did not incur any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended December 31, 2015, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

Note 14 - Subsequent events

The Board of Directors of the Management Company has decided, with the approval of Nomura Bank (Luxembourg) S.A. acting as depositary to the Trust, to compulsorily repurchase all the units of the NOMURA MULTI CURRENCY MMF - Euro Money Market Fund with effective date on May 27, 2016 (the “Repurchase Date”). The final repurchase value shall be calculated as of May 30, 2016. The payment of the repurchase proceeds will be made on or around May 31, 2016 (the “Termination Date”). The Sub-Fund will therefore cease to exist as from the Termination Date.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(i) US マネー マーケット ファンド

(2017年4月末日現在)

I 資産総額	3,358,259千米ドル	373,741百万円
II 負債総額	8,012	892
III 純資産総額〔I－II〕	3,350,248	372,849
IV 発行済口数	335,024,762,087口	
V 1口当り純資産価格〔III／IV〕	1米セント	1.11円

(ii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

(2017年4月末日現在)

I 資産総額	2,675,216千豪ドル	222,685百万円
II 負債総額	4,506	375
III 純資産総額〔I－II〕	2,670,710	222,310
IV 発行済口数	267,070,993,490口	
V 1口当り純資産価格〔III／IV〕	1豪セント	0.83円

(iii) 英ポンド マネー マーケット ファンド

(2017年4月末日現在)

I 資産総額	54,287千英ポンド	7,793百万円
II 負債総額	133	19
III 純資産総額〔I－II〕	54,154	7,774
IV 発行済口数	5,415,378,522口	
V 1口当り純資産価格〔III／IV〕	1英ペンス	1.44円

(iv) カナダドル マネー マーケット ファンド

(2017年4月末日現在)

I 資産総額	114,341千カナダドル	9,334百万円
II 負債総額	187	15
III 純資産総額〔I－II〕	114,154	9,318
IV 発行済口数	11,415,381,727口	
V 1口当り純資産価格〔III／IV〕	1カナダセント	0.82円

(v) NZドル マネー マーケット ファンド

(2017年4月末日現在)

I 資産総額	621,429千NZドル	47,583百万円
II 負債総額	1,170	90
III 純資産総額〔I－II〕	620,258	47,493
IV 発行済口数	62,025,836,627口	
V 1口当り純資産価格〔III／IV〕	1NZセント	0.77円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を委託されている販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられます。

名義書換の費用は徴収されません。

(2) 受益者集会

受益者集会は開催されません。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は米国人をはじめいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 設立準拠法

ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。

1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

2010年法第16章のもとで、管理会社として2種類の認可を取得することができます。

- ・ A I FMDの範囲内における A I F以外の投資ビークルの運用に責任を負うか、外部の A I FMを任命している A I Fの管理会社として行為するか、または、一定の許容条件の範囲で一もしくは複数の A I Fの管理に責任を負う管理会社。

- ・ 外部の A I FMを任命することなく A I FMDの規定に基づく A I Fの管理に責任を負う管理会社。

管理会社は、A I FMDに従う A I FMとして認可されています。

(2) 管理会社の目的

管理会社は2013年法第1条第46項に定義される A I FMです。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ ルクセンブルグ国内外において設立された、A I FMDで言うところの A I Fに関し、2013年法第5条第2項及び同法別紙Iに基づき、A I Fの資産に関する運用、管理、販売及びその他の業務を行うこと。

- ・ 2010年法第125-2条に従い、ルクセンブルグで設立され、A I FMDで言うところの A I Fとしての資格を有する契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する管理会社としての役割の遂行。

なお、管理会社は、(a) 顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b) 投資助言、(c) 投資信託の受益証券の保管および管理または(d) 2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。

管理会社はまた、自らが業務（所在地および管理支援サービスを含みます。）を行う A I Fの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および／または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに／またはこれに有益および／もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。

(3) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,532万円）で、2017年4月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約302万円）の記名式株式15株を発行済です。

過去5年間の資本の額の増減はありません。

(4) 管理会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再任されることがあります。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するための人員を多数決により選任することができます。

いかなる会合においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、取締役の互選により会長1名を選任し、また、副会長1名ないし数名を選任することができます。取締役会は、さらに、秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができます。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会および取締役会においては他の取締役を、また株主総会においては、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができます。

取締役会は、随時管理会社の業務運営および経営に必要であると考えられるジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐、または他の役員を含む管理会社の役員を任命することができます。より詳細に述べると、2013年

法第7条の要件に従い、取締役会は、管理会社の業務を効率的に行うために少なくとも2名の役員（「授權された業務遂行役員」）を任命します。当該任命は、取締役会によりいつでも取り消すことができます。授權された業務遂行役員は管理会社の取締役または株主であることを要しません。授權された業務遂行役員は、管理会社の定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとします。

取締役会の書面による招集通知は、緊急の場合を除き、遅くとも開催時の24時間前に取締役全員に送付されます。緊急の場合を除いて、招集通知に当該緊急事態の内容を記載します。かかる通知は、口頭による同意もしくは書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の証明可能な電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、取締役会において、代理権を証明することのできる書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは、その他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、当該取締役であることを確認できる電話会議またはテレビ会議により、取締役会に出席することができます。当該手段は、当該取締役会の審議が中断されることなく接続された状態であり、取締役会への有効な参加を確保する技術上の特性を満たすものとします。当該通信手段により離れた場所で開催される当該会議は、管理会社の登記上の事務所で開催されたものとみなされるものとします。

取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理の他の取締役が代理出席した場合のみ、取締役会において適法に審議または行為することができます。

決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われます。

当該取締役であることを確認できるビデオ会議またはその他の通信手段により取締役会に出席する取締役は、定足数および多数決の計算において出席したものとみなされるものとします。

全取締役の合意により、全取締役が参加している電話会議は、本項のその他の規定に基づき有効な会議であるとみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグ国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うことができ、これは、決議事項が記載され、各取締役が署名した1件の書類とするかまたは数件の書類とすることができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。これらすべてが議事録を形成し、決議の証拠となります。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社（その単独株主はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー）は1991年7月8日付公正証書（1991年8月16日に官報である「メモリアル」に公告）によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款（直近では2014年2月14日に改訂済）は、ルクセンブルグの商業および法人登録所（同所にて、閲覧および写しの入手が可能）に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B 37 359号としてルクセンブルグの商業および法人登録所に登録しています。

管理会社は、ファンドの運用およびファンド証券の発行、買戻し等のファンドの管理を行います。管理会社は投資顧問業務をノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドに委託しており、また、ファンド資産の保管業務、純資産価格の計算その他の管理業務をノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに委託しています。

管理会社は、2017年3月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っており、その管理投資信託財産額は約1.4兆円です。

なお、すべてのファンドは、契約型オープン・エンド型です。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	3,651,381,797.59米ドル
		2	2,626,730,132.01豪ドル
		1	113,868,003.86カナダ・ドル
		1	613,438,089.24ニュージーランド・ドル
		1	54,407,001.96英ポンド
ルクセンブルグ	その他	20	1,303,594,976.97米ドル
		6	156,040,223.08ユーロ
		13	319,241,981,427円
		9	693,151,508.42豪ドル
		4	48,631,842.99カナダ・ドル
		5	247,283,760.64ニュージーランド・ドル
		3	15,898,977.18英ポンド
ケイマン	その他	11	607,981,165.96米ドル
		1	331,946,473.44南アフリカ・ランド
		16	15,563,337,436円
		4	620,338,375.61豪ドル
		3	185,897,324.14ニュージーランド・ドル

（注）外貨の円貨換算は、2017年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝112.19円、1ユーロ＝119.79円、1豪ドル＝85.84円、1英ポンド＝140.08円、1カナダドル＝84.05円、1NZドル＝78.43円および1南アフリカ・ランド＝8.36円）によります。

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2017年4月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝120.85円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2017年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2017年３月31日		2016年３月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
金融資産					
固定資産として保有する投資	10	4,000,567	483,469	—	—
流動資産					
債権					
売掛金					
a) １年以内期限到来		341,652	41,289	313,374	37,871
銀行預金および手許現金	9	4,645,136	561,365	8,070,010	975,261
		4,986,788	602,653	8,383,384	1,013,132
前払金		18,750	2,266	18,750	2,266
資産合計		9,006,105	1,088,388	8,402,134	1,015,398
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	45,319	375,000	45,319
準備金		652,500	78,855	1,002,500	121,152
1. 法定準備金	4	37,500	4,532	37,500	4,532
4. 公正価値準備金を含むその他の準備金	4				
b) その他の配当不能準備金		615,000	74,323	965,000	116,620
繰越（損）益	4	6,961,171	841,258	6,054,617	731,700
当期（損）益		497,040	60,067	556,554	67,260
		8,485,711	1,025,498	7,988,671	965,431
引当金					
納税引当金	5	302,559	36,564	215,740	26,072
		302,559	36,564	215,740	26,072
債務					
買掛金					
a) １年以内期限到来	6	186,363	22,522	176,999	21,390
その他の債務					
a) 税金債務		12,059	1,457	9,513	1,150
b) 社会保障債務		19,413	2,346	11,211	1,355
		217,835	26,325	197,723	23,895
資本金、準備金および負債合計		9,006,105	1,088,388	8,402,134	1,015,398

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2017年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2017年3月31日		2016年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1 から5. 総利益（損失）	7、9	1,452,281	175,508	1,518,398	183,498
6. 人件費		(827,098)	(99,955)	(818,475)	(98,913)
a) 賃金および給与	8	(756,938)	(91,476)	(744,856)	(90,016)
b) 社会保障費	8	(70,160)	(8,479)	(73,619)	(8,897)
i) 年金に関するもの		(42,766)	(5,168)	(44,318)	(5,356)
ii) その他の社会保障費		(27,394)	(3,311)	(29,301)	(3,541)
8. その他の営業費用		(25,000)	(3,021)	(25,000)	(3,021)
10. 固定資産の一部を構成する投資 および貸付からの収益					
b) その他の収益		1,999	242	2,500	302
11. その他の未収利息および類似の収益					
a) 関連会社に関連するもの		—	—	4,799	580
b) その他の利息および類似の収益		31,710	3,832	8,877	1,073
14. 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	9	(15,419)	(1,863)	(5,214)	(630)
b) その他の利息および類似の費用		(34,079)	(4,118)	(17,864)	(2,159)
15. 損益に係る税金	5	(82,539)	(9,975)	(101,703)	(12,291)
16. 税引後利益（損失）		501,855	60,649	566,318	68,440
17. 1 から16 の科目に含まれない その他の税金		(4,815)	(582)	(9,764)	(1,180)
18. 当期利益		497,040	60,067	556,554	67,260

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2017年3月31日に終了した年度

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総利益（損失）」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可を2014年2月14日付で得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結決算の対象になっている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結決算の対象にもなっており、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の要約

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建のすべての取引は、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

固定資産として保有する有価証券およびその他の金融商品は、取引日における取得原価で計上される。年度末時点で、固定資産として保有する有価証券は、原価または時価のいずれか低い方で個別に評価される。これらの評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなった場合には継続されない。評価調整は、関連する資産から直接差し引かれる。固定資産として保有する投資の売却実現損益は、平均原価法により決定される。

債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整が行われた事由が適用されなくなった場合には、当該評価調整は継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、当事業年度に関連する費用で、翌事業年度に支払われるものが含まれている。

総利益および損失

総利益および損失には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

前年度の再分類

2016年3月31日現在の比較数値は、適切な比較を可能にするために再分類されている。再分類は事業年度の利益に影響しない。

注3－払込済資本金

2017年3月31日および2016年3月31日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注4－準備金および繰越利益または損失

年度中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越(損)益 (ユーロ)
2016年3月31日現在残高	37,500	965,000	6,054,617
前期の(損)益	—	—	556,554
富裕税準備金の取毀し純額	—	(525,000)	525,000
富裕税準備金	—	175,000	(175,000)
2017年3月31日現在残高	37,500	615,000	6,961,171

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2016年から富裕税(NWT)を減額するための基準を定めた2016年6月16日付第47号通達に基づき、ルクセンブルグ税務当局は、企業が適用されるべき(前年度の法人税(CIT)を控除した)最低富裕税額を決定し、当該金額と統合ベースに基づく富裕税額とを比較することにより、当該年度における富裕税額を減額することができることを示した第51号通達を2016年7月25日に発行した。富裕税の目的のため、企業は当該減額後の最低富裕税額または統合ベースに基づく富裕税額のいずれか高い方の金額を支払わなければならない。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の富裕税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、配当が行われた年度に税額控除は廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」として計上することを決定した。

2017年3月31日現在、分配不能準備金は615,000ユーロであり、これは2011年から2016年までの年度の富裕税の5倍に相当する。(2016年3月31日:965,000ユーロ)

2016年6月14日に開催された年次総会により、2010年の富裕税準備金(365,000ユーロ)が全額取り毀され、2015年の富裕税額が160,000ユーロ減少し、2016年の富裕税準備金として175,000ユーロが設定された。

注5－税金

2008年事業年度からノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーを財政統合の筆頭として、当社は、ルクセンブルグ所得税法第164条に定められている税統合制度(財政統合)を利用している。

注6－債務

2017年3月31日および2016年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬、コンサルタント料、給与関連拠出金および所在地事務報酬で構成されていた。

注７－総利益または損失

2017年３月31日および2016年３月31日現在、以下のとおり分析される。

	2017年３月31日 (ユーロ)	2016年３月31日 (ユーロ)
管理報酬	1,587,246	1,790,911
リスク管理報酬	87,500	50,516
その他の報酬	29,502	—
その他の外部費用	(251,967)	(323,029)
	<u>1,452,281</u>	<u>1,518,398</u>

2017年３月31日現在、その他の外部費用は、所在地事務報酬103,187ユーロ（2016年３月31日現在：117,000ユーロ）、海外規制費用48,138ユーロ（2016年３月31日現在：95,695ユーロ）、監査報酬30,701ユーロ（2016年３月31日現在：29,550ユーロ）、法務報酬21,629ユーロ（2016年３月31日現在：4,236ユーロ）およびその他の費用48,312ユーロ（2016年３月31日現在：76,548ユーロ）で構成されている。

注８－スタッフ

2016年３月31日に終了した年度中および2017年３月31日に終了した年度中に、当社は６名の従業員を雇用していた。

注９－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業の一環として、関連会社との間で多くの銀行取引が行われている。これらには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

2017年３月31日および2016年３月31日に終了した年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）と当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサービスを提供することを銀行に委任するサービス水準合意書に、2014年２月14日付で署名した。2017年３月31日および2016年３月31日に終了した年度に、銀行により請求された年額100,000ユーロ（付加価値税抜き）を比例按分した金額は、損益計算書の「総利益（損失）」において控除されている。

注10－金融資産

固定資産として保有する投資は、コマーシャル・ペーパーである。固定資産として保有する投資の変動は、以下のとおり要約される。

	2017年3月31日 (ユーロ)
取得原価	
期首現在	—
期中取得	4,000,567
期中売却	—
期末現在	<u>4,000,567</u>
評価調整	
期首現在	—
当期評価調整の取消	—
期末現在	<u>4,000,567</u>
期末純額	<u>4,000,567</u>
期末時価	<u>4,000,567</u>

注11－運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2017年3月31日現在、約11,871百万ユーロ（2016年：12,536百万ユーロ）である。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Balance Sheet at March 31, 2017
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2017	March 31, 2016
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial assets			
Investments held as fixed assets	10	4,000,567	---
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year		341,652	313,374
Cash at bank and in hand	9	4,645,136	8,070,010
		4,986,788	8,383,384
PREPAYMENTS			
		18,750	18,750
TOTAL (ASSETS)			
		9,006,105	8,402,134
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves			
1. Legal reserve	4	37,500	37,500
4. Other reserves, including the fair value reserve	4		
b) other non available reserves		615,000	965,000
Profit or loss brought forward	4	6,961,171	6,054,617
Profit or loss for the financial year		497,040	556,554
		8,485,711	7,988,671
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	302,559	215,740
		302,559	215,740
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	6	186,363	176,999
Other creditors			
a) Tax authorities		12,059	9,513
b) Social security authorities		19,413	11,211
		217,835	197,723
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)			
		9,006,105	8,402,134

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Profit and Loss Accounts
for the year ended March 31, 2017
 (expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2017	March 31, 2016
1. to 5. Gross profit or loss	7, 9	1,452,281	1,518,398
6. Staff costs		(827,098)	(818,475)
a) salaries and wages	8	(756,938)	(744,856)
b) social security costs	8	(70,160)	(73,619)
<i>i) relating to pensions</i>		(42,766)	(44,318)
<i>ii) other social security costs</i>		(27,394)	(29,301)
8. Other operating expenses		(25,000)	(25,000)
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
b) other income		1,999	2,500
11. Other interest receivable and similar income			
a) derived from affiliated undertakings		---	4,799
b) other interest and similar income		31,710	8,877
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	9	(15,419)	(5,214)
b) other interest and similar expenses		(34,079)	(17,864)
15. Tax on profit or loss	5	(82,539)	(101,703)
16. Profit or loss after taxation		501,855	566,318
17. Other taxes not shown under items 1 to 16		(4,815)	(9,764)
18. Profit for the financial year		<u>497,040</u>	<u>556,554</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2017**

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Gross profit or loss”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“ EUR ”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2017 (continued)**

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Financial assets

Securities and other financial instruments held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value. These value adjustments are not continued if the reasons for which they were made have ceased to apply. Value adjustments are deducted directly from the related assets. Realised profit or loss on sale of investments held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Reclassification of prior year figures

Comparative figures as of March 31, 2016 have been reclassified to allow proper comparison. Reclassifications made have no impact on the profit for the financial year.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2017 (continued)

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2017 and 2016, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit or loss brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit or loss brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2016	37,500	965,000	6,054,617
Previous year's profit or loss	---	---	556,554
Net release of net wealth tax reserve	---	(525,000)	525,000
Net wealth tax reserve	---	175,000	(175,000)
Balance as at March 31, 2017	37,500	615,000	6,961,171

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

Based on the Circular Fort. N°47ter dated 16 June 2016, which determines the criteria for the reduction of the net wealth tax (“NWT”) as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on 25 July 2016 a circular I.Fort n° 51 (the “Circular”) indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax (“CIT”) for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction) or the NWT due based on the unitary value.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net wealth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2017, the non-distributable reserve amounted EUR 615,000 representing five times the net wealth tax credited for the years from 2011 to 2016 (31 March 2016: EUR 965,000).

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2017 (continued)

Note 4 – Reserves and Profit or loss brought forward (continued)*Other reserves (continued)*

As per Annual General Meeting held on June 14, 2016, the 2010 net wealth tax reserve was fully released by an amount of EUR 365,000 while the 2015 net wealth tax was decreased by EUR 160,000 and a net wealth tax reserve of EUR 175,000 was constituted for 2016.

Note 5 – Taxes

The Company benefits from a tax consolidation regime (fiscal unity) set forth in article 164 bis LITL with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. being head of the fiscal unity as from 2008 financial year.

Note 6 – Creditors

As at March 31, 2017 and 2016, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Gross profit or loss

As at 31 March 2017 and 2016, this caption can be analysed as follows:

	<i>March 31, 2017</i>	<i>March 31, 2016</i>
	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
Management fees	1,587,246	1,790,911
Risk Management fees	87,500	50,516
Other fees	29,502	---
Other external charges	(251,967)	(323,029)
	<u>1,452,281</u>	<u>1,518,398</u>

As at 31 March 2017, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 103,187 (March 31, 2016: EUR 117,000), overseas regulation fees for EUR 48,138 (March 31, 2016: EUR 95,695), audit fees for EUR 30,701 (March 31, 2016: EUR 29,550), legal fees for EUR 21,629 (March 31, 2016: EUR 4,236) and other charges for EUR 48,312 (EUR 76,548).

Note 8 – Staff

For the years ended March 31, 2016 and March 31, 2017, the Company has employed 6 persons.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2017 (continued)

Note 9 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2017 and March 31, 2016. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2017 and 2016 is recorded in deduction of the caption "Gross profit or loss" in the profit and loss account.

Note 10 – Financial assets

Investments held as fixed assets are commercial papers. Movements in investments held as fixed assets are summarised as follows:

	<i>March 31, 2017</i>
	<i>EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	---
acquisitions during the year	4,000,567
disposals during the year	---
at the end of the year	4,000,567
Value adjustments	
at the beginning of the year	---
Reversal of value adjustments for the year	---
at the end of the year	4,000,567
Net value at the end of the year	4,000,567
Market value at the end of the year	4,000,567

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet.

Such assets amount to approximately EUR 11,871 million as at March 31, 2017 (2016: EUR 12,536 million).

4【利害関係人との取引制限】

約款により、トラストは、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人のマネージャーまたは取締役、または(d) それらの主要株主（自己また他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、(i) 当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または(ii) 適性な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は年次株主総会において株主により選任され、株主の決議により解任されます。欠員ある場合には、次回の株主総会まで欠員を補充するため、残余の取締役の多数決により取締役を選任することができます。

(2) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会において、ルクセンブルグの法律に規定される定足数および投票要件に基づき、決議が行われなくてはなりません。

(3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法令に基づいてA I Fを管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社はその業務を譲渡することができます。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、管理会社の定款の変更に関して要求される方法に基づき採択される株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド（「投資顧問会社」）（Nomura Asset Management U.K. Limited）

(1) 資本金の額

2017年4月末日現在、474万4,391ポンド（約6億8,110万円）

(2) 事業の内容

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドは、英国法に基づき、ノムラ・アセット・マネジメント（インターナショナル）リミテッドとして1987年3月に設立され、1997年10月1日に行われたグループ会社の再編に際して現在の名称となりました。ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドは野村アセットマネジメント株式会社（「野村アセットマネジメント」）の全額出資会社です。野村アセットマネジメントは日本において先駆的な投資顧問会社であり、投資運用業務と投資助言・代理業務を行っています。2017年3月末日現在、野村アセットマネジメントの、国内外の株式および債券市場で運用する運用資産は約42兆5,185億円でした。

2. ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「保管受託銀行」、「登録・名義書換事務・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人」）（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）

(1) 資本金の額

2017年4月末日現在2,800万ユーロ（約33億8,380万円）

(2) 事業の内容

1990年ルクセンブルグの法律に基づき、株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事しています。

3. 野村證券株式会社（日本における「販売会社」、「代行協会員」）

(1) 資本金の額

2017年4月末日現在100億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2017年4月末現在、日本国内に158の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメントおよびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定第一種金融商品取引業者として、また外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの受益証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

1. ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド（「投資顧問会社」）（Nomura Asset Management U.K. Limited）

管理会社との投資顧問契約に基づき、各ファンドの資産の運用・投資顧問業務を行います。

2. ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「保管受託銀行」、「登録・名義書換事務・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人」）（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）

管理会社との契約に基づき、トラストの資産の保管業務、登録・名義書換・支払・管理事務代行業務、発行会社代理人業務（純資産価額の計算を含みます。）および評価代理人業務等を行います。

3. 野村證券株式会社（日本における「販売会社」、「代行協会員」）

日本におけるファンド証券の販売業務および代行協会員業務を行います。

3【資本関係】

管理会社の株式の全株を野村ホールディングスの子会社であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが保有しています。

第3【投資信託制度の概要】

（2016年10月付）

1. 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）
A I F	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
A I F M	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
A I F M D	通達2003／41／E Cおよび通達2009／65／E Cならびに規則（E C）No. 1060／2009および規則（E U）No. 1095／2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011／61／E U
A I F M R	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会通達2011／61／E Uを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（E U）No. 231／2013
C E S R	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会（E S M A）
C S S F	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合（E E Cの継承機関であるE Cを吸収）
F C P	契約型投資信託
K I I D	通達2009／65／E C第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	E U加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるE U加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でE U加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からR E S Aに切り替えられた
パートIファンド	（特にU C I T S IV通達をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
R A I F	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
R E S A	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
S I C A R	リスク・キャピタルに投資する投資法人
U C I	投資信託
U C I 管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
U C I T S IV通達または通達2009／65／E C	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会通達2009／65／E C

UCITS V通達または 通達2014/91/EU	預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009/65/ECを改正する2014年7月23日付欧州議会および理事会通達2014/91/EU
UCITS V法	2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS V通達を法制化する2016年5月10日法
UCITS V規則または EU規則2016/438	預託機関の義務に関して欧州議会および理事会通達2009/65/ECを補足する2015年12月17日付委員会委任規則（EU）2016/438
UCITS所在加盟国	UCITS IV通達第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
UCITSホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

II. 投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、通達85/611/EEC（以下「UCITS I通達」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法に取って代えられた。

2002年法は、UCITS I通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/EC（以下「UCITS III通達」という。）をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法に取って代わった。

2010年法は、UCITS IV通達をルクセンブルグ法に導入し、2002年法に取って代わった。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。専門投資信託（以下「SIF」という。）は、当該ビークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日に、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法が公布され、同日発効した。

AIFMDは、主にEU（および一定の条件の下では外国）におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される通達ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ビークル（すなわちAIF）にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

その結果、2013年法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化しただけでなく、同時に、リスク・キャピタルに投資する投資法人に関する2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および改正2004年6月15日法等の現行のルクセンブルグ法を改正した。SICARについては、本概要において簡潔に記載するにとどめる。

2013年法によって導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、（i）完全に適用対象となる投資ビークル（すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ビークル）と、（ii）AIF（いかなる場合もAIFとしての適格性を有しているすべてのパートIIファンド）ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産が2013年法およびAIFMDにより規定された最低限度額を下回る投資ビークルとを区別することを主に目的としている。

2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非UCITSの管理会社および非AIFMの管理会社に関する新しい制度が導入された。

AIFMDについては2013年法は、AIF（当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。）を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMが、ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF（その投資信託の所在地を問わない。）の販売を行う場合、2013年法は、かかるAIFMに適用される。

2016年5月12日に、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS V通達を法制化する2016年5月10日ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に発効した。

UCITS V通達において重視されているのは以下の3点である。

- 預託制度の見直し
- 報酬規則の導入

● 行政的制裁の調整

III. ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパート I のUCITSおよびパート II のUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

- パート I UCITS（以下「パート I」という。）
- パート II その他のUCI（以下「パート II」という。）
- パート III 外国のUCI
- パート IV 管理会社
- パート V UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2007年法

2007年法はSIFのみを取り扱い、2つのパートに分けられる。

- パート I 専門投資信託に適用される一般規定
- パート II オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法第2章またはAIFMD第2章に基づき認可されるAIFMにより運用される専門投資信託に適用される固有規定

1.3 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パート I およびパート II に従う投資信託および2007年法に従うSIFの主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)
- 2) 投資法人 (investment companies)
 - － 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
 - － 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法（パート I ファンドおよびパート II ファンド）、2004年法（SIF）、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表象する、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびUCITSおよびパート II ファンドについては2010年法またはSIFについては2007年法のいずれかに従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する権利を有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート I ファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求

権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パートIIファンドについて、C S S F規則は、2010年法第91条に従い、F C Pの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付I M L通達91/75（改訂済）は、パートIIファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズ・エンド型ファンドを設立することができる。

S I Fに関連して、受益証券の発行ならびに、適用ある場合は、受益証券の買戻しに適用される条件および手続は約款に規定され、より詳細な規定は課されない。従ってS I Fは、買付けおよび買戻しの両方についてオープン・エンド型またはクローズ・エンド型ファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C Pの分配方針は約款の定めに従う。

パートIファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパートIIファンドに関する2010年法第91条は、C S S F規則によって特定の追加要件を設定しう旨規定している。

（注）2016年10月現在において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- － F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、U C I T SまたはパートIIファンドとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから6か月以内およびS I Fとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。
ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- － 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行する。
- － 発行価格および買戻価格は、パートIファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパートIIファンドについては少なくとも1か月に1度（例外がある）は計算されなければならない。S I Fは約款に従い発行価格および買戻価格を決定し、ファンドの純資産価額に基づかない場合がある。S I Fの純資産価額は少なくとも1年に1度は決定されなければならない。
- － 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価額の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくF C Pの保管受託銀行

- A. 管理会社は、運用しているF C Pそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、C S S Fにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、F C Pの資産の保管、キャッシュフローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたF C Pのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

- B. パートIおよびパートII F C Pについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- － F C Pの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- － F C Pの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- － 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- － F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － F C Pの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、F C Pのキャッシュフローを適切に監視し、特にF C Pの受益証券の申込みにおいてF C Pの受益者によりまたはF C Pの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、F C Pのすべての現金がa) F C P名義、F C Pを代理する管理会社名義またはF C Pを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 通達2006/73/EC第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 通達2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

F C Pを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. F C Pの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 - i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 - ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、F C Pを代理する管理会社名義で開設された通達2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってF C Pに属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
 - i) F C Pを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてF C Pの所有権を確かめることによってかかる資産のF C Pによる所有を確認し、
 - ii) F C Pが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

¹ 「通達2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに通達の定義語に関する欧州議会および理事会通達2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会通達2006/73/ECをいう。

D. 保管受託銀行は、定期的に、F C Pのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するF C Pの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるF C Pの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) F C Pの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
 - b) 保管受託銀行がF C Pを代理する管理会社の指示を実行する場合、
 - c) F C Pの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
 - d) 権原譲渡契約に基づいてF C Pが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合
- 担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはF C Pの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委任しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委任する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避するつもりで業務を委任するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委任について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委任する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委任されるのは、当該第三者が委任業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたF C Pの資産の性質および内容に適切、かつ、見合った構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に言及された保管業務が以下に服している。
 - i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分離している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるF C Pの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委任要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委任要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委任することができる。

- a) 関連F C Pに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委任が必要であること、委任を正当化する状況および委任に関するリスクを適切に通知され、
- b) F C Pを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委任するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委任する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F. 保管受託銀行は、F C PおよびF C Pの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、F C Pを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに言及された委任に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。

これと矛盾する合意は無効となる。

F C Pの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、F C Pおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、F C PまたはF C Pを代理する管理会社に関して、F C P、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびF C Pの受益者に開示される場合を除く。

- H. 以下の場合、F C Pに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

F C Pは2010年法または2007年法に従うか否かにかかわらず、管理会社によって運用される。

F C Pに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が通達2009/65/E Cに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、通達2009/65/E Cが適用されるU C I T Sを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、U C I T Sの管理会社は、A I Fを運用するA I F Mとしても認可を受けることができる。（さらなる詳細については、以下IV項を参照のこと。）

3.1.5 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。パート I ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はU C I T S規則に定められた追加条件に従う。

パート II ファンドおよびS I Fについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年法および2007年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資口は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

3.2.1.1 2010年法に基づくS I C A V

2010年法に従い、U C I T SおよびU C Iは、S I C A Vの形態の会社型投資信託として設立することができる。2010年法に従い、S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2 2007年法に基づくS I C A V

公開有限責任会社の形態に加えて、2007年法はS I C A Vが株式有限責任事業組合、特別リミテッド・パートナーシップ、普通リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合の形態の採用を許可している。2007年法に基づくS I C A Vの唯一の目的は、投資リスク分散を目的としてファンドを資産に投資し、投資家（十分に情報を提供された投資家でなければならない）に資産運用の結果の恩恵を提供することである。規約は、資本金が常に会社の純資産の金額と同額である旨規定している。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.3 2010年法および2007年法に従うS I C A Vの要件

S I C A Vに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- － 管理会社を指定しない2010年法パートIの対象となっているS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含め、2010年法パートIに従うすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- － パートII S I C A Vは、株式資本を処理しなければならない、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、S I C A Vの認可後6か月以内に達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。
- － S I Fについては、株式プレミアムまたはパートナーシップ持ち分を構成する金額を加えたS I C A Vの払込済資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低資本金は、S I C A Vの認可後12か月以内に達しなければならない。大公国規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロまで引き上げることができる。
（注）現在はかかる規則は存在しない。
- － 取締役の任命および取締役の変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- － 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。
- － 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- － U C I T SおよびパートIIファンドに関して、通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資口を発行しない。
- － U C I T SおよびパートIIファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- － 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- － 規約は、発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定する（パートIファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パートIIファンドについては最低1か月に1回とし、S I Fについては最低1年に1回とする。）。
- － 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。
- － S I C A Vの投資口は無額面とする。

3.2.2 2010年法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

- A. S I C A Vは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。保管受託銀行は、保管受託契約に従い、S I C A Vの資産の保管、キャッシュフローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するS I C A Vに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない

い。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の関連法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたS I C A Vのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. パートIおよびパートII S I C A Vについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- S I C A Vの投資口の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの規約に従って執行されるようにすること。
- S I C A Vの投資口の価格が法律およびS I C A Vの規約に従い計算されるようにすること。
- 法律またはS I C A Vの規約に抵触しない限り、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を執行すること。
- S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- S I C A Vの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュフローを適切に監視し、特にS I C A Vの投資口の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、S I C A Vのすべての現金がa) S I C A V名義またはS I C A Vを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 通達2006/73/EC²第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 通達2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

S I C A Vを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. S I C A Vの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 - i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 - ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、S I C A Vを代理する管理会社名義で開設された通達2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってS I C A Vに属するものであることが明確に確認できるようにする。

² 「通達2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに通達の定義語に関する欧州議会および理事会通達2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会通達2006/73/ECをいう。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

- i) S I C A Vから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてS I C A Vの所有権を確かめることによってかかる資産のS I C A Vによる所有を確認し、
- ii) S I C A Vが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、S I C A Vのすべての資産をまとめた一覧をS I C A Vに提出する。

保管受託銀行が保管するS I C A Vの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) S I C A Vの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
 - b) 保管受託銀行がS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を実行する場合、
 - c) S I C A Vの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
 - d) 権原譲渡契約に基づいてS I C A Vが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合
- 担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはS I C A Vの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委任しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委任する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避するつもりで業務を委任するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委任について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委任する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委任されるのは、当該第三者が委任業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたS I C A Vの資産の性質および内容に適切、かつ、見合った構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に言及された保管業務が以下に服している。
 - i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分離している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるS I C A Vの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委任要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委任要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委任することができる。

- a) 関連S I C A Vに投資する投資主が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委任が必要であること、委任を正当化する状況および委任に関するリスクを適切に通知され、
- b) S I C A Vが、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委任するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委任する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F. 保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、S I C A Vに返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび投資主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに言及された委任に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

投資主は、救済が重複したり投資主間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的にS I C A Vを通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、S I C A V、S I C A Vを代理する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関して、S I C A V、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

- H. 以下の場合、S I C A Vに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはS I C A Vに解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手段の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりS I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（UCITS）または第16章（パートIIファンドおよびSIF）に従い管理会社によって運営される。

S I C A Vが管理会社を指定した場合のS I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意的に認可を撤回されるか、またはS I C A Vにより解任された場合。ただし、当該管理会社が通達2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 指定管理会社がS I C A Vにより認可を撤回され、S I C A Vが自己運用S I C A Vたる適格性の採用を決定した場合。
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手段に服し、または清算した場合。
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

3.2.4 関係法人

上記III.3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 会社型パートIファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パートIファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

- (1) S I C A Vが、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- － 認可の申請は、少なくともS I C A Vの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- － S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- － さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下のIV.3.2の(4)から(8)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と解釈される。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010法および2007年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するU C I（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、U C I内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたU C Iのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。C S S Fは、2010年法および2007年法に従う投資信託（以下「U C I」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連するC S S F通達12/540を発行した。当該通達に従い、C S S Fによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

4.1.2 2010法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。2010年法に基づき発行されたS I C A Vの投資口は全額払い込まれなければならない、無額面でなければならない。投資口は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3 2007法に基づく受益証券の発行および買戻し

S I Fは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口／受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するS I Fを設立することができる。さらに、S I Fは、その変動性と別は別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。

この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、約定した申込みにより当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済投資口（当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法または2007年法により明示的に適用除外されていない限り）FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第26条）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.69ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第27条）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立者の身元
- (ii) 会社の形態および名称
- (iii) 登録事務所
- (iv) 会社の目的
- (v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する株式のクラスの記載
- (viii) 株式の形式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- (x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載
- (xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (xiii) 会社の存続期間
- (xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第29条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 発起人および取締役の責任（1915年法第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

IV. 2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パート I に基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート I ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、通達2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および第2号、a) およびb) に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同等であること。
 - かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - （合計で）取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
 - 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品

- ー 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- ー EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- ー CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証券を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

(8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。

(9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社（各運用UCITSに関するもの）は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。

(b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる場合も、これらの運用によりUCITSはその設立証書に記載された投資目的から逸脱しないものとする。

(c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

(10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

(b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価値は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

ー当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品

ー当該機関への預金、または

ー当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカ

バーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および／または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたまう場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、CSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび／または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび／またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび／または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートIまたは通達2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しようとする議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - (ii) 同一発行体の債務証券の10%
 - (iii) (2010年法第2条第2項の意味の範囲の) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書IV.2.の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSのコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行う行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%まで、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行う行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。

(b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。

2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339（以下「通達08/339」という。）を出した。

通達08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により取って代えられる。）の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された通達08/380により改正された。

2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356を出した。

通達08/356は、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を取り扱っている。当該通達08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

通達14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融派生商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

通達2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。

B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS（以下「マスター」という。）に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
- 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社／第15章の管理会社

パートIファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または株式有限責任事業組合として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定は第15章の管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

(2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。

（注）当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

(4) 1993年法第1－1条、第37－1条および第37－3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

(5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表Iに記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

（注）表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集合的管理において追加的に遂行する「その他の業務」（管理、マーケティングおよびAIFの資産に関連する行為等）から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

(7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用してクロス・ボーダー・ベースで活動を遂行する。

(8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

－ 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

－ 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

(i) 管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

(ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

(iii) 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

－ これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

(c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。

(d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

(e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

(f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。

(9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (12) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。
C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(8)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
— 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T Sの受益証券に投資してはならない。
— (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
(注) 上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償スキームの構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
a) 管理会社は、C S S Fに適切に報告しなければならない。C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T Sが運用されることを妨げてはならない。

- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) U C I T Sの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行ななければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するU C I T Sが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するU C I T Sの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するU C I T Sのリスク・プロファイル、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のU C I T Sの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。
- 報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。
- 報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するU C I T Sのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク負担者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスク負担者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各スタッフに適用される。
- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するU C I T Sのリスク・プロファイル、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
- (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するU C I T Sの、および当該U C I T Sの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
- (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
- (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
- (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。

- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSのユニット数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。

本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基いて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

- (q) スタッフは、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク負担者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスク負担者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各スタッフの利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSのユニットもしくは株の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

通達2009/65/EU第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務

執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条に規定する関連代理人を任命することができる。
管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37－8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (2) 通達2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付CSSF通達03/108に記載され（かかる通達の目的はUCITS管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。）、その後、CSSF通達05/185により補足された。

CSSF規則No. 10－4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

さらに、2010年法の効力発生後、CSSFは、2010年法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味における管理会社を指定していない投資法人（いわゆる「自己管理型投資法人」）に適用される新たな規定に関するCSSF通達11/508を発行した。CSSF通達11/508の目的は、2010年法の効力発生後にUCITS管理会社および自己管理型投資法人が遵守すべき新たな要件につき詳細に説明することであった。

2012年10月24日、CSSFは、CSSF通達03/108、CSSF通達05/185およびCSSF通達11/508に取って代わるCSSF通達12/546を発行した。CSSF通達12/546は、第15章に従う管理会社および自己管理型投資法人に関する認可の取得および維持のための関連ある条件を一つの通達内に含み、CSSF規則No. 10－4の一定の原則を詳述する。

CSSF通達12/546は詳細にわたり、以下は主要な点をまとめたものにすぎない。

- － 業務プログラムを記載した申請ファイルは、CSSFに提出されなければならない。
- － 管理会社および／または自己管理型投資法人は、その事務所をルクセンブルグに置かなければならない。
- － 人的資源について、管理会社および／または自己管理型投資法人は、原則として、その決定事項を実行し、職務を遂行し、受任者の業務を有効に監督するために必要な技能、知識および専門的技術を有する十分な数の常勤職員を雇用しなければならない。ただし、CSSFにより認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の業務執行役員が遂行しなければならない。
- － 一般的規則として、管理会社および／または自己管理型投資法人の業務を遂行する少なくとも2名の者はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者は、いかなる場合も、ルクセンブルグを本拠としなければならない。また、業務執行役員のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管銀行の従業員であってはならない。業務執行役員は、業務契約により管理会社／自己管理型投資法人の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。
- － 通達では、職員数は管理会社／自己管理型投資法人の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。

- － 管理会社のコンプライアンス担当役員、内部監査人およびリスク管理者は、管理会社の取締役会の構成員であってはならない。
- － 通達では、管理会社／自己管理型投資法人が最初のおよび継続的な審査および監督に従いその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件、管理会社／自己管理型投資法人の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社／自己管理型投資法人から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジならびにかかる2名が権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類が詳細に記載されている。管理会社／自己管理型投資法人の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
- － 中央管理事務権限は、他のルクセンブルグの認可された規制対象企業に対してのみ委任することができる。
- － 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されている。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- － ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- － EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

(ii) 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。

(iii) ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFにかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない、これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パートIファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- － 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- － 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券／投資口の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。
主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。
さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。
- － 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- － 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- － 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される規制

- － 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改定済）

- － 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/43/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則No. 10-4
- － ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/44/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則No. 10-5
- － 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF通達11/509
- － 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF通達12/540

4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 2010年法パートIに従うUCITSは、上記(ii)に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

- a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが通達2009/65/ECに従う管理会社により運用され、通達2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iv) 販売資料

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(v) 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITS Vの規則により、パートIファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート I の範囲内に該当する U C I T S に関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 I のスケジュール A に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(vi) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(vii) 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、S I C A V は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めに記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨を R E S A に公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C I の報告書またはその他の書類における投資家または C S S F 向けに提供された情報が当該 U C I の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちに C S S F に報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S F に対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項について C S S F が要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効な C S S F 通達02/81に基づき、C S S F は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各 U C I について毎年、前会計年度中の U C I の業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F 通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C I の運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C I の受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的は U C I の状況を全体的にみることでありと述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、U C I または U C I の管理会社の取締役会および C S S F による使用のためだけに発行される。

(viii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書を C S S F に提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S F が、U C I に対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C I の帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L 通達97/136（C S S F 通達08/348により改正）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類を C S S F に提出しなければならない。

(ix) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。

U C I T S V 通達を実施し、2010年法を改正する2016年5月10日付ルクセンブルグ法は、C S S F が、制裁およびその他の行政措置に関して以下の権限を有する旨を規定した。

- (1) 下記(a)ないし(g)のいずれかに該当する場合、C S S F は、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- － 2010年法パート I およびパート II に従う U C I、その管理会社、保管受託銀行および C S S F の監督に服する、U C I 業務に貢献する事業
 - － 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を行う者
 - － (U C I が任意清算される場合) 清算人
 - a) 2010年法を適用する目的において C S S F が必要とする財務書類またはその他要求された情報の提供を拒絶した場合
 - b) 不完全、不正確もしくは虚偽であることが判明した書類またはその他の情報を提供した場合
 - c) C S S F の検査権ならびに監査権および調査権の行使が妨げられた場合
 - d) 貸借対照表および財務状況の公表について規定する規則を遵守しなかった場合
 - e) 下記(4) b) を理由として C S S F により宣言された C S S F の差止命令を遵守しなかった場合
 - f) 関係機関の健全かつ思慮分別のある運営をリスクにさらす可能性が高い行動を取った場合
 - g) 2010年法第132条の規定を遵守しなかった場合
- (2) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記(a)ないし(p)のいずれかに該当する場合、C S S F は、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- － 2010年法パート I に従う U C I、その管理会社、保管受託銀行
 - － 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を効率的に行う者
 - a) 議決権割合もしくは保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%以上となるよう、または取得者の子会社となるよう、U C I T S 管理会社における適格保有持分が直接もしくは間接的に取得された場合または管理会社におけるそのような適格保有持分が増加された場合（以下「提案された取得」という。）であって、取得者が適格保有持分を取得または増加しようとしている当該管理会社につき C S S F に対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - b) 議決権割合または保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%未満となるよう、または取得者の子会社でなくなるよう、U C I T S 管理会社の適格保有持分が直接もしくは間接的に処分され、または減少した場合であって、C S S F に対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - c) U C I T S 管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第102条第(5)項第b) 号に違反した場合
 - d) 2010年法第27条に規定する範囲の S I C A V が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第27条第(1)項に違反した場合
 - e) 通達2014/65/EUの第11条第(1)項に記載される割合のうちいずれか一つを上回るまたは下回ることとなる、その資本の保有持分の取得または処分を認識した直後に、U C I T S 管理会社が、当該取得または処分を C S S F に報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - f) U C I T S 管理会社が、少なくとも年1回の割合で、適格保有持分を所有する投資主および構成員の氏名ならびに当該保有高を C S S F に報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - g) U C I T S 管理会社が、2010年法第109条第(1)条第a) 項の規定に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
 - h) U C I T S 管理会社が、2010年法第109条第(1)条第b) 項の規定に従って課せられる組織・設立要件を遵守しなかった場合
 - i) 2010年法第27条に規定する範囲の S I C A V が、2010年法第27条第(3)項に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
 - j) U C I T S 管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の S I C A V が、2010年法第110条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - k) U C I T S 管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の投資会社が、2010年法第111条の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
 - l) 保管受託銀行が、2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項に従い、その職務を遂行しなかった場合
 - m) 2010年法第27条に規定する範囲の S I C A V または（自己が運用している各 F C P について）U C I T S 管理会社が、2010年法第5章の規定に定める投資方針に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合、
 - n) U C I T S 管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の S I C A V が、2010年法第42条第(1)項の規定に定めるリスク管理プロセスまたは O T C デリバティブの価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを利用しなかった場合

- o) 2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vまたは（自己が運用している各F C Pについて）U C I T S管理会社が、2010年法第47条および第150条ないし第163条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を遵守しなかった場合
 - p) 別の加盟国において自己が運用しているU C I T Sの受益証券を販売するU C I T S管理会社、または別の加盟国において自己の受益証券を販売する2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年法第54条第(1)項に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (3) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記(a)ないし(n)のいずれかに該当する場合、C S S Fは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- 2010年法パートIIに従うU C I、その管理会社、保管受託銀行
 - 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を効率的に行う者
 - a) 2010年法第16章に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第125—1条第(5)項第b)号に違反した場合
 - b) 2010年法第16章に従う管理会社が、2010年法第125—1条の規定に従い、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - c) 2010年法第12章に従うS I C A Vが、2010年法第95条第(2)項および第(3)項の規定に従い、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - d) F C Pの法的形態を有さないU C I T Sまたは2010年法第13章に従うS I C A Vが、2010年法第99条第(6b)項および第(6c)項の規定に従い、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - e) U C Iまたはその管理会社がそれぞれ、2010年法第150条ないし第158条に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
 - f) 保管受託銀行が2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項の規定に従い、自己の職務を遂行しなかった場合
 - g) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段によりA I FのA I F Mとしての認可を得て、2013年法第10条第(1)項第b)項に違反した場合
 - h) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、2013年法第16条および第17条に従って課せられる設立要件を遵守しなかった場合
 - i) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、2013年法第13条の規定に従って課せられる、利益相反の防止に関する手続および措置を遵守しなかった場合
 - j) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、2010年法第11条(1)および2013年法の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
 - k) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、2013年法第14条の規定に従って課せられるリスク管理の手続および体制を遵守しなかった場合
 - l) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、2013年法第18条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - m) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、自己が運用している各A I Fにつき、2013年法第20条および第21条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
 - n) 別の加盟国において自己が運用しているA I Fの受益証券を販売する、2010年法第125—2条に従う管理会社が、2013年法第30条に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (4) 上記(1)ないし(3)に記載される場合において、C S S Fは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
 - b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
 - c) (U C Iまたは管理会社の場合) U C Iまたは管理会社の認可の停止または取消し
 - d) 管理会社もしくはU C Iの経営陣の構成員、または管理会社もしくはU C Iにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの事業体もしくはその他類似の事業体の経営機能の行使の一時禁止令または（度重なる重大な法令違反の場合）永久禁止令
 - e) (法人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額（法人が親会社である場合または通達2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。）

- f)（自然人の場合）5,000,000ユーロ以下の罰金
- g) 上記e) および f) の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、（上記e) および f) の上限金額を上回る場合であっても）当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金
- (5) 本法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定（不服申立てが存在しないものに限られる。）について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、C S S Fは、不当な遅滞なく、C S S Fのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。
- ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとC S S Fが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、C S S Fは、以下のいずれかを行うものとする。
- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること（当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。）。
- c) （上記a) およびb) に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合）制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
- i) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
- ii) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。
- C S S Fが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。
- (6) また、C S S Fは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、C S S Fの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (7) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、C S S Fのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (8) 通達2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、C S S FがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、C S S Fは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。
- さらに、C S S Fは、上記(1) c) に従い、課せられたが公表されていない行政処罰（当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。）をESMAに報告するものとする。
- (9) C S S Fが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、C S S Fは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下（該当する方）を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
- a) 違反の重大性および期間
- b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
- c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
- d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが決定される範囲に限られる。）
- e) 違反につき責任を負うべき者によるC S S Fに対する協力の程度
- f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
- g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (10) C S S Fは、本法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。）を確立する。
- (11) 上記(10)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
- a) 違反報告およびそのフォローアップの受領に関する具体的な手続
- b) UC I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、UC I業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
- c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること

d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則

(12) 第1項に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。

(13) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 FCPの強制的・自動的解散

a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合

b. 管理会社が破産宣告を受けた場合

c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。

b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

V. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、AIFMをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

(i) 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、（当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

- a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
- b) UCITS IV通達に基づき認可を必要としない投資信託。

(ii) 2013年法は、以下のAIFMには適用されない。

- a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がAIFではないことを条件とする。）
- b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM
 - (i) その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは
 - (ii) レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF（それぞれを「最低限度額」という。）

AIFMは、上記b)(ii)に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない。2013年法は、かかる登録に関して適用除外規則を定めていない。2013年法の適用が除外されるAIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。2013年法の適用が除外されるAIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。2013年法の適用が除外されるAIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート（下記V.1.6を参照のこと。）の恩恵を受けることはなく、このためパートIIファンドまたはSIFの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

EU加盟国以外の国で設立されたAIFM（すなわち、EU圏外のAIFM）の認可は、2015年7月から取得可能となる。それまで、2013年法は、EU加盟国以外の国で設立された一または複数のAIF（すなわち、EU圏外のAIF）を運用し、ルクセンブルグにおいてかかるAIFを販売しないEU圏外のAIFMには適用されない。しかしながら、ルクセンブルグにおけるEU AIFの管理またはEU圏外のAIFの販売を意図するEU圏外のAIFMは、2013年法第58条第5項に記載される要件に従わなければならない。

1. 2013年法に従うAIFMおよび保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、下記のいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

AIFMが、

- a) AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合、もしくは
- b) AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体（かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表Iに記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

上記とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 通達2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
 - i) 投資顧問業務
 - ii) 投資信託の投資口または受益証券に関する保管および管理事務業務
 - iii) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび／またはA I Fの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 A I F Mの認可

ルクセンブルグで設立されたA I F Mの行為を開始するには、C S S Fの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) A I F Mの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するA I F Mの投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) A I F Mが2013年法第2章（A I F Mの認可）、第3章（A I F Mの運営条件）および第4章（透明性要件）および、適用ある場合、第5章（特定タイプのA I Fを運用するA I F M）、第6章（E U A I F MのE UにおけるE U A I Fの販売および運用権限）、第7章（第三国に関する具体的規則）および第8章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、A I F Mの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めにに関する情報

さらに、認可申請はA I F Mが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するA I Fに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、A I F Mは履行前に、とりわけC S S Fが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてC S S Fに通知する義務が生じる。

1.2 A I F Mとしても認可された管理会社

以下の事業体はA I F Mとしての資格を有する可能性がある。

- (a) 2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法（第125－1条および第125－2条）第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パートIIに従い内部運用されるU C I
- (d) 2007年法に従い内部運用されるS I F
- (e) 2004年法に従い内部運用されるS I C A R
- (f) 2013年法に従い規制されるA I F Mたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの事業体
 - 1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fに対して運用業務を提供するルクセンブルグの事業体
 - 2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの事業体

1.2.1 第15章記載の管理会社

2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、U C I T S IV通達に従い認可されたU C I T Sの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いC S S Fにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくA I F Mとして行為するため追加許可をC S S Fから得ることを条件とし、A I F M Dが規定するA I FのA I F Mとして任命される場合もある。

A I F Mとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、IV3.1を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社－第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、A I Fの管理会社およびA I F Mとして行為することができる。2010年法第125－1条、第125－2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

- (1) 管理会社の業務の開始にはC S S Fの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または株式有限責任事業組合として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S Fによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125—2条の適用を害することなく、2010年法第125—1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- (i) A I FMDに規定される範囲内のA I F以外の投資ピークルの運用を行うこと。
- (ii) A I FMDに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはA I FMDに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88—2条第2項a)に従い外部A I FMを選任しなければならない。
- (iii) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のA I Fの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - C S S Fに対して当該管理会社が運用するA I Fを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供すること。
 - C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88—2条第2項a)に規定する範囲の外部A I FMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S Fに対し認可の申請を行わなければならない。

A I FMDに規定する範囲のA I F以外の投資ピークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125—1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の運用は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125—1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125—1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
 - b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C Iが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体のみ付与される。
- 当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(ii)の活動を行う2010年法第125—1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I FMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88—2条第2項a)に規定される範囲内の外部A I FMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてA I FMDに規定する範囲の一または複数のA I Fを運用する2010年法第125—2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、A I FのA I FMとしての認可をC S S Fから事前に取得しなければならない。

2010年法第125—2条に記載される管理会社は、2013年法別表Iに記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125-2条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

- (2) C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。
- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
(注) 現在はかかる規則は存在しない。
 - b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
 - d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。
 - e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) C S S Fは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
 - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.3 委託

2013年法に従い、AIFMは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にC S S Fに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) AIFMは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、C S S Fの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、C S S Fの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、C S S Fおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はAIFMの監督の有効性を阻害してはならず、特にAIFMが投資家の最善の利益のために行い、または運用されることを妨げてはならない。
- f) AIFMは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、AIFMは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

AIFMは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

（注）A I F Mは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有することとする。また、この適切な配慮は、A I F Mによって、継続的に遂行されるものとする。

A I F Mは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはA I F MもしくはA I Fの投資家と利益が相反するその他の事業体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

A I F に対するA I F Mの責務は、A I F Mが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I F Mの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの事業体として見なされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がA I F Mから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- － 再委託に対するA I F Mの事前合意
- － A I F Mは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にC S S Fに通知すること。
- － A I F Mからの委託先（第三者）に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

（注）ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F Mによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのA I F Mからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのA I Fは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

A I F Mは、A I F Mが運用する各EU A I FおよびA I F MがEU内で販売する各A I Fについて、A I Fの規約（またはF C Pの場合は約款）に基づき投資家がA I Fに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- － A I Fの投資戦略および投資目的の記載ならびにA I Fが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- － 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- － A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- － A I F Mの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- － 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- － A I Fの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- － A I Fの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めにに関する記載
- － 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- － A I F Mが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、A I FまたはA I F Mとの法的または経済的関連についての記載
- － 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- － 受益証券または投資口の発行および販売の手続および条件
- － 2013年法第17条に基づき決定されるA I Fの直近純資産価額またはA I Fの受益証券もしくは投資口の直近市場価格
- － 入手可能な場合、A I Fの過去の実績
- － プライム・ブローカーの身元ならびに、A I FおよびA I Fのプライム・ブローカー間の重要な取り決めにに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、A I F資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- － レバレッジ利用、リスク特性およびA I Fのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

A I Fがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、A I F Mは管理する各EU A I FおよびEUにおいて販売する各A I Fについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

A I F Mは、さらにA I Fのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、A I Fが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該A I Fが用いるレバレッジの総額について定期的に、開示するものとする。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたA I F Mは、管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、C S S Fおよび適用ある場合、A I Fの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたA I Fは、通達2004/109/E Cに基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更（上記1.4.1参照のこと）ならびにA I F Mがスタッフに支払った会計年度中の報酬総額およびA I Fが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3 C S S Fへの報告義務

2013年法第22条に従い、A I FはC S S Fに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、A I F Mが管理するA I FのためにA I F Mが取引する主な商品、A I F Mが取引する主要な市場、A I F Mが取引する主な商品、A I F Mが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにA I F Mが管理する各A I Fの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

A I F Mは、管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、C S S Fに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うA I Fの資産の割合
- A I Fの流動性を管理するための新たな取り決め
- A I Fの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためA I F Mが用いるリスク管理システム
- A I Fが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

A I F Mの報告期間の頻度は、A I Fの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がA I F M Dの第3(2)条a項およびb項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のA I Fのポートフォリオを運用するA I F Mの場合、運用する各E U A I FおよびE U内で販売する各A I Fについて半年ベース
- 上記の要件に従うA I F Mの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各A I Fについて5億ユーロを超える場合、当該A I Fについて四半期ベース
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるA I Fのポートフォリオを運用するA I F Mの場合、運用する各E U A I FおよびE U内で販売する各A I Fについて四半期ベース
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、A I F Mの運用下にあるレバレッジされていない各A I Fについては、年次ベース

上記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、A I F Mは、請求に応じてC S S Fに、運用するすべてのA I Fに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるA I Fを運用するA I F Mは、運用する各A I Fが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融派生商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにA I Fの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をC S S Fに提供するものとする。

かかる情報は、A I F Mが運用する各A I Fのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各A I Fのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

C S S Fが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、A I F Mに対し、定期的かつ逐次ベースで、V.1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、完全にA I F M Dの範囲内でA I Fの新保管受託制度を導入した。わずかな調整を条件として、2013年法は、2013年法の範囲内に完全には該当しないS I Fについては従前の保管受託制度を維持する。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融証書以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、(i) 当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ(ii) 主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する支配権取得を目指す、2007年法に規定するSIF、2004年法に規定するSICARおよびAIFMDに規定するAIFに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前節に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表IIの第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理上の構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法に規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- AIFの資産の保護預かり義務
- AIFのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監督業務

保管受託銀行自体が実施しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは反対に、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、AIFまたはAIFを代理して行為するAIFMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、AIFMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は第三者に対するその業務の委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、AIFまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、AIFまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 AIFのクロス・ボーダー・マーケティングおよび運用

2013年法第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）および第7章（第3国に関する具体的規則）に規定される通り、AIFはAIFMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みAIFMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済AIFMが、これらのAIFをクロス・ボーダーベースで運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、AIFの販売または運用を行うためAIFMがホスト加盟国からの認可を取得するか、AIFMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

2. 2010年法および2007年法に従うルクセンブルグUCIの概要

2.1 2010年法に従うパートII ファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパートIIファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUCITS規定に該当するが、2010年法パートIに該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パートIIに準拠するものとする。

- － クローズド・エンド型のUCITS
- － EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- － 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- － 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パートIIファンドの投資制限

パートIファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）かかる規則は未だ出されていない。

IML通達91/75は、パートIIファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートIIファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートIIファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパートIIファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでCSSFとともに協議することができる。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パートIIファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、通達2011/61/EUの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パートIIファンドは、2013年法に従い、(i) パートIIファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または(ii) ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パートIIファンドは、それ自身がAIFMとしてみなされ、(i) AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および(ii) 2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパートIIファンドを運用する条件は、上記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

上記の記載事項は、原則として、パートIIファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パートIIファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パートIIファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パートIIファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パートIIファンドは、2010年法第88-2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパートIIファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パートIIファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパートIIファンドは、CSSFによってリストに記載されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- － 投資会社および管理会社は、自己が運用する各F C Pにつき、目論見書およびその修正ならびに年次および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。
- － パートIIファンドは、2010年法に規定する範囲内において、主要投資家情報を含む文書を作成する権限を有する。かかる場合において、当該文書は、主要投資家情報を作成するU C Iは、通達2009/65/E Cに従うU C I T Sではない旨の明確な記述を含まなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- － 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- － 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

投資家に対する追加開示は、A I F Mの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたA I F Mによって運用されるか、または内部運用されるA I F M（下記参照のこと。）としての資格を有するパートIIファンドに対し、2010年法および2013年法によって要求されている。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパートIIファンドに適用される追加的な規制

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのU C I Tが活動を行うためにはC S S Fの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立書類の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 販売資料

2005年4月6日付C S S F通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S Fに提出する必要はないものとされている。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(v) 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F通達02/81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、

また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUC Iの状況を全体的にみることでであると述べている。

(vi) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、UC Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UC Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L通達97/136（C S S F通達08/348により改正）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

(vii) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、上記IV.4.2（ix）項を参照のこと。）

2.1.5 保管受託銀行

パートIIファンドに関しては、III.3.「契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要」の項に詳述される保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記IV.4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパートIIファンドの清算にも適用される。

2.2 2007年法に従うS I F

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたピークルと2010年法に従うUC Iをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」（以下「S I F」という。）と称している。

上記II.に記載するとおり、2007年法は、A I FMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのS I F制度、すなわち、(i) 2007年法パートIに従い、A I FMDの対象となるA I Fとしての資格を有しないS I F、および、(ii) 2007年法パートIIに従い、認可されたA I FMによる運用が必要なS I Fを区別する。

2.2.1 一般規定およびその範囲

S I F制度は、(i) その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUC I、および、(ii) その設立文書によりS I F制度に服するUC Iに適用される。

S I Fは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUC Iとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。同通達は、2012年7月3日法によって置き換わった通達2010/73/EUによって改正されている。

S I Fは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはS I Fへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006/48/ECに定める金融機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2009/65/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がS I Fへの投資を認められることを意味する。

S I F制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもS I F制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2 ルクセンブルグのSIFの投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パートIIと同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。そのためCSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認めることができる。従って、個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。

CSSFは、SIFに関するリスク分散について通達07/309（以下に詳述する）によって規制ガイドラインを発行した。SIFがアンブレラ・ファンドとして設立されている場合、SIFへの言及は、そのコンパートメントの一部に関する言及として理解されなければならない。

(1) SIFは、その資産または約定した申込みの30%を超えて同一発行体が発行する同種の有価証券に投資しない。

(1)の制限は、以下の証券に適用されない。

(i) OECD加盟国または超国家的組織に対して発行された有価証券

(ii) 少なくともSIFに適用されるものと同等のリスク分散規制に服するターゲットUCI

(2) 同一の発行体が発行する同質の有価証券の空売りは、SIFの資産の30%を超えない。

(3) 金融派生商品を使用する場合、SIFは当該金融派生商品の裏付け資産の適切な分散により、上記に匹敵する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

CSSFは、ケース・バイ・ケースで例外を認める。

CSSFは、SIFが上記分散規則を逸脱できる「猶予期間」を認める。この猶予期間は、SIFの目論見書に開示されるものとし、運用資産の種類に応じて変更する。

2.2.3 管理会社およびAIFM

ルクセンブルグの管理会社は、2010年法第15章および第16章に従い、SIFを運用する。SIFが2013年法の条項に従うAIFとしての資格を有する場合、後者は、2013年法第2章の条項に従う認可済みAIFM（AIFMの運用資産が最低限度額を超えない場合）または登録済みAIFM（当該AIFMが最低限度額免除の恩恵を受けることができる場合）によって運用されるものとする。

第15章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。これらの管理会社がAIFMとして資格を有するための条件は、上記の通りである。

第16章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に従い存続する管理会社が満たさなければならない要件を規定している。これらの要件は上記の通りである。

2.2.4 SIFの認可、登録および監督

2.2.4.1 認可および登録

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実には照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役／運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2.2.4.2 投資家に提供すべき情報

募集文書および直近に公表された年次報告書は、購入者からの請求に応じて、無料で購入者に提供されるものとする。しかしながら、2007年法は、かかる文書の最小記載内容について具体的な内容を課していない。

募集文書は、投資家が投資家に提案された投資および特に、投資に付随するリスクについて、情報に基づく判断を下すことができるよう必要な情報を記載しなければならない。

募集文書の継続的更新は要求されないが、新規証券またはパートナーシップ持ち分が新たな投資家に対して発行される際には重要部分の更新をしなければならない。募集文書の修正は、CSSFの承認を条件とする。

2.2.5 ルクセンブルグのSIFの追加的な規制

(i) 規制上の側面

2007年法上、SIFは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付CSSF規則12-01は、これらの要件に関する措置を講じている。

(ii) 財務報告書の監査

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない。

U C I T SおよびパートIIファンドについては、1915年法第73条(2)項とは別に、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を、年次総会の招集通知と同時に、登録受益者に送付することを要しない。招集通知は、これらの文書を受益者に提供する場所および実務上の取り決めを記載するものとし、各受益者は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を送付するよう請求することができる旨明記するものとする。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

(iii) 財務報告書の提出

2007年法第56条は、S I Fが募集文書およびその修正ならびに年次報告書をC S S Fに送付しなければならない旨規定している。

2.2.6 保管受託銀行

S I Fは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法のパートIIに服し、認可済みA I F Mによる運用を要するS I Fおよび2007年法のパートIIに服し、A I F M Dの範囲内のA I Fとしての資格を有しないS I Fは、異なる保管受託制度に服す。A I F M Dによる制度は、V.1.5に記載され、A I F M Dに服さないS I Fについては、資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にS I Fの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

以下の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件（例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み）を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a）に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないS I Fに関しては、1993年法第26-1条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7 清算

IV.4.3「清算」の記載事項は、2007年法に従うS I Fの清算にも適用される。

2.3 S I C A R

2004年6月15日に、ルクセンブルグ議会は、リスク・キャピタルへ投資する投資法人（以下「S I C A R」という。）に関する2004年6月15日法（以下「2004年法」という。）を採択した。リスク・キャピタルへの投資は、証券取引所への参入、進展または上場を目指す事業体に資産を直接または間接に投資することを意味する。このタイプのピークルは、情報を十分に提供された投資家（S I Fに関する2007年法と同様に2004年法によって定義される。）にのみ利用可能である。

2.4 R A I F

2016年7月28日、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法が公表された。

これにより、「リザーブド・オルタナティブ投資ファンド」（以下「R A I F」という。）という新たな種類のルクセンブルグの投資ピークルが導入された。

R A I Fは実質上、A I Fとして区分されるS I F（またはS I C A R）と同一の特徴（および柔軟性）を有しており、主な違いは、R A I Fは、C S S Fの認可および監督に服さず、それゆえ、R A I Fを設定し、運用を開始することができる時間枠が市場に出るまでの時間の観点から考えるとより魅力的であるということである。S I FおよびS I C A R同様、R A I Fは、情報を十分に提供された投資家にのみ利用可能である。R A I Fは、認可されたA I F Mによって管理されなければならない、A I F M Dに基づいて規制される。その他のA I Fについて、R A I Fの認可されたA I F Mは、2013年法、A I F M Dおよび第三国の規則の規定に従うことを条件として、クロスボーダーベースでE Uの特定投資家に対して自らが管理するR A I Fを最終的に市場に出すことができる。

第4【参考情報】

ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2016年3月25日	有価証券届出書の訂正届出書提出
2016年6月24日	有価証券届出書提出
2016年6月24日	有価証券報告書（第24期）提出
2016年9月30日	半期報告書（第25期中）提出
2016年9月30日	有価証券届出書の訂正届出書提出

第5【その他】

該当事項ありません。

監査報告書

ノムラ外貨MMFの受益者各位

我々は、ノムラ外貨MMFおよび各サブ・ファンドの2015年12月31日現在の結合純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の結合運用計算書および結合純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能とするために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

承認された法定監査人（“Réviseur d'entreprises agréé”）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（“Commission de Surveillance du Secteur Financier”）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、承認された法定監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、承認された法定監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ外貨MMFおよび各サブ・ファンドの2015年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

ルクセンブルグ、2016年4月26日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

ケネス・カイ・ション・イーク

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
Nomura Multi Currency MMF

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Multi Currency MMF and of each of its sub-funds, which comprise the Combined Statements of Net Assets and the Statement of Investments as at 31 December 2015, and the Combined Statements of Operations and the Combined Statements of Changes in Net Assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Multi Currency MMF and of each of its sub-funds as of 31 December 2015, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative

Luxembourg, 26 April 2016

Represented by

Kenneth Kai Siong Iek

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

監査報告書

ノムラ外貨MMFの受益者各位

我々は、ノムラ外貨MMFおよび各サブ・ファンドの2016年12月31日現在の結合純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の結合運用計算書および結合純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能とするために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

承認された法定監査人（“Réviseur d'entreprises agréé”）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（“Commission de Surveillance du Secteur Financier”）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、承認された法定監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、承認された法定監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ外貨MMFおよび各サブ・ファンドの2016年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重大な虚偽記載があるかどうかについて検討することである。我々が実施した手続きに基づき、当該情報に重大な虚偽記載があるという結論に達した場合、我々は、その事実を報告しなければならない。我々は、この点に関して報告すべき事項はない。

ルクセンブルグ、2017年4月26日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

ケネス・カイ・ション・イーグ

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
Nomura Multi Currency MMF

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Multi Currency MMF and of each of its sub-funds, which comprise the Combined Statement of Net Assets and the Statement of Investments as at 31 December 2016, and the Combined Statement of Operations and the Combined Statement of Changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, ⁽⁸¹⁾the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Multi Currency MMF and of each of its sub-funds as of 31 December 2016, ⁽⁸¹⁾ and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 26 April 2017

Kenneth Kai Siong Iek

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位
L-5826 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2017年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を可能とするために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

承認された法定監査人（"réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、承認された法定監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、承認された法定監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2017年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

シルヴィー・テスト

ルクセンブルグ、2017年5月30日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2017 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2017, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, May 30, 2017

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。